

第七十一回国 参議院社会労働委員会会議録第十六号

(三二二)

昭和四十八年七月三日(火曜日)

午前十一時十五分開会

委員の異動

六月二十八日

辞任

斎藤 十朗君

杉山善太郎君

六月二十九日

辞任

渡辺 太郎君

補欠選任

渡辺 太郎君

藤原 道子君

補欠選任

斎藤 十朗君

出席者は左のとおり。

委員長

大橋 和孝君

理事

玉置 和郎君

丸茂 重貞君

須原 昭二君

小平 芳平君

石本 茂君

上原 正吉君

川野辺 静君

君 健男君

斎藤 十朗君

高橋文五郎君

寺下 岩蔵君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

田中寿美子君

藤原 道子君

矢山 有作君

中沢伊登子君

小笠原貞子君

須原 昭二君

参議者
国務大臣

厚生 大臣 齋藤 邦吉君

政府委員
總理府統計局長 加藤 泰守君

厚生省公衆衛生局長 加倉井駿一君

厚生省援護局長 高木 玄君

事務局側
常任委員会専門員 中原 武夫君

説明員
外務省アメリカ局外務参事官 角谷 清君

文化庁文化部長 鹿海 信也君

本日の会議に付した案件
○職傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○戦時災害援護法案(須原昭二君発議)

○委員長(大橋和孝君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。
六月二十八日、杉山善太郎君が委員を辞任され、その補欠として藤原道子君が選任されました。

○委員長(大橋和孝君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○須原昭二君 私は、戦傷病者戦没者遺族等援護法を補強する意味におきまして去る六月二十六日の当委員会において、私が参議者となりまして戦時災害援護法案の提案説明をいたしました。その際、第二次世界大戦でアメリカ軍の無差別爆撃、皆殺しといいますが、ジェノサイド、皆殺し爆撃によって一般の市民の死者は沖繩を除いて約五十万人、罹災人口は実に一千万以上と私は説明をいたしましたことをいま記憶いたしておるわけですが、しかし一九四九年の四月、経済安定本部が発表した戦時による死者は軍人軍属の死者が百五十五万五千三百八十八人、軍人軍属の負傷者、これは傷病恩給受給者のみでありまして三十九万九千四百二名、さらに一般国民の死者二十九万九千四百八十四人、負傷者、行方不明が三十九万八千八百三十八人、総計二百五十三万三千二百四十四人であったと実は経済安定本部が発表いたしましたおるわけです。

さらには、軍人軍属の戦死者に対する恩給復活、たしか一九五三年の四月の時点ではなかったかと思ひますが、遺族扶助料の支給等によって厚生省の援護局が明らかにした数値はこれまた違つておりました。軍人軍属の戦死者が二百一十二万人、外地での一般市民、すなわち、沖繩を含んでおりましたが、この死者が四十八万人、内地での一般市民の死亡者が五十万人、総計三百三十万人、こう見ておるわけです。

さらにまた、全国の戦災死没者遺族連合会の戦災都市空爆死没者慰霊塔記録に基づいて調査をされておりますが、これによりますと、五十万九千四百六十九人、こうなっております。米側の調査によりますと、本土大空襲において民間死亡者三十三万人余と、民間の被害者は四十七万七千人、こう実は発表しておるわけです。

このように実は一般市民の死傷者の数値はさきわめてまちまち、きわめて不正確であるといわなければならぬわけでありまして、わが国の戦争犠牲者の数がおよその推定であつて正確なものではない、こういうことがこのさきさまざまな数値から明らかになるのでありますが、こうした統計数字がつくられたのはどこに原因があるのか、まず厚生省の御答弁をお願いをいたしたいと思います。
○政府委員(高木玄君) ただいま須原先生いろいろ数字をあげられましたが、戦争犠牲者の統計数字でございまして、一般戦災者の数字につきましても、権威あるものとしては、先生が申されました昭和二十三年に当時の経済安定本部が調査の結果発表した数字が一応権威のあるものとして残つておるわけでありまして、そのほか一般戦災者につきましては、特に、厚生省はじめ、どこかの省におきまして調査したというふうなものはございせん。それから戦没者の数字でございまして、これは私どもの調査といひますが、やはり推計を含んでおりますが、一応軍人軍属が過ぐる大戦でなくなりましてのが百九十万二千三百人、それから軍属が十八万人、合せて二百一十二万七千人というふうに一応考へております。結局、こういった戦争犠牲者についてのはっきりした統計数字がないというの、終戦直後、御承知のとおり、国土が荒廢し、国民は生活苦にあへておつた、食糧難その他であへておつた時期でございまして、こういった統計を行なうような余裕がなかったと、ほかになすべきことがたくさんある。とるものもとあります。たとえば援護行政について申し上げますれば、外地から引き揚げてくる引き揚げ者を何はさておき、受け入れなきゃならぬと、こういうふうな状況でありまして、そういったようなじつくり調査して統計をつくるというふうな余裕がなかったと、こういうことに起因するのじゃないかと思ういます。

○須原昭二君 いまお話しがございましたように、経済安定本部が発表した数値がきわめて権威のあるものである、こういうお話であります。その経済安定本部が発表した一般国民の死亡者は二十九万九千四百八十四人です。しかし、先ほど申しましたように全国戦災死没者遺族連合会の調査、これは戦災都市だけの空襲死没者の慰霊塔にお祭りをしていると、戦没者の記録、これを調査した数字ですが、これが五十万九

千四百六十九人なんです。この数値から見ても倍々誤差があるわけですね。きわめて私は、權威がある權威があるといわれておりますけれども、実際お祭りである数字と半分ぐらいである。こういう点から見ると、一般市民についての統計調査というのは全く正確なものであるといふことを暴露したものだと言わざるを得ないんです。私がこれから尋ねることに對してもあなたの方の答弁というのは要を得ないかも知れませんが、また期待が不可能かも知れませんが、この際、このようなことは行政の責任が私はないと言わざるを得ないわけであって、明確な答弁が出てこないかも知れませんが、現在厚生省がつかんでいる戦争犠牲者、すなわち死亡者、負傷者あるいは行方不明、軍人軍属、一般市民に分けて、その数字をこの際明らかにしてもらいたいと思つておられます。時間の関係がございますからこれはあとから資料を出していただければけっこうでありますから、これは具体的に明確にひとつ出していただきたいということを委員長を通じてお願いしたいと思つておられます。

○政府委員(高木玄吉) 調査したことはございせん。

○須原昭二君 なぜ調査をしたことがないんです、その理由を。

○政府委員(高木玄吉) 一般戦災者の問題につきまして、私どもの局について申し上げますれば、私どもの局の所管ではないということになるわけでありまして、一般戦災者はどこで所管しているのかということになります。これはちょっと非常にかしこい問題でございまして、これをばつかり所管している省というのはないと思ひます。

○須原昭二君 明確なる御答弁がない。また、期待が不可能だと言つたとおりの答弁が出てきません。

たよ。そういうことで援護局の任務が果たされまつか。調査したことがないとするならば、これから調査する気がありますか。どうですか。

○政府委員(高木玄吉) 私どもがいま申しましたのは、援護局におきましては厚生省設置法に定められた所掌事務がございまして、その中に戦災者の援護の問題はございません。そういう意味で申し上げたわけでありまして、この一般戦災者の調査の問題でございまして、現在のところ、これを全般的に調査する計画は持っておりません。

○須原昭二君 先般当委員会におきまして先生の御質問に對しまして、大臣から、サンプリングの調査を行なうというお話がございましたので、その線に沿つて現在検討中でございます。

○須原昭二君 実は、そのために前段で御尋ねをしたわけでありまして、二月の二十七日に当委員会でお話の質問に答えて厚生大臣は、この問題にいまお話しのようにお話しがございました。厚生大臣は、「せっかくの御熱心なお尋ね、御意見でございますので、私も本年度じゅうに、どうかの都市についてサンプリングの調査する」と、こう言われました。私は、サンプリングという表現はよろしくないというのを後ほど厚生大臣に申し上げたことがございまして、これはためしてみるということ、試験的である、したがって、ほんとうに調査をする気があるのかないのか、こういう疑念を持たざるを得ないわけですね。百歩譲つて、ある特定都市でもいいからどこでも、どこを指定して調査されるのか、予定されているのか、いまお話しをするともまだ検討中だと言われておりますが、もう四月月たつていらっしゃるんですよ、四月月たつてまだ検討中なんですか。どこをサンプリングにして、地域を指定して、どのようにやるというようなことを四月月たつてもまだ検討中なんですか。そういう行政の怠慢というのはいわれわれは許されぬ。われわれがこういうときに、こういう委員会を通じて言わなければならぬ、進まないというような態度はだめですよ。検討中とはどういうことですか。

○政府委員(高木玄吉) 五月の初めに、私どもの職員二名を愛知県に出張させましてこの問題の実態の把握に当たらせてございまして、この問題は、やはり一番戦災者の問題をいま熱心に取り上げられておりますのは名古屋市中でございますので、調査をするとして名古屋市中でございます。調査をするとして、愛知県に職員を派遣するというふうな考えまして、愛知県に職員を派遣したわけでございます。愛知県の実態を見たのでございまして、この身体障害者手帳の申請書台帳等の県の保管資料から空襲当時の実態を知ること、これはきわめて困難であるということとはわかつたわけでありまして、しかし、この新たな調査を実施するにつきましては、時間の経過あるいは人口の移動、そういった問題から調査方法はきわめてむずかしいのでございまして、私どもとしても、一体どういふ調査をしていいのかわかりました構想がなかなかまとまらないということでございます。そして、ちやうど名古屋市中におきまして、七月一日現在におきまして身体障害者全体の実態調査を行なうという計画がございまして、この名古屋市中におきまして身体障害者全体の実態調査の結果を私どもは見せていただきます。それに基づいてどういふ調査を行なうのが適當であるかどうか検討したい、こういう気持ちでおるわけでありまして、

○須原昭二君 いまのお話は、私は名古屋の出身です。ですからよくわかつております。われわれが名古屋市中に要請をして名古屋市中が自主的に調査にかかつているわけですね。厚生省の言う、サンプリングに厚生省が自主的にやつたものではないんですよ。その点を明らかにしてください。

○政府委員(高木玄吉) おっしゃるとおり、名古屋市中が独自でやる調査です。

○須原昭二君 そうでしよう。

○政府委員(高木玄吉) はい。

○須原昭二君 そういう、答弁をこまかしちゃだめですよ。私は、少なくとも厚生省がみずからおどり出て、そして実態を調査をしない、サンプリング的に、百歩譲つてのサンプリング的でもいいですからやりなさいと言つたのは、そういうことなんです。

○政府委員(高木玄吉) はい。

○須原昭二君 そういう、答弁をこまかしちゃだめですよ。私は、少なくとも厚生省がみずからおどり出て、そして実態を調査をしない、サンプリング的に、百歩譲つてのサンプリング的でもいいですからやりなさいと言つたのは、そういうことなんです。

○政府委員(高木玄吉) はい。

○須原昭二君 そういう、答弁をこまかしちゃだめですよ。私は、少なくとも厚生省がみずからおどり出て、そして実態を調査をしない、サンプリング的に、百歩譲つてのサンプリング的でもいいですからやりなさいと言つたのは、そういうことなんです。

○政府委員(高木玄吉) はい。

○須原昭二君 そういう、答弁をこまかしちゃだめですよ。私は、少なくとも厚生省がみずからおどり出て、そして実態を調査をしない、サンプリング的に、百歩譲つてのサンプリング的でもいいですからやりなさいと言つたのは、そういうことなんです。

す。人のふんどしで相撲とるようなことはだめなんです。そこに熱意がないということなんです。私はそういうサンプリング的にやるということではなくして、この際、広範な、この二十八年間置き去りになっている民間の戦争犠牲者に対してこたえる道、すなわち全国的に調査をしてください、こういうことを私は厚生大臣にお願いをいたしておるわけでありまして、そういう調査を、実態をつかむ姿勢がいまの姿勢からいってない。ほんとうに厚生大臣はそういうやる気があるのかないのか、厚生大臣の所見を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 私は、須原委員にお答えいたしましたように、やる考えでございます。そこで、お話のように、名古屋市中が幸いに自主的に身体障害者の実態を調査する、こういうお話がございましたので、その調査の結果を待つてどういふふうな項目について、どういふふうなやつた方がいいか、その結論を出していいのではないかと、その結論によつてサンプリング的な調査を進めるといふことが適當ではないか、こういう考え方でございます。私は全然お約束をいたしましたことをやらぬぞというふうなことは夢にも考えておりません。

○須原昭二君 そこで、いまサンプリング的に調査をする予備調査として、いま名古屋のやつていふことをやるというならば、少なくとも名古屋市中に對して、経済的にそういう調査実費に對する補てんをする意思がありますか、どうですか。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 私どもは、実は名古屋市中のやることにつきましても、相談に行つたんです。どういふ項目をどういふふうなやつた方がいいだらうか、私どもの気持ちとしては須原委員からのお尋ねもございまして、サンプリング的な調査をやらにやならぬ、そこでどういふふうなことをやつたらいいだらうか、名古屋市中も非常に迷つておられました。どういふふうなことをやつたらいいだらうかというところで非常に迷つておりましたが、私どものほうも須原委員にお約束したことである

から、これはやらにやらぬ、だから、それじゃああなたのほうで自主的にひとつ先にやってくださう、こういうことでいたしたわけでございます。この調査に国が金を出さうというところについては、いまのところ考えておりません。

○須原昭二君 これは財政的にやはり援助してもらいたいと思ひます。当然国がやるべき仕事なんです。これは、そこです、サンプリングにやられるにしても身体障害者の団体等々を通じてやられるというお話ですが、たとえば油脂焼夷弾をかぶって全身ケロイド状態になっている人は身体障害者の福祉法の中で該当しておられないです。そういう人たちは包含をする場合に、いまの身体障害者の団体を通じて、そういう形では実態を掌握することはできないんですよ。その点にはひとつ御銘記を願つておきたいと思ひます。そこで、私はやる気があるならやれると思ひます。ほんとうに厚生省がこれをやらなきゃならぬという不返転の決意をして臨めばできるのです。たとえば国政調査は五年おきに行なわれております。こういう調査方法でもその状況は私は掌握できると思ひますが、どうですか、総理府。

○政府委員(加藤泰守君) 調査の目的が必ずしも私、はつきりわかりませんので、お答えがあるいは射を射てないかもしれせんけれども、個々の人のリストをつくって将来その援護のために資するよう調査と、こういう御趣旨でございませうれば、少なくとも統計法に基づく指定統計としての国勢調査の中に入り得ないというふうに考えます。そういう御趣旨でなくて、全体の統計数字を把握するための調査であるというお話でございます。統計法そのものの問題としてはあるいは載るかもしれせんけれども、ただ、私のほうの国勢調査そのものの非常に膨大な資料を作成するための調査でございまして、現在、調査員の調査そのものも非常にむずかしい段階にございまして、そういう意味におきまして、比較的厚生省の行政のための調査というようにございまして

れば、厚生省のほうでやっていたのが適当ではないか、私どものように一般的な調査、これは特定の行政目的でなくて、一般的な調査をして、それが各方面の行政目的に資するような調査とあるいはなじまないかもしれん、そういうふうな考へております。

○須原昭二君 もちろん統計数値を集めるための国勢調査でありますから、具体的な名前が全部上に上つてくるとは私は思ひません。しかし、各地方自治体の中においてその氏名等々というものは記録できるわけでありまして、技術的な問題があるうかと思ひますが、それはひとつ厚生省と話し合つてやれば私は十分効果があつてくるものであると思ひます。技術的な問題についてはいろいろ御検討をいただくことといたしまして、全国でもいまま名百屋のように、都道府県あるいは中小の空爆をされました都市、自治体においても調査を始めたところは、私の知つての範囲でも四つも五つもあるわけです。厚生大臣も知つておられると思ひます。国として全国的に実態調査をされる意思はないのかどうか、あらためてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) この点については、先般もお答えいたしましたように、私どもとしては、戦争によつて障害を受けた方々が身体障害者福祉法等によつて十分な援護を受けてない、こういうふうなお尋ねから始まつたわけでございます。私どもは身体障害者福祉法の施行の上からいっても、何とか実態を把握する必要がある、こういうふうには私は考へておるわけでございまして、先ほど来お答えいたしておりますように、サンプリングにでも調査をしたい、必ずしたいと考へております。

○須原昭二君 それ、全国的にです、ひとつやつていただけたらという御発言がございまして、早急にとお願ひをいたしたいと思ひます。

そこで、七〇年代は福祉の時代だといわれております、現在上つ調子に福祉ということばが各

方面でもはやされております。こうした福祉の話がもてはやされる一つの問題点、上つ調子であるというところは人間優先、福祉増進という田中内閣のやはりから手形の看板に実は福祉の幻想をまき散らしている要因があるのではないかと云々をを得ない私は姿勢を見受けざるを得ないわけですが、こうした中に、福祉の幻想と夢をぶち破る悲惨な事件が続いているわけですが、一つ例をあげますと、今年の一月三十日、宇都宮市の目の不自由な老夫婦の悲惨な生活の実態があげられると思ひわけで、ここに持つてきておりましたが、目の不自由な老夫婦だけの家庭で、妻が、奥さんが老衰で死亡したが、夫は一人で、歩行が困難で、近所に妻が死亡したことを知らずことができず死没後、三日間、様子を見に来た隣人に発見されたという事件がありました。この事件でさらに私は注目しなければならぬ問題点は、この老人は戦争中において千島で爆弾の破片を目に受けて失明した戦争犠牲者であつたということなんです。厚生大臣、私が戦争障害者の援護の必要性を求めましたところ、政府は戦後一貫してこの一般市民の戦争障害者は戦争犠牲者の援護法というより一般社会保障、現在、不十分ながら行なわれております身体障害者福祉法という社会保障のワクの中で考へていくと重ね重ねお答えをしております。この点は事実ですね。この老夫婦の場合、戦争犠牲者であるばかりでなくて、国が社会保障のワクという寝たきり老人、盲人という身体障害者の二重の苦難から解放されずに放置されているのではないですか。これで戦争犠牲者に対して、戦争障害者に対して何で社会保障、身体障害者福祉法のワク内で解決していくのだというこがたいいえるのでしょうか。厚生大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) そういうお気の毒な方が身体障害者福祉法の適用をおそらく受けてないのではないかと云々思つてございまして、したがって、そういうふうな問題を具体的にとらまえないながら、私どもは身体障害者福祉法、現在はまだ不

十分でありまして、そういう問題をとりまえないがらその中身を充実させていくというふうに私としては今後とも努力をいたしてまいりたい、こういうふうな考へておるわけでございまして。

○須原昭二君 中身を充実していく、この点については私も賛成であります。これは戦争犠牲者が云々という問題ではなくして、今日の身体障害者の福祉法はもつともつとやはり前進をさせていかなければならぬ要素をたぶん持つておりますが、この問題点についてやはりよく財政当局から聞きますと、金の問題についてやはり至難な問題があるように私は承つております。

そこで私はお尋ねするのですが、GNP世界第二番目です。日本は経済大國だと世界から騒がれているんです。社会保障の中身はまさに劣悪、これまた国際的にも有名なんです。わが国の経済成長率は六六年から七〇年まで欧米諸國の二倍ないし三倍なんです。一〇%から一四%の範囲で成長を続けてきているわけで、その結果、国民総生産、GNPは六〇年は十八兆円ですか、七〇年には七十二兆円、さらに七三年の経済見通しでは九十五兆二千二百四十八億円と大幅に伸びることになると大蔵省でも認めているわけです。これによつて税収の見込みは大幅に私は増大するものだと思います。当然、六五年の決算の収入額を見ますと三兆四百九十六億円、七〇年の決算収入額が七兆、倍にはね上つて七兆三千九百五十八億円、七二年の決算見込み額ですら九兆一千三百九億円、こういうふうな大幅に税収は上がつてきているのです。こうした経済環境の中で、いわゆる一般の戦争犠牲者に対する国家補償ができないはずが私はないと思ひます。私が発議者となつて提案をいたしました戦時災害援護法案に盛り込まれた施策を実施したところで、平年度約三十億円の程度の経費ではないですか。三十億円で、たつた三十億円でいへば、四次防衛に製作が予定されているファントム戦闘機一機分じやないですか。このぐらゐの金がどうにもならないということはどういうことなんです。厚生大臣、どうでしょ

5.

○國務大臣(齋藤邦吉君) 仰せのごとく、國民總生産は飛躍的に伸びておるわけでございまして、世界の經濟二番目の國と、こういうことにいわれておりますが、個人的な福祉という面から見れば、非常に劣っていることは私も率直に認めておるわけでございます。したがって、さればこそ先般來お答え申し上げておりますように、經濟社會發展計画の中で今後五カ年計画をもつて、すなわち振替所得の國民所得に対する比率を六%から八・八%までに高めようと、こういうふうな年次別な計画を目下私どもは立てておるわけでございまして、そのような数字でまいますれば、社會保障の給付比も欧米先進諸國に非常に近づいた姿

になつていけるということで努力をいたしておる
 わけでございます。現状は、なるほど仰せのごと
 く非常に劣っておりますが、そうした方向に向い
 てことしを契機として前進をしていこうと、こう
 いうことでございますから、私どもの熱意のそこ
 ろは十分ひとつの御理解をいただきたいと思うの
 でございます。そういう中で、先ほど来御質問ご
 ざいました身体障害者の問題などにつきまして
 も、先般、当委員会において、非常にたくさんの方
 項目について御指摘をいただいておりますわけでご
 いますので、そういう問題も十分頭に描きながら、
 できるだけの皆さん方の決議の中の項目も実現で
 きるように今後とも大いに努力をいたしたいと考
 えておるわけでございます。

○須原昭二君 要は政府の態度、姿勢にかかっているとは私は言いたいのです。やる気があれば、国家の財政の実態からして、国家補償を実施することとは不可能ではないと私は思います。国家の財政上からできないとするならば、それは経済成長に直接結びついていない支出だから、財政支出の出し惜しみだと、こう言わざるを得ないわけですね。したがって、国家の財政上からいって、補償すること、援護することが、金がない、出せないんだのではないような気も、いま答弁を聞いておいて、聞くんですが、その他に理由ありますか。

○國務大臣(齋藤邦吉君) これは、たびたびお答え申し上げてありますように、金があるからとかないからというのではないので、一般戦災者というものは、もう戦後二十数年もたつておることでもあり、なかなかその実態を把握することも困難であり、これに対して従来とも私どもは援護法という考え方は、国と特別な何か関係のある者を中心としていこうではないか、そういうふうなたてまえをとりながらできるだけ範圍を拡大し、援護の幅を広げていこう、こういうふうな、いままで従来からやつてきた援護に対する進め方からの問題であるわけでございますして、金がないからとか何とかいうことを私中し上げておるわけでは全然ございません。

○須原昭二君 いま漸次戦争犠牲者の援護については拡大をしていくんだ、この問題点については後ほどお尋ねをいたします。

そこで、戦争犠牲者の救済の問題について、いま財政上の問題ではないんだと、たとえばその実態を掌握するのに技術的に困難だ、あるいは障害の認定に証拠が見つからない、非常にむずかしい、遺族がどこにおるのか、あるいはまたその遺族がほんとうに遺族であるのか、認定がむずかしいというような、やはり問題点が出てくるのではないか、だから私は、全国の実態調査をしてくださいというのはそこに問題があるわけです。ですから、したがって、こういう問題が戦後二十八年間も何ら統計がない、確固たるものがないというところに、私は政府側で最終的には戦後処理をサボってきたんだ、これは国の無責任と言わざるを得ないと思うんですが、その点はどうですか。

○國務大臣(齋藤邦吉君) まあ、考え方によりまして、無責任と言われるならば無責任と言えるかもしれません。しかし、たてまゑとして、御承知のように、国との直接関係のある方々の援護に力を入れ、一般の方々に対しては社会保障の拡充でめんどろを見ていくようにしようではないか、こういう基本の中で処理しようということで今日まで至ったわけでございますから、その点はひとつ

十分御理解をいただきたいと思います。それで、一般の社会福祉の中でと申ししましても、不十分な点のたくさんあることは、私はもう御指摘を待つまでもなくあるわけでございまして、今後ともそういう点については拡充をしていかなければならぬ、かように私は考えております。

○須原昭二君　そこで、先ほどの問題点にまた移りますが、この戦争犠牲者のワクをどんどん広げていく、したがって、将来は民間の戦争犠牲者も包含をされていくように、いま御答弁から受け取っておるわけですが、そこで私は、この戦争犠牲者と国家の補償のあり方について具体的にひとつお尋ねをいたしてまいりたいと思うわけです。そこで、まず最初に、冒頭お尋ねをしたいこと

は、戦争犠牲者とは何かということです。戦争犠牲者の定義について、政府の見解を私は問いたい。戦争犠牲者というのはどういう定義づけをしい。

ておるのか、この点がはつきりしておらないから、次々に拡大をすればいいというような安易な問題点にすりかえられていると私は思うわけであ

ります。ここに明確に戦争犠牲者とは何か、その定義をはっきりとしていただきたいと思ひます。

○政府委員（高木玄君） 戦争犠牲者ということば

につきましての明確な定義はないと思います。戦争犠牲者と申します以上は、戦争そのものによって被害を受けた者でありましょうが、同時

に、さきの大戦後の戦争犠牲者といえます場合には、戦争に負けた、つまり敗戦に伴う問題による被害を受けた方々も含んでおるわけでありませう。

そういつた意味合いから、戦争犠牲者とは何かということになりますれば、何よりもまず戦争でなくなつた、戦死された、戦没された方の御遺族

であり、戦争で傷ついた戦傷病者であり、それから外地におりまして敗戦の結果、引き揚げを余儀なくされ、引き揚げの途次に倒れた方々、あるい

は外地からの引き揚げ者、それから国内にありましては空襲でなくなりあるいは傷ついた方々、こういった方々が戦争犠牲者というものであらう、

かように考えるわけでありす。

○須原昭二君　そこが間違っているんですよ。厚生省は従来慣習的に、慣用的に、この戦争犠牲者というものは主として軍人軍属、これを中心としてきたものの考え方がいまだに直つておらない、そこに問題があるわけです。ただいま提案されております、議題になっております戦傷病者戦没者遺

族等援護法は軍人軍属及びほんの一部の防空従事者のみを準軍属として援護の対象としております。一般民間の戦災障害者、死没者の遺族等是不当にも除外をされておる。ここに問題があるわけで、政府が戦争犠牲者を軍人軍属に偏重している、片寄つておる証拠に、資料はやや古いわけですが、昭和三十一年の厚生白書にどう書いてありますか、「太平洋戦争は、すべての国民に

多大の慘劇をもたらしたが、なかにも軍人・軍属として動員されて戦没した者、傷痍を受けて不具となつた者は最大の戦争犠牲者といふべき

で、その数は二〇〇万人を超えた。」と述べてお
ります。最大の犠牲者は軍人軍属だけだったんで
すか。この政府の考え方、偏重がはなはしく改

むべきだと私は思うんです。その点どうですか。

○政府委員(高木玄宏) 現在、私どもの実施いたしております遺族援護法でございますが、これ

は先生御存じのとおり、国との間に被用関係のある軍人軍属、あるいはそれに準ずる立場にある準軍属、こういった者につきまして、国が使用者の

立場から補償している制度でございます。こういった観点から、いろいろな法制定以後の国民の要望等によりまして、この準軍属といったものの

範囲を逐次拡大して援護の充実をはかってまいった、かような関係であります。したがって、これはあくまでも国との間に被用関係があるという前

提が、つまりそういった国との一定の身分関係というものが前提になっておるのでございます。したがって、そういった意味合いにおきましては、

一般戦災者はこの援護法では取り上げられていない、こういう関係になるわけであります。で、それから一般戦災者というものはなぜ取り上げられ

れども、今日まで一般戦災者というものが、特別の援護の対策からはなされてきた、そこに一つの私は問題があり、これはやはり国との間の、そういう国家補償の立場から、国との被用関係あるいは徴兵制度の国民に義務を課した裏づけとして、そういう犠牲者に対して援護を行なうというたてまえをとり、片方において一般戦災者については、一般の社会保障施策の中で、その福祉の向上をはかっていく、こういうようなたてまえできたのじやなかろうか、かように考えるわけであります。

○須原昭二君 身分の関係によって差をつけたということについては、後ほど一応明らかにしましょう、あなたたちの間違っている見解を。

そこで、軍人軍属だけを優先をされたという問題点については、私はあくまでもこの世界大戦のあやまちをほんとうに悔い改めていない政府の姿勢、この現在の態度はつまるところ軍事優先ですよ。この思想が根底にいまなお私は生きていますものと疑わざるを得ないんです。この点はどうですか、軍事優先でないですか。

○政府委員(高木玄君) 軍事優先というのでなく、やはり国の国家権力によりまして、御承知のように、戦前は徴兵制度をとっていたわけでありまして、赤紙一枚で戦場に国民を連れ出して、その国民がなくなった、あるいは傷ついたということにつきまして、まず何はさておき、国が国の立場において補償責任を持つということが前提で、この恩給法なり、遺家族援護法というものができて、今日までその内容の充実をはかってきた、こういうことであろうと思います。したがって、援護法というたてまえをとります以上、国との特別の被用関係にない者につきましては、カバールのしようがない、こういうふうな結果になるわけでございます。

○須原昭二君 今日この援護法のワク内でものを考えているから、いつまでも姿勢が変わらないわけですよ。私が戦時災害援護法案の提案をした際にも申し上げましたように、同じ敗戦国である西ド

イツですら、昭和二十五年に戦争犠牲者の援護に関する法律を制定して、公務障害とは同視、同じように見ている傷病の範囲をきわめて広く規定したため、援護の手は一般ドイツ市民の犠牲者にまで行き届いているわけですよ。その対象は昭和二十九年現在でも実に四百五十万人、こう達しているというところは、私は提案の説明の中にも申し上げましたが、なぜ、日本は戦傷病者戦没者遺族等援護法には軍人軍属、一部の準軍属、これを対象として、一般民間の戦争犠牲者について含まなかったか、この点の理由が明らかにされなければならぬと思うわけですが、どうですか。

○政府委員(高木玄君) 西ドイツの場合の例が、いまあがりましたが、西ドイツの場合には、この第二次世界大戦の前までに、第一次世界大戦の結果に基づきます援護制度といたしまして、一九二〇年に、公傷に際しての軍人及びその遺族の援護に関する法律、国家援護法といわれるものが制定されております。この国家援護法は日本では恩給法、遺族援護法に当たるものでございまして、軍人軍属、準軍属、そういった方々に対する国の補償制度でございます。それと別個に一九二二年に戦争によって惹起された個人の損害の補償に関する法律、これは戦争による個人損害法というものが第一次大戦の結果制定されております。この第一次大戦の結果制定された理由といたしまして、第一次大戦における東プロシアへのロシア軍の侵入、それからドイツ市民に対する敵空軍の攻撃、敵国にあるドイツ市民の抑留、こういったことによつて市民の損害が考慮された、こういうことになっております。すなわち、第二次大戦前にすでにこういった戦争による個人損害法というものがあつたのでございまして、戦後、この第二次大戦後におきまして、西ドイツにおきましては日本と同様に、当時の占領軍がこれらの援護法規を全部廃止して、適用を禁止したのでございしますが、すでにこういった過去における一九二二年の特別立法の伝統がございしますために、戦後一九五〇年につくられた連邦援護法におきまし

ては、そういった市民に対する損害も取り入れられたのであろう、かように考えるわけです。つまり、沿革的に西ドイツにおきましてはそういう制度が第二次大戦前からあつたというような一つの沿革があつたと思ひます。

日本の場合は一体どうなのかということになりますと、日本の場合は日清、日露以来、主要戦争はすべて国外で戦われてきております。西ドイツのようにこの第一次大戦で東プロシアにロシア軍が侵入した、そういったような経験が過去においてはなかつたわけでございます。そういった第一次大戦の結果の援護法におきまして、そういった個人の損害というような問題が起きなかつた、そういったような過去の過去における立法の沿革の相違、そういったものもあるかと思ひます。

○須原昭二君 長々と西ドイツのお話を聞きましたが、地上戦でなければ、空爆だけだれば、そういうものには対象しない、そういうものの考え方があるのではないかと。しかし、日本でも昭和十七年に旧戦時災害保護法、こういう法律があつて、国家総動員法あるいはまた防空体制に対する防空法、こういうもので国民に義務を課して、そのかわりに保護をされておる実績はすでに私の質問の、二月二十七日ですか、それに対して資料提出を要求して出てきた内容で、これ、ちゃんともらっているじゃないですか。日本でもちゃんと実績があるんですよ。要は、いま皆さんが固執をされているのは国と身分が明らかかなものは国家補償の精神に基づいて恩給法なりあるいは今日の援護法なり、こういう手厚く措置がされております。一般国民に対しては国の身分の関係がないから、こういう理由で社会保障的な劣悪な今日の救済措置で片づけられてる。ここに私は不均衡なものを考えざるを得ない。不当に差別をされておる、こう言わざるを得ないのですが、その点はどうですか。

○政府委員(高木玄君) 確かに戦争中空襲被害に對してましては戦時災害保護法という立法がござ

いました。これは終戦後廃止されて生活保護法に吸収されたのでございます。この終戦後は軍人恩給も占領軍によりまして停止されまして、要するに、占領時代はその原因のいかんを問はず生活に困窮する者は無差別、平等に保護するのだと、こういうたてまえで戦争中、占領期間中は参つたわけでありまして、そういった戦時中の特別立法も軍人恩給もすべてとめられた。すべて生活困窮者は無差別、平等に保護する、こういうたてまえできたわけでありまして、そこで、講和発効後、独立を勝ちとりましてから、それではあらためてこの戦争に対処する援護立法をどうするかという問題になりましたときに、国とのそういった使用関係にある軍人軍属、準軍属に対する援護法規というものが整備されてきたと、こういうふうな経過をたどっているわけでありまして。

○須原昭二君 明確にしておかなければならぬんですが、この戦時災害保護法なるものが生活保護法の中へ組み入れられたと言われましたね。そういう精神でやられたんですか、これは。これは重大な発言ですよ。ばかなこと言っちゃだめですよ。

○政府委員(高木玄君) 昭和二十一年九月九日の生活保護法の附則第四十四条に「救護法、軍事扶助法、母子保護法、医療保護法及び戦時災害保護法は、これを廃止する」ということになりました。生活保護法によつて廃止したのでございまして、当然生活保護法に吸収された、こういうふうな考えられるわけでありまして。

○須原昭二君 生活保護法の中へ組み入れたら遺族給付金というふうな、こういう問題はどうかたんですか。みんな消えちゃったじゃないですか。全部組み入れたとは思いません。

○政府委員(高木玄君) 私が申し上げました意味は、先ほど申し上げましたように、占領軍の方針によつてその生活の困窮の原因が何であれ、すべて生活に困つた者は生活保護法で無差別に保護すると、こういうたてまえをとつたために、そういった特別立法はすべて廃止された、生活保護法の制定に伴つて廃止された、こういう趣旨で申

し上げておるわけでありませう。

○須原昭二君　そういう逃げ口上はいけないと言
うのですよ、私は。生活が困っている人も、困っ
ていない人もあるんですよ、戦争犠牲者の中
は。生活に困っている人だけは戦争犠牲者だから
この中に入ってくる、そういう性質のものでは生
活保護法というものはないんですよ。それと一緒
にすりかえてはだめです。

それから、もう一つ言わなければならぬのは、
やっぱり公務性の問題です。戦争犠牲者を国
が保護し、国家補償としてゐるのは軍人軍属、こ
れはもう明らかであります、何よりもまずあな
たたちが強調されることは、国家との身分関係が
前提に立っております。私が言う、いま公務性
ということを出しましたんですが、この公務性
が先だということにあると言わなければならぬ
わけです。しかし、この身分関係は、言うまでも
なく、私は官尊民卑といいますが、官吏をたつと
び、人民を卑しめる精神の上に立っている。すな
わち旧憲法下の身分関係であることに大きな特徴
があります。したがって、国家と直接に身分関係
を有しない一般市民が完全に救済の範囲外に置か
れているというのは、まさに差別をしいられてき
たのであるとも言つても過言ではありません。こ
うしたものの考え方では戦争処理行政がいやしくも新
憲法下——今日は新憲法ですよ。旧憲法じゃない
んです。新憲法下で行なわれていることは、問題
ではないか。この点はどうですか。旧憲法生きて
いるのか、まだ。

○政府委員(高木玄君)　いや、旧憲法が生きてい
るというふうな趣旨ではなく、要するに、戦争に
おきまして国の国家権力の発動によつて軍人軍属
あるいは準軍属として戦争公務に従事してなくな
られた、あるいは傷つた、こういう方々を
国が、国との関係におきましては、まさにそれら
の人との関係におきましては国が使用者でござい
ますから、使用者の立場から補償する、いわゆる
国家補償の制度として現在の援護法が成り立って
いる、こういうことでございます。決して旧憲法

が生きているとかどうとかということではないと
思うんです。

○須原昭二君　いまの答弁ではわれわれは理解で
きないんですよ。身分関係は旧憲法の中における
国との身分関係です。いまは新しい憲法です。そ
ういふものがずっと生きてきているんですよ。こ
に大きな問題がひそんでおると言わなければなら
ないわけですよ。

さらに私は言わなければならぬ。この点は非
常に不明確ですから、指摘をしておきましょう。
御答弁が適切ではございません。あの戦時中にお
いてすら、私はあの戦争というものは、私たちが戦
争史上未曾有の近代戦であります。地上戦だけ
ではないんですよ。地上戦でなくとも、従来は地上
戦で勝敗がきまつたわけですが、日本の場合はそ
うではなかったんですよ。空から攻めてきて、敵兵
が入つてこなくて負けたんじゃないですか。こ
ういう近代戦の様相があつて、したがって、国は
あげて戦場も銃後もなく、国家総動員体制のもと
に一億総力戦と言つたじゃありませんか。

たとへば、先ほど指摘をいたしましたよう
に、旧防空法、防空法、昭和十六年にできまし
た、この中にこういうことが書いてあるんですよ。
事前退去の禁止制限、爆撃されたら逃げてつ
てはいけません、そして応急防火の義務、火がつ
いたら消さないぞという義務を国民に課している
わけですよ。その義務だけではないんですよ。さらに
それに加えて罰則を規定して、婦女子に至るまで
総力戦に強制的に参加させたものであります。た
だ赤紙で召集をされた軍人軍属だけが戦闘従事者
ではなかった。この事実の認識を誤つてはならな
いと思うわけですよ。ここに明らかに私は国の責
任、国家補償の当然の義務があるのではないかと
この点を指摘をしておるんですよ、どうですか。

○政府委員(高木玄君)　私の立場でお答え申し上
げることは、この戦傷病者戦没者遺族等援護法と
いうものが、援護法が、先ほど来申しましておる
ように、国家補償の制度として、国との間におい

て使用関係にある者、あるいはそれに準ずる立場
にある者を補償する制度、援護する制度として実
施してはるわけでございます、その限りにおき
ましてはこの法律の中で一般戦災者をカバーする
ことはできない、こういうことでございませう。し
たがいまして、一般戦災者につきまして特別の何
らか援護を講ずるかどうかが、これは一つの政策の
問題でございませう。それが今日まで二十八年間取
り上げられないで来たということに、日本にお
けるいろいろな問題点が、先生のおっしゃるとお
り、あり得るであらうと、こういうふうに御答弁
申し上げておるわけでありませう。

○須原昭二君　私は、そうした事前退去の禁止制
限とか、あるいは緊急防火の義務、これを国民
に課しておいて、そして罰則までつけて、強制し
て戦闘に参加をさせておきながら、それは身分が
ないんだから、これは別なんだと言つておるとい
う政府の態度には、これは遺憾な問題がある。し
たがって、これは、こういう国氏を総動員体制に
持つていった国の責任はないのかどうか、国家補
償の当然の義務が私はあるのではないかと、この
ことをお尋ねしているんですよ。大臣、当然義務が私
はあると思うんですが、どうですか。ないです
か。

○国務大臣(齋藤邦吉君)　大東亜戦争は、私が申
し上げるまでもなく、総力戦というふうなことで、
いろいろな義務を国民が負わされて戦争に臨
んだということ、仰せのとおりでございます。
そこで、そういう方々に対してどういふふうな援
護をするかということでございまして、その援護
のやり方については、国と特別な身分関係のある
者は援護法でめんどろを見るようにいたしましたし
うと、そうでない一般の方々については社会保
障の拡充の中でめんどろを見るようにいたしまし
う。こういう法体系の中で今日まで進んでおるわ
けでございます。

国が何の責任もないのか。それは確かに仰せの
ごとくりつぱに国としても、それだけの義務を負
わしているなら責任がある。それはもう仰せのと

おりでございます。しかし、そういう方々に対す
る援護の仕組みとしては、国と特別の関係のあつ
た者については、援護法なり恩給法の復活といふ
ふうなことでめんどろを見るようにいたしまし
う。それ以外の方々については、一般の社会保
障の体系でめんどろを見ましょう。こういう体系で
進んできたわけでありまして、それに対してい
ろいろ御批判なされる、私はあり得ると思ひます、と
いう意味において私はお答えをしておるわけでご
ざいませう。

○須原昭二君　それでは不十分だということを私
は指摘をしておるわけですよ。そこで、この証拠
としてそういう旧防空法というものを設定をし
て強制をしておるわけですね。それなればこそ、私
が言いましたように旧戦時災害保護法というもの
を昭和十七年に、防空法は十六年ですね、そして
旧の戦時災害保護法というものは昭和十七年に施行
されているわけですよ。この金額を見ましても、
別表第二に、障害給与金は一人三百五十円から七
百円、第三に、障害給与金は一人五百円から千
円、第一に、遺族扶助金は一人七百元から千五百
円、第二に、遺族扶助金は五百円、第三に、遺族給
金は七百元、第一に、遺族扶助金千円、第三に、
打切給与金千円等々うつと書いてありますよ
ね。いまの貨幣価値から見ても、戦時中における
千円というのははるかに大なる補償額ですよ。そ
ういふ強制的に義務を課したから、したがって、こ
ういふ戦時災害保護法というものを施行して、そ
ういふ国家が補償しているわけですよ。こういう実
態を見ると、私は身分というふうな問題点でこれ
を差別するということとは不当だということを言
つておるわけ、それを厚生大臣はこれまで社会保
障の体制の中でやる。こう言つておられるけれど
も、社会保障の、身体障害者福祉法の中では身体
障害者は救われたけれども、遺族は何にも救われ
てないんじゃないですか。この点に矛盾はありま
せんか。

○国務大臣(齋藤邦吉君)　いま申し上げましたよ
うに、国との関係にある者については援護法でめ

んどうをみることにしましょう。一般人についてはいゆる社会保障の体系の中で、こういうことでござりますが、それについては、その二つの体系の中で処理するといいたしまして、援護法につきましては、防空法その他についてはやはりこれは何か特別な関係があるのではないかと、こう思われる者につきましては、そのつど具体的な例を拾いながら援護法の中でめんどろを見るようにしようじゃないか。こういう範囲を拡大して今日まで努力をしておるわけでござります。ただ、問題は一般の社会保障の体系においてめんどろみると言いますが、その中身が十分でない。これは私もそうだと思います。

先ほど来お述べになりましたような、身体障害者に対しての援護などは、身体障害者福祉法の中でめんどろを見られるではないか、こういうふうな御指摘等もいただきました。そこで私もはそういう方面については今後努力もいたしまして、それから、戦争によって身体障害者になられて、福祉法の援護をみられぬ方々については、その状態ももう少し調べてみようではないか。こういうことで、サンプル調査もいたしまして、こういうことを私は申し上げておるわけでござります。したがって、私もは、いろいろなそういう出発が間違いないという政策的な立場に立つての御批判はあると思います。なぜ、ドイツのようにやれなかったのか。その当時のまあ、いろんないきさつでそういうことになったと思いますが、私もはいまの体系の中で全部が全部に動いているなどとは一つも考えておりません。少しでもよくするように、先ほど来申し上げておるようなサンプル調査などもやりましようというのでも、そういう戦争によって障害を受けて、身体障害者福祉法によって援護を受けてないという方々もあるじゃないかと。なるほどそののとおりだと、それじゃあ率直に受け入れて実態もサンプル的に調べてみましよう、こういうことを申し上げておるわけでござります。

○須原昭二君　まあ、若干前向きになった御答弁ですがね、さらに私はもうこの際きちんとおこななければならぬ問題点があります。何と言つてもやっぱり、身分の問題です。米軍が、アメリカ軍が進駐してきて連合軍の最高司令官の指令で、占領行政の名のもとにいわゆるGHQの命令で、軍人恩給法の特例に関する件、すなわち、ポツダム勅令六十八号に基づいて、すべての軍事に関するものは全面的に廃止された経過があるわけですね、先ほどもお話のように。そして、昭和二十七年でいわゆる公務員、国との身分関係、いわゆる公務性の名のもとに、米軍が指摘した軍事関係を先に取り上げて、民間が差別されて残されておる。この事実、私は振り返つてやはり重大な反省をしなければならぬ要点だと思ひます。まさしく平和国家を世界に宣言をした日本といましては、恥ずべき逆行であつたと私は思うのですが、その点はどうか。大臣、どうお考えになりますか。お感じだけでいいです。

○国務大臣(齋藤邦吉君)　まあ、その当時の考え方としては、いまのような体系が適当であるというふうな考へてで上がったものだと思います。しかし、まあ、いまになって、昔のことをどう思ふかと、こう言われましてもね、私どもの立場としてはまあむずかしい問題でございまして、あの当時、ドイツのようなやり方がよかったのかといつたふうな感じもいたします。私、率直に言うて、しかし、そういうことをいま厚生大臣の立場において、あの当時の政策は間違いないのか、あつたのか、あつたことを、いま社労の委員会では申し上げるということではできないわけではございまして、しかし、いろいろな反省はいたしておるわけでありまして。その反省の上に立つて、たとえば援護法の適用にあつても何かしら理屈をつけてこつちのほうに持つてこれないか。たとえば、警防団の問題とかいろいろまあ拾つてきているわけではござります。それから、同時に社会保障体系の中でもできるだけ十分な点は充実させていこう、こういうことでござりますから、私の気持ちはその辺で御理解をいただきたいと思ひ次第でござります。

○須原昭二君　リンゴの気持ちは察せよということだから、腹の中ではそう思つておられると。しかし、この場であるから差し控えたいというふうな承ります。ですから、先へ進みますが、まあ呼称されておるところの、現在の援護法の中における公務性の問題についても、全く不合理な問題点がたくさんあるわけですね。公務性というおっしゃいますけれども、たとえば軍人軍属の場合に、援護法によると、内地にいた軍人軍属で公務外でも、特別の事情に関連して不慮の災害により負傷したり病氣になつたりした者にも、援護の措置がとられているんですよ。あるいは戦地、外地にいた軍人軍属の場合にもつとゆるやかで、公務とは一切関係がなく、戦間によらない場合でも、自身自身の故意または重大な過失などによつて負傷したり、あるいは病氣になつたときは、これら援護の対象を受けられるのである。公務性、公務性という面であつたところは言うけれども、こういう実態からいってもおかしいです。この点は重大な問題として公務性、公務性とおっしゃるから、私はあえてここに発言をして記録にとめておきたいと思ひわけですが、私も当時中学生でした。愛知航空機というところへ学徒動員されました。いまは愛知時計という名前に変つておりますが、あの空襲において一瞬のうちに数千名も、一回の爆撃で死傷者が続出したことがあります。この人は配属将校だから、この人は配属軍人だから、この人は軍属だから、この人は徴用工だから、この援護法の適用が受けられる。同じ職場で働いておつても、おまえは会社の従業員だから公務性がなくて、身分上の差があるからといって、身分の差によつて何ら援護が受けられておらないというのが現状ですよ。こんな差別が二十八年間続いていることを私は大臣に何べんか言ひますのですが、ほんとに真剣に私は考へてもらわなければならぬ。沖繩が返つたら戦後は終わると佐藤前総理は言ひましたけれども、沖繩が返つても戦後は終わつてないんですよ。この事実を深刻に大臣は考へてもらなければなりません。どうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君)　そういうふうな、お述べになりましたようなことが私はたくさんあると思ひます。そこで私もは、一番大事なことは、そういう方々に対してできるだけ生活の安定、援護の手を差し伸べるといふことでなければならぬと思ひます。そういう意味において、いろいろな反省の上に立つて、社会保障の体系なら体系、あるいは援護法なら援護法の運用の問題等々について、あつたか態度で今後とも私は臨んでいく必要がある、かように考へておるものでござります。

○須原昭二君　もう一つ私は、身分制の問題に関連をして、従来とつておられた社会保障の体制の中、いわゆる身体障害者福祉法のワク内で救済をしていくんだということをたびたびおっしゃつておられますから、私はこの際申し上げておきましよう。たとえば女子挺身隊というのがありましたね。狩り出されました。若い女性がみんな工場へ引っぱり出されました。あるいは防火の責任だといつて、焼夷弾が落ちてくれば防空壕から危険を押して出てその任に当たりました。不幸にも爆撃の犠牲になつて死んでいった人、あるいは生命を取りとめたものの、たとえば婦女子の中で顔面にすよ、顔じゅうに油脂焼夷弾をかぶつて、著しいケロイド傷痕がいまなお残つています。こういう人たちが補償されてますか、ケロイド状態になつた人たち。片目あいつたら身体障害者の一級にも二級にもならないんですよ。ましてや表面だけのケロイド状態で身体障害者の福祉法の中に何ら該当しないんですよ。大臣は援護法ではなく身体障害者福祉法というものがあつたから、この社会保障の中で救済していく方針だとたびたびおっしゃつておられますけれども、こうしたケロイド、片目失明、一両眼、両足、両手、これなら一級、二級に入りますけれども、片目失明しただけでは該当しないんですよ。何ら補償がないんですよ。いまの身体障害者の福祉法では何ら援護の措置は手が差し伸べられません。彼女らは——当

委員会は御婦人の先生方が多いからあえて私は女性の問題を取り上げたようないが、特になんていっても、女性だけではございません。特に女性はその青春をお国のためにささげ、一生結婚もできず、人にまざる苦しみをあえて忍びながら生活苦を負わされている現況を、私はほんとうに大臣は感じてもらわなければならぬと思う。あえて私は社会保障のワケ内——ワケ内というものはもう禁句ですよ、こんなことは言うべきじゃないですよ。どうですか。

○政府委員(高木玄吉) 女子挺身隊員でございますれば、私どものほうの準軍属になるわけでございまして、その方が顔面全体にやけどでケロイド症状を起こしたということになりますと、これは私どものほうのこの等級表の第五項に「頭部、顔面等二大ナル醜形ヲ残シタルモノ」というものがございまして、おそらくこれによって障害年金は受けられると、かように考えます。

○須原昭二君 もらえますか。それ、はつきりしてください。

○政府委員(高木玄吉) 女子挺身隊員でございますればもらえます。

○須原昭二君 一般は……これはあくまで援護法でございまして。

○須原昭二君 女子挺身隊員あるいはまた徴用された女子工員。

○政府委員(高木玄吉) 国家総動員法に基づきする徴用された者なら私どもの準軍属でございします。

○須原昭二君 この点は詳細にあとから資料を出してください。

そこで、もう一度私はお尋ねをしますが、これに関連をして、厚生大臣、カーチス・ルメイという人を知っていますか。

○國務大臣(齋藤邦吉君) よく存じております。○須原昭二君 カーチス・ルメイという人は有名な人ですよ。アメリカの空軍大將です。日本に

とっては重大なかかりのある人です。大臣が御存じないから私は御説明を申し上げなければならぬ。これは入りましたけれども、戦時中の日本人にとつてはニミッツ、マッカーサーに並ぶ「鬼畜ルメイ」といわれた男です。当時は米空軍の第二十一爆撃隊司令官だった。この東京空襲の皆殺し戦術爆撃のみならず、全日本本土の爆撃はもろろん、広島、長崎に投下した原爆の直接的な責任者です。——わかりましたか。(笑)

○國務大臣(齋藤邦吉君) わかりました。

○須原昭二君 このルメイ大將に日本政府は、前佐藤総理の時代ですね、昭和三十九年十二月七日の日に勲一等旭日大綬章を授章したという、大綬章を与えた、授章の目的は何でした、授章の理由は何ですか。日本人たくさん殺したから。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 私はその勲章のほうの所管でございまして、存じておりません。

○須原昭二君 総理府、見えるだろう。

○政府委員(加藤泰守君) 私も統計局長でございしますので、存じません。

○須原昭二君 ルメイ大將は戦後日本の航空自衛隊の育成に協力したというのがその授章の目的だと、授章の理由だと私は聞いています。太平洋戦争末期の日本の爆撃に大きな役割を果たし、何百万人の人に被害を与えた人に、しかもあの地球上に二回しかない原爆の投下にも深い関係があった人に勲一等旭日大綬章を与えたということは国民的感情としてもいまいかなお私は納得ができません。このような政府だから人間としての節操と尊厳を忘れたことができるのです。生活に困った生活保護でお願いします。原爆被災者も、民間の戦災被害者も社会保障の体制でお粗末ですけれどもその中で取り扱えばいいと、こういうきわめて冷淡な、おそろしくけちなことで放任している無神経が私はここにうかがわれると思う、ルメイ大將の一件から見てもですね。このよう

な矛盾を私は納得ができません。これは与えたのは総理大臣ですから、佐藤大將さんですから、所管も総理府の所管でありますから、厚生大

臣の所管ではないけれども、この一つの事実を見てもおかしいと思われませんか、厚生大臣。○國務大臣(齋藤邦吉君) その件について私は答弁する資料も持ち合わせておりませんし、資格もございせんが、私はやはり日本国民全体がしあわせになるように、ほんとうにいろいろな障害を受けておられる方々に対しましてあたたかい援護の手を差し伸べてしあわせな生活を送っていただくようにということだけを念願して努力をいたしておるつもりでございします。

○須原昭二君 そのルメイ大將が勲一等旭日大綬章を受けたその昭和三十九年十二月の七日の午後には防衛庁を訪れて、当時の三輪事務次官にあいさつをしております。そして、昭和四十年の三月十日付の朝日新聞の「天声人語」にこう書いてこの問題に触れております。「歴史の変転と皮肉を思わずにはいられぬ」、こう書いております。日にちがたてばたつほど世の中、変わっていくもんだ、皮肉なものだということですよ。だから十八年もの民間の戦災犠牲者はほかっておかれておるのですよ。これまた皮肉と言わざるを得ません。

○須原昭二君 さらに、私は政府が考えている戦争犠牲者の概念の本質についてさらに私はお尋ねをしておきたいと思っております。現在戦後処理関係の援護法の法律は、まさに私は個人主義が貫かれておると思えます。受給者は日本の国籍を持たなければならぬ。三十六万人——約三十六万人といわれておりますが、朝鮮人の中においても軍役服務者があるわけですよ。旧植民地の軍役服務

者にはこれは全部除外をされているんです。たとえ援護法の対象になっても、国家の身分関係の強弱が、先ほどの勤務年限、俸給が実際の給付額を決定する大きな要素になっております。軍人軍属に対して準軍属やあるいは引き揚げ者は劣位に置かれておるわけですよ。また軍人軍属の中でも階級が上位であれば上位であるほど優位に立たされておるわけですよ。たとえば端的に申し上げますが、一九七三年の一月現在で公務扶助料は兵隊さん、下級の兵隊は二十四万円です。大將、大將だと三倍以上も格差があつて七十四万五千五百四十五円です。いま日本の政府は新憲法下の行政府ですよ、厚生省ですよ。戦争犠牲者の概念の本質がここにあると私は言わざるを得ないんです。その点はどうお感じになっておられますか。

○政府委員(高木玄吉) 先生のいまあげられた公務扶助料の兵の額と大將の額、これは確かにおっしゃるとおりでございまして、これは恩給法のはうの問題でございまして、援護法の問題ではございせん。援護法におきまして、かねてから附帯決議等で御指摘をいただき、問題になっておりましたのは軍人軍属と準軍属との年金額に差等があつたということでありまして。すなわちこれまで軍人、軍属の年金額の九割相当額——いわゆる準軍属については——であつたのでございまして、これは今回のたぐいまれな御審議いただいております法案におきましては、軍人軍属と準軍属の年金額を全く同額にして、そういう身分による年金額の差というものをなくした次第でございします。

○須原昭二君 恩給法に基づいても非常に私はいう点について大きな問題があると思うんです。戦争犠牲者に身分によつて格差があるというのは非常におかしい。この点は指摘しておかなければなりません。

さらに私は、わが国の場合、太平洋戦争のそういう侵略戦争を行つたのは国民じゃないんですよ。国家、これを行つたのは国家であり政府なんです。それをいま否定してですよ、今日の新憲法

者はこれは全部除外をされているんです。たとえ援護法の対象になっても、国家の身分関係の強弱が、先ほどの勤務年限、俸給が実際の給付額を決定する大きな要素になっております。軍人軍属に対して準軍属やあるいは引き揚げ者は劣位に置かれておるわけですよ。また軍人軍属の中でも階級が上位であれば上位であるほど優位に立たされておるわけですよ。たとえば端的に申し上げますが、一九七三年の一月現在で公務扶助料は兵隊さん、下級の兵隊は二十四万円です。大將、大將だと三倍以上も格差があつて七十四万五千五百四十五円です。いま日本の政府は新憲法下の行政府ですよ、厚生省ですよ。戦争犠牲者の概念の本質がここにあると私は言わざるを得ないんです。その点はどうお感じになっておられますか。

○政府委員(高木玄吉) 先生のいまあげられた公務扶助料の兵の額と大將の額、これは確かにおっしゃるとおりでございまして、これは恩給法のはうの問題でございまして、援護法の問題ではございせん。援護法におきまして、かねてから附帯決議等で御指摘をいただき、問題になっておりましたのは軍人軍属と準軍属との年金額に差等があつたということでありまして。すなわちこれまで軍人、軍属の年金額の九割相当額——いわゆる準軍属については——であつたのでございまして、これは今回のたぐいまれな御審議いただいております法案におきましては、軍人軍属と準軍属の年金額を全く同額にして、そういう身分による年金額の差というものをなくした次第でございします。

○須原昭二君 恩給法に基づいても非常に私はいう点について大きな問題があると思うんです。戦争犠牲者に身分によつて格差があるというのは非常におかしい。この点は指摘しておかなければなりません。

さらに私は、わが国の場合、太平洋戦争のそういう侵略戦争を行つたのは国民じゃないんですよ。国家、これを行つたのは国家であり政府なんです。それをいま否定してですよ、今日の新憲法

下による新しい国家、新しい政府が生まれ再生しているというところ、こういう事実を私は忘れてはならない。そうだとするならば、戦争犠牲者に対する現政府の態度は否定されたはずの旧憲法下の国家の、しかも国家の身分関係の濃淡、濃いか薄いかに基づいて置いているとするならば、現政府の言う戦争犠牲者とは、新日本国の新憲法下の国民との間に私は明らかに矛盾が生じてこなければならぬ、生ずるのではないかと私は思うんですが、どうですか。先ほど私は御質問したときに、そういうような身分の問題を言われましたけれども、ここであらためてお尋ねいたしました。旧憲法におけるところの身分が、新憲法下におけるところのこの段階において国民との感情の中に明らかに矛盾が生じてきておると私は思います。その点はどうですか。

○政府委員(高木玄吉) 先ほどもお答え申しましたとおり、この身分による差等というものは撤廃すべきである、かような観点から先ほどもお答えしましたように、準軍属と軍人軍属の年金額を完全に同額にする、こういう改正をした次第でございます。

○須原昭二君 私は、そんなことを言っているのじゃないのです。もっと詳しく言いかねればですね、わかりやすく申し上げます。新憲法下の国民がなぜ税金を払って、否定されたはずの旧憲法下の国家、軍隊の職業的上級将校に厚い援護を行なわなければならないのか、その理由を明らかにされたいということです。

○政府委員(高木玄吉) 先生のいまおっしゃいました問題は恩給法の問題でございますので、私どもの所管外でございますので、お答えいたしかねます。

○須原昭二君 御答弁がないからこの点は先へ進めていきましよう。

私はさらに言うならば、政府の戦争犠牲者への態度は私は全く立ちをされていると、このことはかつてのベトナム戦争への日本のとった態度やあるいは憲法をあまり尊重しない態度がこの援護

のあるいは恩給法の問題にもあらわれてきている、如実に物語っておるものである、こう言わざるを得ない。こういうことを言わなければならない。この戦争犠牲者に対する問題点から見てもそういう誤りがある、こういう点を指摘しておるわけですね。その点について反論がありますか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 恩給法なり援護法は、国と特別な関係がある方が戦争で命をなくした、その当時における関係を認めながら援護をすると、こういうたてまえになつておるわけでございます、これがいいとか悪いとかいう批判をすることは、私としては避けたいと思つております。

○山下春江君 関連。いまのお話に関連がありますが、戦傷病者の車いすが各駅にありますが、ありますといつてもないところが多いですけれども、たとえば名古屋駅のようなところへ乗りかえるところにたつた一台しかないのです。一台だものですか、もう少しふやしてもいいという陳情を傷病軍人のほうから駅へやつたことがあるんですが、管理がたいへんだから、そういうものをふやす意思はありませんということだったそうですが、一台だものですか、それをついて一般の人たちが荷物をたくさん積み込んで、その荷物を押すのに使つたりなんかして、たいていないことが多いそうですが、戦傷病者も非常に高齢化しまして、そして歩行困難な人が非常に多いので、車いすを名古屋のような大きい駅、名古屋にいま一台しかございませんが、そういう主要な乗りかえのたくさんあるような駅に対してはもう少し車いすをふやしてもいいまいかと、これをふやしてもいいまいと云つて援護局でそれがふやせるものかどうか、私ちょっと考えつきませんけれども、非常に切実な願いがあります、非常にみな高齢化して歩行困難な人が多くなつたので、そういうことに對して大臣、特別の御配慮を願うわけにはいきませんか、どうか、お願いいたします。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 各駅においても車いすを備えるといつたふうなことが非常に望ましいというところで、最近国鉄においても非常な御配慮をいたしていただいておりますが、これは傷病軍人ばかりではなしに、一般の身体障害者の方々も含めての問題として私は解決していきたいと考えております。したがって、国鉄当局とも十分相談をいたしまして、国鉄のほうで予算をめんどうを見るのか、あるいは厚生省のほうで取つてきてくれというふうなことになるのか、それは別といたしまして、国鉄当局とも十分相談をいたしまして善処したいと思つております。

○山下春江君 ありがとうございます。非常に期待しておりますから、ぜひ早急にお願ひいたします。

○須原昭二君 続いて、原爆被災者の問題について関連をしてお尋ねをしておきたいと思つております。広島、長崎の原爆投下による即死者とその後五年間に原爆症でなくなつた人の合計数は、いまもって正確な調査が行なわれずに推計数字にたよつていられるといわれておりますが、その点はどうですか。

○政府委員(加倉井駿一君) 御指摘の原爆投下後五六年間の死亡者の数字でございますが、これは報告者によりましていろいろ違った数字が出ております。たとえば広島県が内務省に報告をいたしました数字が四万六千九百二十四名、それから広島市が集計いたしましたのが八万四千三百一名、それから広島県の警察本部がまとめたものが十萬一千五百六十一名、このように三様の数字が出ております。しかしながら、私どもといたしましては、県警の本部が発表いたしました数字が最も近い数字であろうというふうに考えております。また長崎県におきましては四万九千二百二十名という報告が出ております。大体これが正しい数字ではないかというふうに考えておりますが、御指摘のように、これも一応推計であることにつきましては間違ひございません。

○須原昭二君 いま具体的な数字が出てましたけれども、これもまた推計だと、こういうわれております。一般では広島二十万とか、長崎は十萬、すなわち三十万の死亡者が推計されている。これと同様に、被爆者、生存者数も約三十万人以上だとか以下とか、こういう推計をされております。被爆以来、まあ来月で実は二十八周年を迎えるわけですが、四分の一世紀を経過をしているその中で、被爆者の皆さんはその生活の中でたいへん放射能被害とか、家庭の崩壊とか、さらには財産、家屋、職業、労働の場を失うという困難をかかえて非常に苦しんでいるわけですね。政府は原爆被災者を原爆症と貧困の悪循環におとしこんでいると言つても私は過言でない、こう言わざるを得ないんです。したがって、被爆者の被爆者団体協議会では、単なる先ほどから言われておる社会保障的な概念ではなくして、国家補償の責任を根本に据えた原水爆被害者援護法の制定を強く要望しております。これは毎年原水爆の大会が開かれるたびごとにこの問題が提起をされておるんですが、もう二十八年の記念日は来月迎えるわけですね。これに對して政府はどのように対処されていく方針なのか、ひとつ御説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(加倉井駿一君) これも、この問題につきましても、先ほどと戦災者の援護と同じような考え方に立ちまして、私どもといたしましては原子爆弾の被爆という特別な状態に置かれた者につきまして医療並びにそれに伴う特別措置の援護をするという立場でございます。その他の問題につきましては、やはり一般の社会保障制度の中で処遇を改善していく、こういう基本的な考え方でございます。私どもといたしましては原爆被爆者の援護についての御要望があることは十分知つておりますが、先ほど申し上げました一般的な立場から、やはり従来の特別措置を拡充していくという方針に基づきましていろいろの施策を考えております。

○須原昭二君 私は、民間の戦災障害者あるいは遺族の援護をしても法律をつくつてもらいた

い、こういうことと関連をして、原爆被災者の皆さんもこの原爆被害者援護法の制定を強く要望しているわけですね。ですから、そういう過去に行きかきでなくして、ここで抜本的にそういうものをつくっていく意思はないかどうか。この点を聞いていますので、厚生大臣ひとつ御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 実は、この原爆被災者について援護法をつくったかどうかという御意見のあることは、私も十分承知をいたしておるわけでございます。そこで、これについては、私も実は頭を悩ましておるわけなんです。ござい

ますが、この援護法のような国家賠償的な純粋に割り切った考え方の法律と、一般社会保障といったふうな法体系、その間のどうも中間に位置しているものではないかというのを私は実は考えておるんです。世界の人類において初めて、しかもおそろく今後あつてはならないと望んでおるこの原爆、それによつて被害を受けた方々の援護という点については、やはり平和憲法を選択した日本としても国家賠償的な考えというところにはなかなか行きにくいと思ひますが、一般社会保障の体系でこういうふうな、さきに御審議いただきましたような医療だけの法体系だけで十分なのかどうか、私は実は非常に悩んでおる。まして、この国家賠償、社会保障、その中間的なものに位置づけることができないだろうか、もし位置づけることができないならば何かしらの法律を考へる必要があるのではないかと、私は非常に良心的に悩み、苦慮しておる。実は問題なんです。ござい

ます。で、この問題については、もう提案されましたから非常に古いございさつのある法律でございすから、長い問題でございすから、もうできないならできない、できるなら考へてあげると、この割り切つてあげない、いろいろな問題を提案されていく方々にも私は非常に迷ひを与へ、好ましいことではないんじゃないかと、こういうふうな実は考へを持っておるんです。私は、ですから、きょうは率直に申し上げておるんですが、国

家賠償的なものと一般社会保障という法体系の中間的なものに位置づけることができないかどうか、それは私、国会が済ましてから真剣にこれ考へてみたいと思ひます。それでできないならできない、やるならやるというのをはつきりさせてあげないと、もう長いことやってそれを叫び続けておられる方々にほんとうに迷惑ばかりかけて申しわけないじゃないか、こういう私はいま心境にあることを率直にお答え申し上げておきたいと思ひます。

○須原昭二君 私の要望としては、やはり国家賠償の精神の上に立つてひとつぜひとも行なつていただきたいし、長い間待たしておるんですから、これは早急にひとつ結論を出していただきたいと思ひます。

それに関連をして、私は厚生大臣の認識をさらに高めていただくために若干この問題を指摘をしておきたいと思ひますが、現在医療の問題だけは取り扱われております。しかし、現実の原爆被災者たちは身体的な困難、いわゆる医療の問題でございしますが、そのほかに生活上の困難、精神的な被害、肉体的精神的なハンディキャップ、こういう四つの問題を背負つておつて、その後者しい日本の経済の繁栄のもとで、戦争の傷あともあとかたもなく忘れ去つた日本の一般社会の情勢の中において、その中に摩擦が生じて数々の問題点がその中で埋没しておるわけなんです。政府はこの四つの基本的な困難な被害者の生活の実態をどのよう把握をされているのか。どのように、どの程度にかんでおられるかというところは、非常に私は疑問です。だからこそ、二十何年間も置き去りにされてきたのではないかと思ひます。私はこの際、認識を改めていただくために、さらに具体的にこの話をしておきたいと思ひますが、身体的困難性の問題点では、言うまでもありませんが、白血病、再生不良性貧血症、あるいは白内障、肝臓疾患、ガン等の多発、被爆時の胎児には小頭症ですか、小頭症患者、こういうものがたくさん発生しておるわけなんです。微量ながら、少ない量では

ございしますが、長期にわたつて放射能の照射を受けた人々を中心に、いわゆる原爆病から病といひますか、無力症候群の症状が起きてきている。疲れやすいとか、あるいは全身がだるいとか、めまいがするとか、あるいは頭が重いかいというような症状の訴えが非常に多いわけなんです。今日大きな問題の一つとしては、さらに被災者の子供、孫、いわゆる二世、三世への影響などがあげられるわけなんです。

あるいはさらに第二番目の生活上の困難というもの、被災地域に住む住民にとつては、家族と地域社会の消滅であつたのです。その後、被災地域への非被災者、被災をしない人たちの進出によつて地域社会の再建が始まったが、この被災者が、被災者が家族の再建、自己の再建はなかなか進まなかつた経過があるわけなんです。

あるいは精神的な被害の中であげられる問題は、自己の崩壊と再建、これが中心課題であつて、たとえばリフтонという人は、「死の内の生命」という中でこういうことをいつております。被害者は、まず外からの刺激に感じなくなる「心理的な締め出し」自分一人だけ生き残つたということから「罪意識」、さらに極端には「心理的麻痺症」、こういうものにおちいつて、うつろな虚無の状態である「真空状態」をうろついている。この指摘をしております。だから、近ごろの身近な人々の接触やあるいは日常性への追求などが誘因となつて、やがてその「自己再建」をされ始めるが、しかしその道は非常に険しく、「自己再建」後も原爆体験によつて生じた心理上のつめあといひますか、傷痕は残り続けているんです。したがつて、原爆は被災者の心に深く「人間荒廃」の傷あとをいつつも残しておるといつて指摘をしておるわけなんです。

一〇 実態的な差別になつて、集団総体への差別にまで進行しているわけなんです。

こういう原爆被災者の実態を私は、厚生省は認識を新たにしたいだかなければならないと思ひます。そこで、被災者がこの国家賠償を伴う立法措置の切実な要求は戦後一貫主張してきたのですが、こういう実態を把握をされておらない。こういう被災者の実態を厚生省がつかんでおらないから、今日まで私は延びてきたのではないかと、こういうふうにおもひます。戦後十二年目にして初めて制定された原子爆弾被災者等の医療に関する法律、さらに原爆被災者特別援護措置法という法律がございすけれども、この法律が全く不十分です。原爆被災者援護法の制定の音が大きくなつてきたのですから、いま厚生大臣がおつしやいますように、ぜひともひとつ早急に解決をしていただくようお願いをいたしておきたいと思ひます。特にこの際、厚生省も認識は持つてはいます。私にこんな実態をこの席上でちやうちやうと一言でもなく、このことはちゃんと握つてはいます。

一九六七年に、厚生省は被災者実態調査を発表しております。そうなんです。その中に、これによると被災者は受診率が普通の人の二倍になつてゐる。薬代は三・六倍になつてゐる。医療費は二・三倍になつてゐる。身体障害率は三・八倍になつてゐる。仕事についてない率は二・六倍になつてゐる。日雇い労働者の率は一・五倍になつてゐる。こういうことを厚生省の厚生白書みずからが、厚生省の被災者実態調査みずからがもう一九六七年に発表しているんです。みずから政府が認めていることなんです。そういうふうな認めおきながら、今日なおすつとこの問題点が、審議だ審議だ、検討だ検討だと言ひざるを得ないわけでありま。私はあくまでもこれは、いま検討をされるというお話でございすが、政府は、被害者の国家賠償の私は責任がある、無視できないものだと思ひます。私に理解をいたします。ぜひともひとつ、今後こ

の問題について早急に措置をされ、少なくとも来月の早々に長崎、広島、原爆記念日が出てくるわけですが、それまでに抜本的な意見を出していただきたい、この点についてあえてひとつあらためて厚生大臣の所見を承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 原爆被害者は非常に特殊な精神的肉体的な、さらにまた生活上の問題、医療上の悩み、そういうものを持つておられることは私も十分認識をいたしておるつもりでございます。そういうふうなことでございまして、何かしら国家賠償的な法体系と、さらに一般社会保険体系の中間的な位置づけの中で解決することができないだろうかというのを実は悩んでおるわけでございます。できないならできないというわけはつきり私は申し上げることは親切だと思ひます。そういう意味において、できるだけ早い機会に、そういう成案を得られるかどうか、得られないときにはもうこれは見込みはありませんからありませんというのを私ははつきり申し上げることのほうは親切だ、かようなことを考えておるわけでございます。できるだけ早い機会に決着をつけるように検討を続けてまいりたいと考えておる次第でございます。

○須原昭二君 できるという報告ならいいんですけどね。できぬという報告は私はこの際聞きたくないんです。

一九六三年に政府を相手どつて被害者が損害賠償の訴えを起しておりますね。いわゆる原爆裁判が東京地裁でやられました。賠償請求を却下しておりますけれども、その判決文の中でこう書いてありますよ。原子爆弾の国際法への違法性が指摘されております。二番目には、被害者援護への国の責任を呼びかけておりますよ。こういう異例な判決文の内容、御存じでしょう。ここで明らかに国の責任を呼びかけているんですよ。言うまでもなく、国家がみずからの責任において開始された戦争です。多くの国民を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んだのは国の責任だと

いうことをこの判決文の中に明らかに明記しておるのです。ですから、やるかやらないか、はっきり言うべきだということじゃなくて、やるというのを私は要求しているのであつて、この際、この立法院である国会及び行政府である政府によって行なわなければならない責任があります。皆さんだけの責任でなくて、われわれも国会議員としての私は責務があると思うのです。その点はどうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) やるかやらぬかということについて検討をするということをお願いしますが、私は率直に言うてゐるんです。これはほんとうに心から、率直に言うてゐるんです。できないものを単に検討しますというふうなことはかり言うておつたんではほんとうにこの人たちがお気の毒なんです。そういう意味において、私は一つの案を考えまして、国家賠償的なものと社会保障体系の中間的な位置づけができないだろうか、そういうことを私はいま検討をしておるということをお願いしてございまして、私の意のあるところは十分御理解いただきたいと思うのでございます。

○山下春江君 関連質問。いまの原爆の問題でございまして、いまから十七年前に、私が厚生事務次官をいたしておりました。その時分に二億六千万円の予算を取りまして、それがいまの広島と長崎の原爆病院になつてゐるわけでございます。

行つてみますと、全くいまいろいろ御議論がなされてゐるとおりの、ほんとうに生きてゐるか死んでゐるかかわらないような気の毒な状態がずらつと並んでおります。したがひまして、まあ、これはやっぱりもう少しその範囲を拡大して、あるいは原爆を受けてゐるいろいろな地域にちらばつてゐる方も、その地域で医療を受けられることになつておりますけれども、しかし、お医者さまもないし、機会もないし、おそろくこれは医療がないと同じことのままで苦しんでおると思ひますので、どうかこれはいま御議論があつてゐるとおり

の拡大をしていただいて、そして、厚生省でひとつ、齋藤厚生大臣のその非常な何といひまじうか、厚生の、決断をお持ちの厚生大臣にぜひお願いをして、これはやっぱり国が責任を持つてごめんどうを見てあげべきものだと思ひます。これ、だれが責任を持つてゐても責任を持つて人がないのです。したがつて、まあ、その病気をなおしてあげるといふことの衝にある厚生省が責任を持つて、この範囲を拡大して、そして、原爆症のある方に対しては全部国がめんどうを見てあげるといふ形をとつていただくことを私も、十七年前に非常に深い関心、いま、そのときに私に非常に強く陳情された難民院議員、それから砂原衆議院議員——砂原衆議院議員は被爆者でございます。ついになくなりました。そういう方が非常に熱心に私を動かしていただいて、私はその予算を取つたのでございまして、思ふように取れなかつたけれども、たしか二億六千万取れて、それがいまの病院のもとになつておると思ひますが、病院へ行つてみると、お説のとおりで、それはもう、もう少し拡大しないと、こういうふうな、生きてゐるか死んでゐるかかわらないで、日本じゅうにどこかに寝てゐる方がまだうんとあるなと思つと、やり切れない気持ちでございまして、どうか厚生大臣は、いま御質問ありましたとおりの状況でございまして、勇気を出して、ひとつ、これは、国が引き取つて治療をしてやつていただきたいことを、私も心からお願いを申し上げるものでございまして。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 勇気を持つて当たれと言われましても、いま直ちにこうしなすといふことを申し上げることは私は困難だと思ひます。実際問題として、ですから、私は、もうほんとにこれは悩んでおる最重点の項目でございまして、その法律の体系から申しますと、国家賠償的な体系には入らないと思ひます。ただ、一般社会保障体系でいまの制度はできておるわけなんです、その特別法としてできておるわけなんです、はたしてこういう社会保障体系の中でいいのかど

うか。何か、私は、中間的な法律的な位置づけがあつてしかるべきではないかと、こういうふうには考へておるんです。そこで、しかしそれを、そういうことが可能であるということをもまだ結論づけるわけにもいかぬものですから、そういう問題を含めてひとつ早急に結論を出すように検討を続けまして、できるだけ早い機会に結論を出すようにしたいと思ひます。

○山下春江君 大臣のお考え、ごもっともだと思いますが、その中間的な考え方ということが私のいまお願いしたい考え方の方の基礎でございまして、そういう気持ちでございまして、この気の毒な人々を救つてあげていただくように、勇気を出して前進していただきたいことをお願いいたします。

○須原昭二君 それで、いま、厚生大臣、与党の山下議員から非常に力強い応援演説をしていただきました。感謝をしております。やらなかつたといふ、——気の毒だから、早くしてやらなかつたといふことはよくわかる。やらなかつたらなおさら気の毒なことですよ。この点をひとつ銘記をしていただかなければなりません。

それからもう一つ、記憶をたどつていただきたいと思ひますが、昭和三十九年第四十六国会においてこの「原爆被害者援護強化に関する決議」がなされてゐるわけですね。昭和三十九年の三月二十七日、参議院の本案議、三十九年の四月三日の衆議院の本案議——本案議ですよ、それぞれ「原爆被害者に対する施策としては、なお十分とは認めがたい。」

よつて政府は、すみやかにその援護措置を拡充強化し、もつて生活の安定を図るよう努めるべきである」といふ強い決議がなされてゐるわけですよ。この問題も、もうは十年を迎えてゐるわけ、これは社会保障的な概念ではなくして、国家補償の責任を根本に据えたやはり立法化に踏み切るべきだと思ひます。これ以上、私は、申し上げても、答弁は進まないと思ひますが、少なくとも、やる、やらないじゃなくて、やる方向へいか

なければ、やらなかったら、なおさらこれはかわいそうになりますよ。その点をひとつ厚生大臣、銘記をしておいていただきたいと思ひます。

さらにこの際、関連をしてお尋ねをしておきますが、原爆被災者の援護に関する問題点で、さきに私は、ABCの件で、アメリカ原子力委員会と学士院との間における古い契約書、新しい契約書をめぐって、それが日本の国内法であります原子力基本法、すなわち平和・民主・自主・公開の四原則との関連において非常に多くの疑義がある、この点を具体的に私は質疑をかわしたわけですが、ほとんど答弁らしいものがなく、もう立ち往生されたことは御案内のとおりです。大平外務大臣も、しばらく時間をかしていただきたい、そうして問題の本質を明らかにすると確約をされましたが、これらABCの今後の運営に關して、厚生省あるいは外務省とが緊密な連携をもつてこれに對処していくという、付帶的に厚生大臣からも言明がございました。あれからほぼ半月たっているんです。どうなっていますか、これ。半月もたっていますよ。

○説明員(角谷清君) 先般の当委員会におきまして、先生から御指摘をいただきました契約書の諸点につきまして、直ちに指摘をいただきました諸点をワシントンの大使館に送りまして、米側に照会方、訓令いたしましたわけでございます。で、大使館といたしまして、累次米側と折衝いたしておりますが、また当方からも催促、督促の訓令を發しておりますが、若干技術的にわたること、さらに詳細にわたる点がございまして、現時点におきましては、遺憾ながら、まだ米側から回答というものがございません。ただ、わがほうもこれは大いに督促いたしておりますので、そう速からざるうちに回答を入手し得る見込みというところに存じておりますので、なお若干の時間をいただきますと思ひておるわけでございます。

○須原昭二君 この問題は、特に原爆記念日を来月迎えるわけですよ。いまや中国地方、九州、と

りわけ現地であります広島、長崎においては、非常に国民の関心が高いわけですよ。疑念を持って凝視しているわけですよ。少なくとも、私は国会です。少なくとも日本の政府じゃないですか。こんな問題点ぐらいで半月もかかって回答がない、あちらの回答の見込みがまだ立たないというようなことで、私は引き下がるわけにはいかぬのですよ。きょうは発表できない、——少なくとも次の当委員会までに明らかにされますか。私が指摘をしたように、これだけたくさん付せんがついてるわけですよ。この全部を出してくれと言っているんですけれども、一つも出てこない。同時にまた、現在、あなたの手元にあるいわゆる「付録A人事政策」、「付録B契約の追加規定」、「付録C米合衆国内における活動に関する契約の追加規定」、これを「削除」と書いてあるけれども、この「削除」の分はどうしたんですかと言ったら、それは外務省が持つております、翻訳をしておりますと言っている。外務省ともあるもの、この削除した分を資料を出さないと言つても、いまだにも出てこない。ここに重大な問題がある。重大な問題があるから出さぬのでしょ。なぜ出さぬのですか、これ。アメリカに聞かなくてもいいですよ、これは。あなたたちが持つていらっしゃるんじゃないですか。この間は、持つております、ただいま翻訳をしまして、この時間内に合いませんでした、こういう答弁でしたよ。なぜ出さぬのですか、これを。

〔委員長退席、理事小平芳平君着席〕

○説明員(角谷清君) ただいま御指摘のございました資料A、B、Cにつきましては、これは英文で、かなり膨大なものでございまして、われわれ翻訳を一生懸命やっておりますわけでございます。それで、Aにつきましては、翻訳を完了いたしました、ただいま技術的なことになりましたけれども、ステンスルのほうに回しておりますので、これは一両日のうちにお出しできると思ひます。また、BとCにつきましても、近日中に御提出申し上げるということにいたしましたと思ひております。

○須原昭二君 これは、ぜひともひとつ、アメリカに問い合わせ中ということですが、その見込みについてはあらためて聞きますけれども、いつできますか。いつまでにあらは出すと言っているんですか。

○説明員(角谷清君) いつまでとここで約束申し上げることはできません、また万一ということがございまして、恐縮でございますが、アメリカ側といたしましては、大体今週中には回答ができるであろうということをお願いしております。ただ、回答がまして、またワシントンで行ないますので若干、東京、こちらへ来たりあるいは整理したりするのに若干の時間がかかるかと思ひます。いずれにいたしまして、そう遠くない将来にお答えできるということを考えております。

○須原昭二君 いずれにしても次の委員会までにこれはひとつ提出をお願いしたい。こたえられませんか。いいですか。

○説明員(角谷清君) まあ、全力をあげて努力いたしたいと思ひます。

○須原昭二君 そこで、もう総括的にこの問題点に入りまして、現在、審議中のこの戦傷病者戦没者遺族等援護法には非常に問題点が多いというところをいままで私は討論の中で指摘をいたしてまいりました。総括して申しますと、何よりも国家との身分関係が前提となつてゐる。しかも、その身分関係は言うまでもなく旧憲法下の身分であるというところに大きな特徴がありました。国家と身分関係にあつても、恩給法の九条第一項の第二号に従ひ、死刑または無期または三年をこえる懲役または禁錮刑に処せられたときはその資格を失するものとになつております。帝國陸海軍の軍旗はたぬくものと旧陸海軍の刑法で刑に処せられた者は除かれることになつてゐる。反戦主義者で旧軍刑法に触れて処刑された者は適用されない。戦時中に日本国籍でなかつた者はたとえ軍人軍属でも適用されない。一般市民の犠牲者の一つの極であるいわゆる広島、長崎の原爆被害者の問題でも、

広島、長崎の原爆被災者は一般空襲や沖繩のような地上戦闘と同一次元に属する部分と、はみ出している部分と、こういう両面があるわけですね。旧憲法下ですら戦時災害保護法で一般市民の空襲の被害に對しては扶助及び給与金の給付が行なわれたことを皆さんにお伝えいたしました。こういう実績があります。これらを考えあわせると、援護法は基本的にいって大きな矛盾を残したまま進行している、実施されている、こう言わざるを得ないわけですよ。すなわち、平和憲法下におけるところの現政府の戦争犠牲者に対する考え方は、当然現在の国民の心情なり、さらには平和の理念に貫かれた今日の憲法の前文と第九条から考えれば、太平洋戦争で戦争指導部の犠牲者になつたのは、一般市民こそ其の意味の私は戦争犠牲者ではないか、こう言わざるを得ないんです。その点はどうか。

〔理事小平芳平君退席、委員長着席〕

○國務大臣(齋藤邦吉君) 仰せのごとく、現在の援護法につきましては、いろいろ私、問題のある点は十分理解をいたしておるつもりでございます。そういう点については逐次範囲を拡大するなり、その趣旨をいかすようにしていかなければならぬと考へておるわけでございますが、須原委員のように、初めから、おまえたちの考へ方は間違つてゐるではないかと、本末転倒ではないかと、こういうお尋ね、これは私は政策の意見として、りっぱな御意見だと実は先般来拜聴をいたしております。これを昔に戻すというわけにもまいりません。もんですから、須原委員の仰せになつたような気持ちを生かしながら、範囲の拡大につとめると同時に、一般の社会福祉のほうにおいても大いに努力をしていくと、こういうことでなければならぬと、かように考へておるような次第でございます。

○須原昭二君 そこで、日本の憲法はこれらの多くのやっぱり民間の戦争犠牲者をはじめとした、その血と涙の上に成り立つてゐると私は思ふんで

す。再びこのような戦争の犠牲者にならぬという決意を深く戒めておるのが今度のこの憲法の精神だと思ふわけです。そういう立場から言うならば、今日の援護法というものは実は全くさか立ちをして、この際、提案されておる援護法の一部改正に私はけちをつけるわけではございません。反対をするものではない。やめよというわけではないんですが、それ以前に、直ちに原爆被災者の叫ぶ原水爆被害者援護法を制定すべきである。さらに私が発議をいたしました一般民間の戦争犠牲者に対しては戦時災害法を制定すべきである、こういう点を強調して、この二時間余り質疑をしてきたわけです。そして、この真の意味の戦争犠牲者というものはすべて国家補償の精神に基づいて援護されるべきことがほんとうの私は戦後処理であり、これができない以上、戦後は終わらないと思ひます。この点はどうか。戦後は終わりますか、このままで。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 戦後は終わったという言い方につきましてはまあいろいろの御意見はあると思ひますが、須原委員のようなお考えならばまさしくそういう御意見は私は成り立つと思ひます。しかし、それはそれといたしまして、私どもは、何べんもお答えいたしておりますように、いまの援護法だけで十分だとも考えておりませんし、いろんな、たとえば原爆被災者の問題もあります。いろんな問題もありますので、今後とも私どもはいろいろの問題を真剣に考え、努力をいたしてまいりたいと考えております。

○須原昭二君 そこで、私が提案をいたしました戦時災害援護法と同じ趣旨からなる諸願書がたくさん出ております。たとえば私たちの党から言うならば、私をはじめ矢山さん、大橋さん、藤原道子さん、それから田中寿美子さん、みんな出ております。公明党の小平さん、それから民社党の中沢さん、そして共産党の小笠原さん、みんな各党から出ております。非常に私は敬意を払うわけでありますが、丸茂理事さんからも出ております。石

本さんからも出ております。川野辺さんからも出ております。こんな調子で出されていると、私は、ほんとうに先生方の御理解に心からこの席上を通じて敬意と感謝を示したいと思ひます。ほんとうにこれは全会派がこれ、もうみんないいというんですから、これは成立したと一緒だと私は思ふんです。これはどうも与党を通じて全会派が一致をして諸願が出てくるというような法案は私はないと思ひます。こういう現実をとらえて大臣は立法化をされる意思があるかどうか、この点を最後に私は確かめておきたいと思ひます。どうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) こうした一般被災者に対する援護法をつくれという国民の声のあることは十分承知いたしておりますし、そうした声が与野党を通じて諸願となつて出ておることも私は十分理解をいたしておりますのでございます。しかしながら、いま直ちに一般被災者についての援護法を国家賠償的な考え方で行くわけ、こう言われましても、いまだすぐなかな、はい、わかりましたと申し上げる段階ではないわけでございます。御承知のようにいまから二十何年前にこういうふうな法体系のもとに、いろんな援護の問題の施策を進めてまいつておるわけでございますから、あの当時の政策論争としてならいざ知らず、二十数年たった今日、いまだすぐこういうふうな国民の声もあるから、すぐやれと、こう言われましても、すぐやりますと、こういう御返事はできませんが、御意見のあるところは十分検討させていただきます、かように考えております。

○須原昭二君 きょうの席上ではやる、やらないこれこそ、やるやらないの問題で、明快な回答ができないかも知れません。しかし、この当委員会におけるところの空気を察していただいて、これは早急にひとつ結論を出していただくよう要望して質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(大橋和孝君) 本案に対する質疑は、午前中はこの程度にとどめます。

午後二時半程度まで休憩をいたします。

午後一時十九分休憩

午後五時二十一分開会

○委員長(大橋和孝君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、戦時災害援護法案、両案を一括議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中沢伊登子君 この法律案は毎年改正が出てまいりますので、いまだに何べんも御質問をしたり、各委員が質問をしておりますので、重複を避ける意味で、私の質問、たいへん簡単な質問でございますけれども、答弁はきちつと答弁をしていただきたいと思います。

まず初めに、今度の改正案で準軍属の年金額が軍人軍属と同額になりましたね。ところが甲斐金とか遺族一時金は同額になっていないのはなぜでございますでしょうか。

○政府委員(高木玄吉君) 甲斐金とか遺族一時金というふうな給付は甲斐等のために一時金として支出されるのでございまして、したがって生活上の援護を目的として支給される年金とは性質が違つて、これを軍人軍属の額と同じにするというやつは考へてないわけでございます。また、今後この甲斐金、遺族一時金をもらう人の数はそれほど多数ないわけでございますので、何といひましても生活援護する意味の生活援護の資金としての年金は、これはもう軍人軍属とそろえなければならぬことは前からの懸案でございますから、これを実現したわけでございます。

○中沢伊登子君 けさほど来、須原委員からじゅんじゅんとして、同じように戦争に行つたんだから、その階級で云々するべきではない、こういうふうなことを盛んに言つておられたのですが、今後はこういう問題も私は当然同額にしていくのがほんとうではないか。特にその額が一べんに五十

万円、百万円というのではなくて、五万円とか、三万円とか、あるいは十万円とか、七万円とか、こういうことですね。ですから、これはやっぱり当然同一にしてもいいのではないかと、このように思ひますが、それはいかがですか。

○政府委員(高木玄吉君) 過去にさかのぼるのではなく、今後のものについて同額にしろという御趣旨のように承りました。その点については十分に検討させていただきます。

○中沢伊登子君 それではその次の問題、特別給付金の額を六十万円としましたね、これは妻に対して。それから父母に対しては三十万円としたその根拠は何ですか。

○政府委員(高木玄吉君) 今回の特別給付金の問題につきましては、昨年、厚生大臣の私的な諮問機関といたしましては、遺族等特別給付金問題懇談会というものを設けて、妻に対する特別給付金が切れますので、それをあとかがいたしてございましょうかというところで御相談申し上げたわけでございます。その結果、この特別給付金制度は引き続き存続すべきである、そしてまたその金額も、特別給付金制度発足以後の経済情勢の変化等を考慮して、今日の社会通念から見て妥当な額にすべきである、こういう御意見をいただいたわけでございます。この特別給付金制度が発足いたしましたのが昭和三十八年でございまして、そういう懇談会の御趣旨をそんたくいたしまして、考えますと、当時の一人当たり国民所得、昭和三十八年度の一人当たり国民所得が二十一万四千三百八十六円、昭和四十七年度の一人当たり国民所得の見込みでございまして、これが六十八万七千二百六十六円。そういった三・二二倍というふうになつております。それから個人消費支出、これを見比べてみると、一人当たりの個人消費支出は昭和三十八年度が十四万八千七百五十三円、それに対して、昭和四十七年度の一人当たり個人消費支出の見込みが四十五万六千九百四十四円でございます。三・〇七倍ということになります。それから普通恩給の改善率、これを見ても

と、昭和三十八年度を一〇〇といたしますと、昭和四十七年度は二三〇、それから昭和四十八年度の改正を見ますと二八四と、二・八四倍、これもほぼ三倍ということになります。こういった点を総合勘案いたしまして、従前の額の三倍に増額するのが大体適当なんじゃないかという事で、二十万円のものを六十万円というふうにしたわけでございます。

○中沢伊登子君 これもちょっと私も考えますと、父母が妻の半分ですね。そうすると、父母といふのは私も相当の年をとっている感じがいたします。もう年をとった人といふのはそう働けないわけですね。年金で生活をする。そうなりますと、私は父母に対する特別給付金というのですか、これはもう少し上げてしかるべきではないか。言うならば、ほんとうは理想からいえば妻と同じくらいに上げてほしいんじゃないか、こんな感じがするのですけれども、その点いかがですか。

○政府委員(高木玄吉) 父母の点につきましては、いま大体平均年齢が七十八歳でございます。で、御承知のとおり、父母は非常に高齢になっておられます。そこで、前の制度もそうでございます。したけれども、妻のほうは、これは十年償還の国債をお渡しする。で、父母のほうは五年償還の国債をお渡しする。したがって毎年受け取る金額は六万円で、同額なのでございます。その点の御配慮はしてあります。

○中沢伊登子君 はいわかりました。先ごろ、日中国交回復が実現をいたしましたね。で、この間、厚生省でお祭りをされたんですが、中国から遺骨が帰ってまいりましたね。今後中国から遺骨が帰ってくると思います。あるいはそれを収集に行ったり、また現地で遺霊を行なう、こういうようなことが今後まだ続けられるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(高木玄吉) 中国におきます遺骨の問題でございますが、昔の満州、現在の東北地区でございますが、ここにおきましては終戦前後に軍、民合わせて約二十五万人の方がなくなられた

というふうになっております。それで、その遺骨の大部分が未処理でございます。また、ビルマ戦線の一環としての雲南地区に約四千人の戦没者がございまして、この方々の御遺骨も未処理でございます。そういった点がございまして、この戦没者の遺骨の収集あるいは現地遺霊というような問題につきましては、これは長年の懸案事項になっておりますが、この日中国交正常化が実現いたしましたので、こういった問題について今後促進に努力しなきゃならぬと、かように考えております。しかしこの日中間には、御承知のとおり、過去におきます不幸な戦争との関連で、中国のほうの国民感情といふものも十分に考慮してものごとを進めなければならぬと存じますので、このいま申しました遺骨の収集あるいは遺霊巡拝というような問題につきましては、外交ルートを通じて中国側の意向を尊重しつつ、ねばり強く話し合つてものごとを進めていかなきゃならぬのじゃないかと、かように考えているような次第でございます。今回、中国側におきまして収集し、保管してくださつておりました八百九十九柱の遺骨を政府派遣の訪中団にお渡しいただいたわけでございますが、この方々につきましては、さつそく厚生省におきまして追悼式を行ない、遺骨の引き取り先の判明しておられる方々に遺骨を伝達した次第でございます。私どもとしては今後この遺骨の収集の問題あるいは遺霊の問題、墓参の問題、こういった問題につきましては、十二分に外務省と連絡いたしまして、折衝してまいりたいと思ひます。

○中沢伊登子君 戦後も二十八年にもなるわけですから、いろんな点に配慮をされて、さらにこの遺骨の収集とか現地遺霊、こういったことにはこれからもさらに努力をしてほしいと要望をいたしておきます。

それからいまもお話がありましたように、日中国交回復が実現したために中国地域のほうに残留者がまだたくさんおられますね。その方々が国交が回復したからということで、一時帰国をしたいと希望している方がたくさんあるように伺つておりますが、この人たちが一時帰国をしたいと申し出たときには、そういった旅費や滞在費の援助をなされるかどうか、どのように考えていらっしゃるのか。

○政府委員(高木玄吉) 先般、訪中団として山口政務次官が中国へ参られました。向こうの要路の方とお話しされましたとき、向こうの方々は日本の現在中国におられる方が永住を希望されるのも歓迎すると、それから帰国をされるならそれもけっこうですと、それから永住を希望する方で一時帰国を希望するならばそれも認めるようにしたい、こういうふうな言つておられたさうであります。したがっていま現在、私どももこの一時帰国、里帰り、この問題につきましては、その里帰りを希望する方々の数なり時期なりそういった問題につきまして中国側と話し合ひがつかますれば、おそらくこれらの方々は自費による帰国は非常にむずかしいと思ひますので、何とか、帰国旅費につきまして国費で負担するといふような方途を講じたいと、かように考えておる次第でございます。

○中沢伊登子君 地元のことを申し上げたいへん恐縮なんですけれども、兵庫県の海外同友会という団体がございまして、これはおそらく厚生大臣は御存じだろと思ひますが、この団体がいまぜひともやりたい問題が二つございまして、その一つは引揚者センターを設立したいといふことです。これについては従前にありました神戸市の移民センター、もつと何かおもしろい名前を使つておりましたが、いまは引揚者センターといつておりますが、今度は反対にこの移民センターを引揚者センターとして使用したいと、こういつています。それから海外に働いて敗戦にあつた引揚者、その人たちの悲惨さあるいは恐怖と飢えの連続でありましたので、こういう人たちが祖国の敗戦で敵国人という名前のもとで祖国の戦争責任の十字架をいままで負わされてまいりました。そこで今度帰国を希望する人たちがいまのお話のとおり

りたくさんあるといたしますが、この人たちが日本の社会復帰に必要な基礎知識、ずいぶん長いこと向こうにおられますから、その基礎知識を得るために日本語の勉強とか、あるいは貨幣価値がいぶん変わつておりますから貨幣の問題あるいは生活訓練の場としてこの引揚者センターの建設を希望しておられるんです。この方たちのいろんな資料を読みますと、すでに齋藤大臣にも要請をされたとの通信には書いてございます。大臣はこれに対してどのようなお答えをされましたか。どのように、これからこれに対処をされますか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 兵庫県海外同友会から引き揚げ者のセンター建設の要望のあることは承つておりますが、郵便で送つたといふことは聞いてはいるんですが、私、実はまだ見ておりません。

○中沢伊登子君 そうですか。この資料によりまして、三月十二日及び二十日、齋藤邦吉厚生大臣に次のとおり要請するといふ、こういう通信文が来ているわけなんです。ごらんにならなかつたですか。これは遺骨をお祭りをしたり何かするの、兵庫県の知事も出席しておられます。それから前の郵政大臣の三池信先生、そういう方も、それから原健三郎代議士ですね、地元でございまして、こういった方も出席されたようにこの資料には書いてあるわけなんです。まだ御存じございませんか。

○政府委員(高木玄吉) この兵庫県海外同友会が引き揚げ者センターを神戸に建設したいという希望を持っておられるといふことは承つておりますが、今後におきます引き揚げの主たるものは中国からの引き揚げだろと思ひます。現在のところでは私どものほうで承知いたしておりますのは、三百人程度帰国を希望しておられる方々がおられると、こういう状況でございますが、ことしの状況を見てまいつておきますと、現在までに中国からは、本年の六月末までに十世帯二十二名の方が帰国しておられます。しかし、これも突然香

港に出てこれまして、香港から航空機を利用して帰ってくるということで、帰り方が非常に散発的なのでございます。また、帰って集団的に帰ってくるのではなく、一世帯ずつぽこっと香港に出てきて、そこから帰国してくる、こういう状況でございますので、現在のような散発的な引き揚げが続いております状況でございます、引き揚げセンターをつくるということもまじやと踏み切れないという状況でございます。

それからまた、この種の施設をつくることいたしましたも、地元の兵庫県当局の御意向等も確かめてみなければなりませんので、こういった点も含めて検討させていただきます。この点も含めて検討させていただきます。

○中沢伊登子君 それで、自民党さんの前の郵政大臣をされたような方だの、労働大臣をされた原代議士なんか出席しておられることですから、これはもう少く政府のほうと御一緒にいろいろ話し合ひをして詰めていただいて、向こうから帰ってきた方では一番困るのはやはりことばのようですね。横井さんのように二十何年間かはら穴にいても日本語を覚えていらしたという方もありますけれども、貨幣価値なんかもすっかり変わっておりますので、ずいぶんまごつかれると思います。ですから、そこら辺は話をまたこれから詰めていただいて、できれば、新しくつくるならば相当のお金が必要ですが、幸いに移民センターを利用したい、こういうことで、兵庫県とも連絡をとって、こういう引き揚げてこられる方がさんざん日本の敗戦を外地について苦勞をなめてこられたのですから、その辺はもう少しあたたかい思いやりをしてやっていただきたい、このように思います。

それからまた、韓国にも残留していらっしゃる方が相当あるわけですね。この間、韓国に被爆者の調査に私も友だちが行ってまいりました。韓国に帰っておられる方で、被爆を受けて向こうに帰っておられる方、こういう方がいまあそこには……、さつきから資料を持ってこようと思ったのですが、いつ始まるかわからないので部屋によ

う帰れなかったのですけれども、そういう調査にも行ってありますけれども、厚生省としては、そういう調査はなさらないで済むのでしょうか。

○政府委員(高木玄君) お尋ねは、韓国の在住の邦人の調査でございますか。

○中沢伊登子君 韓国人で広島で原爆を受けて、被爆をされて向こうに帰った人です。

○政府委員(高木玄君) 原爆被爆者で韓国に帰っておられた方の調査をしていただくか、この問題につきましては公衆衛生局のほうでそういう調査をしておりますかどうか、ちょっと確かめてお返事させていただきます。と思います。

○中沢伊登子君 それでは、私のほうからまたその資料をお届けしますから、こういう方にも漏れなく心を配ってあげていただきたい。むしろ私も、少しお金を持ち寄ってでも、そこに被爆者センターをつくるんならば何とかお助けをしたいと、こういうふうなことも寄り寄り相談をしたいわけですから、政府のほうでこういう調査もまだあんまりやらないというところは、私、これ少し手落ちじゃないかという感じがするんです。いずれ私のほうに資料がございしますから、それまたお届けいたしますが、ひとつ御配慮いただきたいと思ひます。

それから次に、各種の相談員の手当額なんかについてお尋ねをしてみたいと思ひます。厚生行政の中で老人や身体障害者、重度心身障害児、こういう方のお世話をする方々、あるいは家庭相談員、婦人相談員、母子相談員、民生委員、いろいろな相談員の方がいらっしゃるわけですね。それに続きます。戦傷病者相談員というのをごさいます。戦傷病者遺族相談員もございます。身体障害者相談員、精神薄弱者相談員、これだけの相談員として女性も働いていらっしゃるし、まあ民生委員なんというの男性でもいらっしゃるわけですが、これだけの問題は、戦傷病者相談員、これは四十七年に比べて今年度は九百四十名ふえておりますね、人数

が。ところが、この人たちの手当、これが月額五百円でございます。最近のこの激しい物価高の中で、ボランティアといいますが、それにしても、タクシーに乗っても五百円ではあんまり少な過ぎるではないですか。あんまりばかにしたような手当てではないかと思ひます。そもそも初めは千円を要求されたんですね。ところがこれが落とされて五百円になっております。非常勤だからというところもありませんけれども、しかも、これは昭和四十年以来据え置きになっているわけですが、少くとも厚生行政が国民の善意におんぶをしていると、こういうふうな思ひますが、この前も私、原爆のときにこういうふうなお話を申し上げたし、かねがね少し厚生行政というのにはさか立ちをしていて、とにかく国民の善意にあんまりおんぶし過ぎておる、こういうことではいまいにいろんな福祉施設なんか、そういうところから福祉行政がくずれてくるんじゃないかというのをしばしば私申し上げているわけですが、戦傷病者遺族相談員、これも同様で手当は五百円です。これは昭和四十五年以来据え置きになっているわけですね。そしてこの戦傷病者遺族相談員というのはいま千四百十名おるわけですが、私は、これは人数をふやすんなら、戦傷病者の相談員よりも戦傷病者の遺族の相談員のほうをもっと数をふやすべきではないか、こういうふうな考えをいたしたいと思ひます。

○政府委員(高木玄君) 戦傷病者相談員、戦傷病者遺族相談員、この私どもの局で所管しております二つの相談員の謝金につきましてはおつしやるのとおり月額五百円でございます。御指摘のとおりきわめて低い額でございます。これらの相談員の方々、いずれも民間の篤志家でございます。非常に甘えるとおしかりを受けます。戦傷病者なり戦傷病者遺族等の相談に際していただける方々でございます。現実には戦傷病者相談員は戦傷病者の方々の中から選ばれているケースが多いし、それから戦傷病者の遺族相談員も遺族の方々が相談員に

なっております。ケースも多いわけでございます。いわば自分たちが相談員であると同時に戦傷病者であり遺族である、こういう立場での親身の御相談をいただいているわけでございます。しかし、御指摘のとおり、月額五百円というのはきわめて私ども低額だと思ひますので、今後とも、この相談員制度を円滑に運営してまいりますために、この増額については精一ぱい努力させていただきます。と思ひます。

それから員数でございますが、本年の予算におきまして戦傷病者遺族相談員を九百四十名から千四百十名に五割増したわけでございます。戦傷病者の相談員は九百四十名のままでございします。これは遺族のほうはもう戦傷病者よりもずっと人数が多いのでございします。こちらの方々の遺族のほうの相談員を五割ふやした、こういう経緯でございます。

○中沢伊登子君 その五百円という月額をこれから少しふやす努力をされるのですが、それは大蔵省がうんと言わないのですか、それとも厚生省が要求をされないのですか、どっちですか。

○政府委員(高木玄君) 厚生省は要求いたしました。いたしましたが、ことしの予算の経過を顧みまして、先ほど申されました身体障害者相談員、精神薄弱者相談員、これがいままで月額三百円であつたものを戦傷病者なり戦傷病者遺族の相談員並みに五百円に引き上げるといふのが手当面での改善であり、それから、私どものほうもことは戦傷病者遺族の相談員の数をふやすということには非常に遺族会の要望が強かつたものですから、こつちに重点を置いたと、こういう結果でございます。明年は御指摘の五百円の高額の引き上げのほうに、社会局のほうの所管の相談員と共同歩調をとって努力したいと、かように考えます。

○中沢伊登子君 それでは時間がございせんから、その程度にさせていただきます。続いて、須原委員が戦時災害援護法というのを提案をされておられますので、そこで、須原委員に御質問申し上げますが、先生が議長として

なられたこの法律案について、予算はどのくらい入用だと考えておられますか。

○須原昭二君 お答えをいたしたいと思います。

この法律案の施行に要する経費は、平年度約三十億円の見込みである。と、こう明記してありますが、まだ概算をいたしまして、大体、おなじみになった方が約五十万人として、遺族給付金を五十万円、十年国債で支給することにいたしました。この問題点につきましては、まあ、率直に申し上げて、フロントム戦闘爆撃機一機分であるといわなければなりません。したがって、今日の経済成長のさなかにありまして、特に日本の国の税収の見込みといふのは実は七〇年の決算では七兆円、さらに七二年の決算の見込み額にいたしますと九兆円、すばらしい税収をあげておられるわけでありまして、当然、このようなささいな金は支出できるものである、こういうふうに私たちは考えておるわけでありまして。

○中沢伊登子君 先生の発議されたこの援護法には、けさはど来、盛んに先生が質問をされておられた原爆被爆者も入れるのか入れないのか、お答えをいただきたい。

○須原昭二君 お答えをいたします。

この援護法の中に原爆被爆者を入れるかどうか、この問題点につきましては、私はおおむね、この本法の適用の中に入るものである、こういうふうに解釈をいたしております。ただし、被爆二世、被爆三世、いわゆる子供さん、孫さんにまでこれを被災者の中に入れるものではない、間接的な者は入れない、こういうふうに解釈をいたしております。

○中沢伊登子君 齋藤厚生大臣ね、先ほど来、い

ろいろやりとりをしていらした中で、私もこの間の原爆被爆者の法律案について御質問を申し上げるときに、実は原爆の被爆者の会に私は行ってまいりまして、そこでいろいろ話も聞いたり、調べてきたりしてこの間御質問申し上げたわけですが、そのときに、その原爆の被爆者の人たちのことばで、齋藤厚生大臣は、この被爆者の問題についていままでの大臣以上に一番熱意を持っていらっしゃる。私どもは伺っております。ですからこの際齋藤厚生大臣のいらつしやる間にぜひとも援護法をつくってほしいんですと、こういうお話がございました。先ほど山下春江先生からもいろいろアドバイスのような、御質問のようなお話もございましたが、これはぜひとも先ほど来のお話の方向を、お考えをひとつ、齋藤厚生大臣の間の前向きを見つけてあげていただきたい。被爆者の皆さんがますます老齢化していく、そして、たいへんさみしい気持ちをいま持つておられますから、その点をくれぐれも前向きに考えていただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

それから須原先生にもう二、三点伺いします。援護法に準じているところがございますね。それはどの範囲まで入るのか、お答えください。

○須原昭二君 この法律は民間戦災者の援護を行なうものでありますが、原則として軍人軍属を対象としております。現下の援護法と同じ内容の給付を行なうこととしたしております。ただ、違つておる点を二、三点申し上げておきたいと思つております。一つは遺族に対する援護については、現下の援護法では年金給付であります。本法案では一時金五十万円の支給、国債発行、こういうことになっておるといふことが第一点です。

第二点の違いは、そのような一時金の給付をとつておりますけれども、遺族に自活能力があるかないか、こういう支給の条件は撤廃をする、こういうことが第二点目です。

第三番目の違い、相違点は、遺族の範囲としたしましては、入夫婚姻による妻の父母等はこれを入

除外をいたしておるわけでありまして、以上、大体三つが相違をいたしておる点だと思つております。

○中沢伊登子君 こういうことを伺ひましたのは、先ほど来愛知県が一番こういう問題に熱心だ、こう言われておりますけれども、私も兵庫県であちこち歩きまわすとね、もうこういふたような一般の空襲にあわれた人やなんかが、いま先生の発議されたこういう問題についてぜひとも要望があるわけですが、私どもも再三承つてまいりますけれども、それを調べてみますと、こういう人たちは救われない、たいへん残念な返事を書かなければならない例が実は兵庫県でもずいぶんあるわけでございます。できることならば、私どももこういう点で、もう少し前向きにお答えができるような返事を書きたい、こう思つておるものですから、お伺ひしているわけですが、それではけさは少しやりとりがあつたようですが、空襲にあつた人はどのくらいあるのですか、お調べになつてごらんになりましたか。

○須原昭二君 この問題点では、今朝来の私の質疑の中でもきわめて抽象的で明確な御答弁がございせん。でしたが、すでに御案内のとおり、一九四九年四月の経済安定本部が発表いたしましたこの数値が一番根拠がある、こうおっしゃつておられます。政府としては、一般国民の死亡者が二十九万九千四百八十四名、負傷者行方不明三十六万八千八百三十名、総計二百五十三万三千二百四十四名、こういうふうな数字が出ておるわけでありまして、私たちの推計をいたしましては、全国戦災死者死没遺族連合会の戦災都市空襲による死没者の慰霊塔の中に納めてある記録に基づく調査によりますと、死亡者だけでも五十万九千四百六十九名という数字が出ておるわけですが、したがって、この数字からまいますと、総計二百五十三万三千二百四十四名という数字は大体半分ぐらひではないか、したがって五百万ぐらひが適用者になつてくるのではないかと、こういうふうに私たちは感じております。

なお、この問題点については、法律の附則第一条に「この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から実施をする。」と、こういうことに明記をいたしておるわけでありまして、この一年間に鋭意努力をして実態を調査をして、その詳細な数を把握をいたしたい、かように考えておるものであります。

○中沢伊登子君 最後に、その実態調査をするにすれば、それはその費用はどが持つのですかね。

それからなほもっと早くこれをやらなかったか、お答えをいただきたいと思ひます。

○須原昭二君 この実態調査の費用につきましては、私たちはこの法律をつくり上げた基本のものの考え方は、あの戦災、民間の戦争による犠牲者というものは国の責任においてあのような障害を受けたあるいは死亡せざるを得なかった、なかつた。こういう観点に立ちまわしていわゆる国家補償の精神に基づいて立案をいたしておるわけですが、したがって、当然この実態調査の費用は国が負担すべきものである、このように考えておるわけでありまして。

なお、本法案の措置がおくれた理由につきましては、先ほどから私が質問をいたしましたように、従来政府というものが旧憲法下の国家との身分関係、これに執着をして、すなわち、軍人軍属等、こういう身分制にこだわつてまいりました。したがって、一般戦災者に対しては援護の手が差し伸べられなかった。しかもこの問題点につきましましては、昭和三十九年、衆議院本会議、あるいは参議院の本会議において、この援護の問題について強い決議がなされておるにもかかわらず、遅々として政府はこれを取り上げない。したがって、思

いあまつてここに提案をいたしたものであります。どうぞ皆さんの御賛同を心からお願ひをいたしたいと、かように思つておる次第であります。

○中沢伊登子君 どうもありがとうございます。

○政府委員(高木玄君) 先ほど中沢先生の御質問

に對しまして、公衆衛生局から返事が参りましたので申し上げたいと思います。

広島で韓国人が何人被爆したか調査したものは無い。韓国居住の被爆者の数もわからない。韓国原爆被害者援護協会、これは韓国内の民間団体でございまして、その協会では、韓国内にいる被爆者は二万人と称しているようでございまして、それから韓国内の被爆者の状況を調査したのも現在ないようでございまして、人道的な立場から、韓国政府の意向もくんで、その救済につきましても、外務省を中心に、関係各省でその検討をしておりますが、おそらく救済につきましても、医療協力等が内容になるであろうと、こういう答弁が参りましたので御報告いたします。

○中沢伊登子君 ありがとうございます。

○小笠原貞子君 最初に、お断わりしたいと思ひます。時間を三分の一に短縮するようにというお申し出でございまして、私も長いばかりが能じやないと思ひますので、私のできるだけの能力を發揮いたしまして、短くつめるつもりでおりますけれども、少々延びました点については特段の御配慮をいただいて、質問をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、文化庁のほう、いらしていか。——お伺いをいたしますけれども、宗教法人靖国神社、現在は一宗教法人であつて、戦前のような特権的な存在ではない、単なる一宗教法人だということを確認したいと思ひますが、そのとおりでよろしうございませうか。

○説明員(鹿海信也君) いま御質問のとおりでございまして、現在の靖国神社につきましては、終戦後、神社の国家管理制度の廃止によりまして、昭和二十一年二月、宗教法人令に基づく宗教法人とみなされました。次いで、宗教法人法の施行に伴ひまして昭和二十七年九月、東京都知事からの規則の認証を受けて登記をいたしまして、宗教法人法上の宗教法人、単立法人という性格でござい

○小笠原貞子君 援護局のほうにお伺ひしたいと思ひます。四十六年の二月十七日、二十二日、二十四日、そして三月の一日、三日、九日、合計六日間、各都道府県の援護関係職員の研究会が行なわれまして、場所は靖国神社でなすっていらつしやいましたけれども、この会場費はどこがお支払いになっていらつしやいますでしょうか。

○政府委員(高木玄君) ただいまお尋ねのとおり、昭和四十六年二月から三月にかけてまして、六回に分けてまして、各般の調査業務に関するブロック会議を開催いたしました。それで、会議費でございまして、会場として靖国神社の一室を利用したため、靖国神社側が会場費を請求しませんのでして、結果において無料になっております。

○小笠原貞子君 その研修会のと、靖国神社の前の割烹の「大周楼」というところでお酒と料理が出て参加者のもてなしが行なわれたということですが、西村調査課長はそのとき出席されていらつしやうか。また、局長、出席されていらつしやうか。

○政府委員(高木玄君) 調査したところでは、当時の局長も西村課長も出席しておりません。

○小笠原貞子君 それでは、そのほかの関係の方で出席なすつていた方、いらつしやいますか。

○政府委員(高木玄君) 調査課の職員が各ブロックの会議ごとに一ないし二名出席していたかのよう

○小笠原貞子君 それでは、このときのお酒と料理代などの接待費、これは厚生省がお支払いになりましたのでしうか。もし、お支払いになったとしたら、厚生省でなければ、それは先ほどのように靖国神社のほうで負担なすつたのでしうか。

○政府委員(高木玄君) 会議の終了がおそくなつたために、靖国神社付近の割烹旅館におきまして夕食を靖国神社から提供されたというふう聞いております。

○小笠原貞子君 それでは確認いたしますけれども、この会議について靖国神社が会場費と、そして夕食代、料理代を負担したと、こういうわけで

ございませう。それは厚生省からのお申し入れがあつたのか、それとも靖国神社の御好意でそういうことになったのか、どちらでしうか。

○政府委員(高木玄君) 靖国神社側の御好意でございませう。

○小笠原貞子君 それでは確認します。会場費、料理代、靖国神社が負担した、その申し出は靖国神社からである、これを確認させていただきますして、よろしうございませうか。

○政府委員(高木玄君) けつこうでございませう。

○小笠原貞子君 次に、日本基督教会の牧師さんのほうから祭神名簿から抹消してくれという要求が靖国神社のほうに出された、その問題について御承知でいらつしやいますでしょうか、文部省。

○説明員(鹿海信也君) 宗教関係の新聞等によりまして間接的には承知いたしております。

○小笠原貞子君 間接的ではちよつと討論になりませんが、御存じないといけませんから読んでみますが、これは宗教法人靖国神社の代表役員である宗教法人日本基督教会の代表役員であり、ある山田滋さんという方から靖国神社に申し入れが出ております。これは、「宗教法人日本基督教会は、第二回大会(総会)の決議により、宗教法人靖国神社が日本基督教会の教師栗田巧、小川亮、武長敬三、東山武を祭神として祀っていることを拒否し、祭神名簿から抹消されるよう要求します。

なお、この要求に対するご回答は、宗教法人靖国神社代表役員の名によつて、3月15日までいただいたたく申し添えます。、こういうものなのでございませう。これは写しをとつてまいりました。それで、これに對して靖国神社がどういう回答をされたかということも御存じないでしうか。

○説明員(鹿海信也君) 間接的には承知いたしております。

○小笠原貞子君 それでは、これも靖国神社からの回答を写してまいりました。「拝啓 時下益々御清安之段大慶に存じ上げます。

擬て二月二十五日附文書を以て当神社祭神名簿から抹消の御要求がありました。が、当神社御創建の由緒及び伝統に鑑み、御申出に沿うことは出来ません故御譲下するやう、この段回答申し上げます。靖国神社宮司の筑波さんから先ほどの代表役員の方の山田滋さんに出ております。

こういうように、靖国神社は祭神名簿からキリスト者である牧師さんの祭神であるというものを抹消してくれということに對して拒否をしてきておりますけれども、同じような抹消要求がキリスト者遺族の会からも出ております。それは四牧師の場合、本人はもろろ牧師ですからキリスト者です。で、また遺族の方々も熱心なキリスト者です。で、靖国神社は御承知のように神道でございませう。で、キリスト教でないことは明白なことだと思ひます。本人は牧師で、遺族もキリスト教徒、その遺族の意思に基づいて日本基督教会の総会で祭神名簿から抹消してくれと要求しているわけなんですけれども、これに對して靖国神社が拒否をするという、こういう拒否の回答をするということは憲法二十条の「宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」という宗教の自由を踏みにじつてゐる態度だと考えざるを得ないわけですから、その点についてどうお考えでいらつしやいませうか。

○説明員(鹿海信也君) 必ずかしい問題でございませうが、御承知のとおり、戦後の宗教行政は政教分離の原則にのっとりまして宗教団体の信仰の内容と申しますか、教義——その教えの中身でございませうが——には私ども宗教行政は立ち入らないことになっております。

したがいまして、今回の事例についてみますと、靖国神社が祭神をどう定めるかは宗教団体である靖国神社の信仰の内容にかかわることだと考へるわけでございませう。また一方、日本基督教会からの祭神名簿抹消の要求も、これも宗教団体としての日本基督教会の信仰の内容に基づくものでございまして、信仰の内容を異にしますこの宗教団体相互間の信仰内容の違いに關することござ

いますので、私も行政当局としてこれの是非という判断につきましては関与すべきことではないと、このように考えるわけでございまして、この両者の話し合いによって解決されるべきことではなからうかと、このように存じております。

○小笠原貞子君 これはいろいろお立場上むずかしいことがあるかもしれませんが、そんなむずかしく考えなくても、道義的にもおかしいじゃないかというのが一般の通念になっていると思うのです。信教の自由ということが特に宗教者にとつてはどんなに大切なものか、そのことを考えたときに、本人は牧師であり、遺族も信者、そしてキリスト教の立場で祭つていきたいのに、その魂を靖国神社のほうに一方的に祭つてしまうというところは、まさに魂まで奪われてしまうというような結果になって、まことにこれはたいへんなことだというふうに私は考えられるのですけれども、これはあとで厚生省のほうとも関係がございしますので、こういう問題について大臣として御見解はいかがでいらっしゃいますでしょうか。

○國務大臣(齋藤邦吉君) ただいま文部省からお答えがございましたように、政教分離でございまして、靖国神社は靖国神社の教義にしたがって戦争でなくなられた方々をお祭りしておる、こういうことでございまして、私のほうからとやかく批判めいたことを申し上げる筋のものではない、かように考えております。

○小笠原貞子君 それでは文部省のほうにお伺いします。

戦前、靖国神社は他の宗教団体に比べてどういうような特権が与えられていたのでしょうか。

○説明員(鹿海信也君) 終戦までは陸軍省、海軍省共官の別格官制として祭祀を行ないまして、職員もそれぞれの身分に応じて俸給待遇あるいは判官待遇の処遇を受けてまして、また経費の一部として陸軍省、海軍省から供進金が支出されていたと、このように承知いたしております。

○小笠原貞子君 そういうような特権が、終戦後、昭和二十年十二月十五日、占領軍の総司令部

命令として、神道指令といわれる「国家神道、神社神道に対する政府の保障、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する件」という中で廃止されております。その廃止された理由については、この書かれていますわけですね。「神道の教理並びに信仰を歪曲して、日本国民を欺き、侵略戦争へ誘導するために意図された軍国主義的並びに過激なる国家主義的宣伝に利用するが如きことの再び起こることを防止するため」云々と、こういう理由によつて、神道指令でこれがこういう特権を与えてはいけないうことになっているわけですね。靖国神社は、総司令部が指摘しましたように、まさに侵略的、軍国主義的な思想の高揚に大きな役割を果たしたというところは、これは現実、証明できる歴史的なものだと思います。戦後、こういうことに対して国民の批判が集中いたしましたのも、これもまた当然のことだと思います。自民党は、今国会にまたまた靖国神社法案を五回にわたつて提出していらつしやる。これが靖国神社をめぐる歴史とそして現状という点から考えれば、ここに大きな問題があるというふうに考えざるを得ないわけなんです。こういうことは一応私の考えとして申し上げておきたいと思ひます。

で、それでは、たとえばこういう問題がなぜ起こるのか。そこには厚生省の姿勢がまだちつとしていないというところに大きな問題があると思ひます。信教の自由を侵すというところはもう歴然としていられるわけですから、なぜこんなことが起こるのか、具体的になぜ起こるかという背景について質問をさせていただきますけれども、昭和四十八年の三月二十八日付の調査第一〇〇号という通知がございまして、これによりまして、靖国神社の依頼に基づき、旧陸軍関係戦没者調査を本年もされるということになっておりますけれども、これは毎年されておりますので、どうか、援護局のほうからお答えいただきます。

○政府委員(高木玄君) 厚生省の援護局、それから都道府県の援護担当の主管課、これらにおきましては、もとの陸海軍省の保有しておりました陸

海軍の軍人軍属に関する人事関係の記録を引き継いでおります。したがって、そういう点から旧陸海軍の戦没者の身上に関する各般の問い合わせなり調査の依頼があるわけでございまして、そういう依頼がございします場合には、それが戦没者の処遇上適当と認められますときには、そういう調査の依頼に応ずることにはいたしておるわけでございます。ただいま御指摘の靖国神社のほうからのこの戦没者に関する調査の依頼は、そういう趣旨におきまして援護局として応じておるわけでございします。

○小笠原貞子君 おっしゃったとおりだと思いますけれども、これは個々の個人個人の問題についての調査ではなくて、靖国神社を通して全国的な調査ということになるわけでございしますね。

○政府委員(高木玄君) 靖国神社を通してではなく、私どものほうで靖国神社から依頼を受けてまして、その依頼に応じて、戦没者に関する調査を、靖国神社の依頼に応じてしていると、こういうことでございします。

○小笠原貞子君 昭和四十六年二月二日付厚生省援護局長通知援護第一一九号というのが出ております。各都道府県知事あてでございまして、これは「靖国神社合祀事務協力について」と、「それに関する諸通知は、廃止する。」となつていられるわけですが、この「援護第三〇二五号」と、関連する通知を廃止したと、いままでの通知を廃止したという理由はどういう理由でございしますか。

○政府委員(高木玄君) 先ほどお答えしましたように、援護局におきましては、遺族援護のためまえからいたしまして、従前からもとの陸海軍関係の戦没者等に関する調査依頼につきまして事務処理を行なつてまいつておつたのであります。戦後二十五年を経過いたしました昭和四十五年ごろから、遺族会あるいは戦友団体、個人、そういう方々から戦没者に関する調査依頼が著しく増加してまいりましたのに伴い、それら新しい事態に対応するために新たに調査事務処理要領を定めたのが昭和四十六年二月二日の通達でございま

す。「援護第一一九号」という援護局長の通達でございします。で、その際に靖国神社の合祀に関する調査依頼につきましては、その事務を概したこともございしますし、従来の局長通知を廃止したのでございします。

○小笠原貞子君 この「援護第三〇二五号」の通達というのの中身を見ますと、やはりずいぶん問題があると思ひます。「靖国神社合祀事務協力要綱」、「事務協力についての基本観念」というのが第一番目に書かれていられるわけですが、これも、「復員業務関係諸機関は、法令に基くその本然の事務の限界において、かつ、なし得る限り好意的な配慮をもつて、靖国神社合祀事務の推進に協力する。」と、「なし得る限り好意的な配慮をもつて」、「合祀事務の推進に協力する。」という点。また、三番目には、「協力事務の主体は、戦没者の身上事項の調査に関する事務とする。その外、合祀通知状の遺族への交付についても、事情の許す限り神社に協力するものとする。」と、こういう中身が入つておりますね。

○政府委員(高木玄君) いまおっしゃられたとおりの中身が入つております。○小笠原貞子君 この通知が出されましたのは、三重県の津市の地鎮祭の違憲訴訟判決というものが問題になつておりました。まあ、この津市の地鎮祭に神官が出てくるというふうなことは、これは憲法上問題があるというので、信教の自由をめぐる非常に大きな議論が出ていたときなんです。この四十六年五月十四日の直前に、前の通知が廃止されているわけですね。この通知は、先ほども言いましたように、憲法第二十条第一項「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」、この憲法違反に、厚生省が非常に好意的に積極的によれというふうな指示で、厚生省がまさに手をかしていたことになるといふような意見も出てくるかと思ひます。特定宗教の祭りに協力したということと廃止されたものだというふうに見ることができると思

る、私はいいかとじゃないかと思ひます。
○小笠原貞子君　だいぶ、だめを押していらつ
しやるところを見ると、あまり自信がなさそう

で、それは次また詰めていきたいと思ひますけれ

ども、それでは、現在出されております通知に、

昭和四十七年二月二十八日付援護局調査課長よ

り都道府県民生主管部長への通知、「調査第五

四号」でございますけれども、靖国神社から依頼

され、旧陸軍関係戦没者身分調査の依頼通知とい

お手元にお持ちでいらつしやいますか。

○政府委員（高木玄君） 援護局調査課長の通達だ

と思いますが、手元にございます。

○小笠原貞子君 先ほどいらした援護局のほうに調査してほしいという依頼があったとき

にこたえるというふうに、当然のことだとおつ

しやつてましたけれども、それじゃこれまで靖国

神社以外の宗教法人から依頼されて、個人じやな

靖国神社

なすったことがおありでしょうか。

○政府委員(高木玄君) 靖国神社以外の宗教法人

から調査の依頼はまだ受けておりません。受けた

○小笠原貞子君　私が言いたいのよ、個人的にい

いろいろという人について調査してほしいという

ような依頼があつたときは、その担当の局として

お出しになるのは当然のことだと思います。で、

しま伺いますと、全然そういふ宗教法人からこ
う依頼を、調査の依頼をされたことがないとい

うことでございますし、私がちよつと調べたところ

ろでは、PL教団からの調査依頼というのがあつ

たときに、これを拒否されたということも伺つて

る清國紳士といふ一つの宗教法人から依頼されて

全国的に調査され、いろいろその事務に協力され

たといふところに私は問題があるんじゃないかと

思うわけなんですけれども、その点はいかがお考

えでしょうか。ほかの宗教法人からは全然来てない、来ていても、それはあるときには拒否された、個人的な調査ではないと、宗教法人から来て、そして全国的に調査網を張って調査なさるといふ問題についてどうお考えになりますか。

○政府委員(高木玄君) 靖国神社以外の宗教法人から調査依頼を受けたことはございません。したがって、PL教団からの調査依頼もございませんし、したがって、拒否された云々と言われましても、調査依頼がそもそもございせんので、その点、御了承願いたいと思います。

○小笠原貞子君 それでは、靖国神社という一宗教法人から依頼されている協力したということだけははっきりしたと思います。

それでは、このいま言いました「調査第五四号」でございすけれども、この調査課長通知の中の2の(2)の項、これはどういう内容になっていすでしょうか。「ただし、次に掲げるものの裁定があつたものを除く。」ということになって、具体的に「ア、イ、ウ、エ」と出ているわけですが、これは一体どういう内容になっていすでしょうか。

○政府委員(高木玄君) ここに「ア、イ、ウ、エ」といふふうになっている条文を引用してございすますが、この条文の内容をごく簡単に申し上げますと、軍人軍属、あるいは準軍属が公務上の負傷、あるいは疾病にかかつて、その負傷または疾病以外の事由でなくなつたという場合でございす。

それからいま一つは、「ウ」と「エ」でございすますが、これは外地における公務によらない死亡者でございす。したがいまして、この靖国神社からの調査依頼がまいつております戦死者は、戦死または戦病死者でございまして、それ以外のものを、昔の陸軍では平病死といつておりますが、平病死は含まない、こういうこととでございす。

○小笠原貞子君 初めの「ア」と「イ」は平病死だということはおわかりましたけれども、この

「ウ」と「エ」という項、これを調べてみますと、わかりやすく言うと、敵前逃亡だとか、自殺された方というものがここに含まれると解釈してよろしいと思ひますか。

○政府委員(高木玄君) いわゆる刑死あるいは自殺でございす。

○小笠原貞子君 そうしますと、祭祀としてお祭りするの、平病死年金をもらつている人とか、敵前逃亡、いま言われた自殺などの人については、調査しなくてよろしいというのがこの内容になつていふわけでございすね。そうですね。これは靖国神社からの御意向で、こういうものは除くということになつていふのでしたでしょうか。

○政府委員(高木玄君) 靖国神社からの依頼の内容がそうなつていふわけでございます。

○小笠原貞子君 それじゃ、こういうふうにいるところ、この御調査をなさるわけですが、この調査の方法について伺ひたいと思ひます。たとえば調査票などというものは厚生省のほうで御用意なさるのでしょうか。それとも靖国神社が調査依頼をするときに、靖国神社がその調査票を持つて厚生省にお願いする、また、その費用について靖国神社が出すから調査してくれというふうなことになるのでしょうか。

○政府委員(高木玄君) この調査票の用紙は靖国神社側で調製して持ち込んできていふようです。

○小笠原貞子君 で、それでは靖国神社が用意した調査票に各都道府県の自治体職員が記入をして、そして厚生省に集める、そして集まつたものを靖国神社に渡すというわけですね。

○政府委員(高木玄君) 旧陸軍関係は、死没者の原簿が各都道府県で保管してありますので、各都道府県がその原簿から転記して厚生省に送付し、厚生省から靖国神社に渡す、こういうことになつております。

○小笠原貞子君 靖国神社は、その名簿に基づいて祭神名簿をつくつて毎年合祀するという順序になるわけですね。

○政府委員(高木玄君) さようでございす。

○小笠原貞子君 大体いま伺ひしたので、私の言いたい内容というのがどこにあるのかというものがわかりなかつたのじゃないかと思ひますけれども、ずつといままでの質問と討議の中ではつきりする第一の問題は、厚生省は、古い通知は問題がある、これは廃止した、そして新しい通知に書き直した。しかし、実際上の運営というのは何ら前の通知の内容と変わつていない。ただ、文章上たいへんすい「なし得る限り好意的な配慮をもつて、」などというのちよつとすいというように、ことばの上では配慮されて、そして通知を廃棄して新しい通知になすつていけるけれども、やつていらつしやる業務というものは全く前と変わつていないというふうにお考えいただけますか。

○政府委員(高木玄君) 先ほどもお答え申しましたように、靖国神社の合祀事務というものは、概要、おおむね終つております。で、新しく戦没者として認定される者、あるいは未帰還者の特別措置法によつて死亡措置を講じた者、こういった者につきまして今日では調査してゐると、こういうこととでございす。

○小笠原貞子君 それは、一ころに比べたらだんだんそういう業務が少なくなつてくるというのは当然なことだと思ひます。しかし、私が言いたいの、昔はそういう事務がたくさんあつたけれどもいまは少なくなつたという問題じゃなく、そういう事務そのものを、厚生省の中で、職場の中で、そういうものを業務としてやつていふところ、そういう大きな問題があるんじゃないかということなんです。

それからまた、もう一つの問題点は、厚生省の立場で、国会や、また審議されて成立した法律という問題について、これを無視してやつていくという権限があるのかどうかという点なんです。と申しますのは、国会では援護法が毎年のように改正されて、そして対象として、平病死年金、それからこれは戦争の犠牲者であるという立場で援護の

対象にされたわけでございますね。そうすると、厚生省としては、当然、そういうふうな援護法が改正されて援護の対象となると、国のために尽くした人なんだという立場に立つて、これを守らなければならぬというふうには私は考える。それが当然の義務だと思ひます。それは運用上も法律としても当然のことだと思ひます。ところが、全く靖国神社の立場の考え方、戦死者に対する、敵前逃亡、それから自殺、平病死、これは除いてくれという、靖国神社の主観でございすね。「臣民ただ皇室の御為めに身を献げて忠勇事にしたがい、死してもまた護国の神たらんことを期す。」と。これは靖国神社誌に出ていましたけれども、だから、こういうものが祭神として、神様としての資格があるんだということなんです。つまり、自決せざるを得ないというふうな人たちも、やはり、そのときに戦争に引きずられて、そしてあの戦争への間違つた教育のもとでお国のためというところで、ついに自決せざるを得なくなつたということなわけでしょう。そうすれば、靖国神社がこれは忠勇な臣民と認めないというふうなことで、それらの戦死者に対して差別をしていふということがはつきり言えると思ひますね。そうすると、厚生省としては、援護法の拡大によつて、そういう人たちも国のために尽くしたんだということで対象を拡大されてきたわけでしょう。それなのに、靖国神社の、忠勇たる臣民……、神としての資格がないということ、これは除いてくれというふうな調査の依頼だ。全くこれは靖国神社の言いなりで特定の宗教的態度にまさき厚生省は手をかしてゐると。こういうことは、大きく言えば国会と法律を無視してゐる。まさに、これはちよつと大きな問題だと私は考えるを得ないわけなんです。厚生省、局長の責任としてどういふふうにこのことをお考えになりますか。

○政府委員(高木玄君) どういふ方を祭神としてお祭りするかは靖国神社御自身が定められることで、私どものそれは関知しないところでございす。

す。私どもは、靖国神社の依頼に応じて、いつも依頼の内容のものを調査している、これだけのことでございまして、靖国神社の祭祀基準というものがおそらくあるんだと思いますが、それは靖国神社御自身がおきめになって、その基準に基づいた調査を依頼してきていると、こういうことでございまして。

○小笠原貞子君　それでは全く靖国神社の言いなりになって、それは靖国神社の考え方だからと、まさに靖国神社の言いなりにどういことがあろうとなすってきたと、これからもどんなことが申し出られようと靖国神社の要求であればそのとおりやると、こういうことですね。

○政府委員(高木玄君) 先ほども申しましたとおり、私どもは靖国神社に限らず、民間の個人であり、団体であり私どもの保有しております資料に基づきまして戦没者なり、もとの陸海軍人についての身上についての調査、照会等の依頼がありました場合には、それが適當なものであります限りにおきましては協力しているわけであります、これはもう何も靖国神社だけに特別のことをしているというわけではございません。

○小笠原貞子君 靖国神社に限り特別のことをして
ないとおっしゃるけれども、靖国神社しか来
てないんでしょう。靖国神社しか来ないとさつ
きおっしゃったんでしょう。そして、その中身は
靖国神社そのものの言いなりになっているという
ことは事実ですよ。これは、まさに私が先ほど

から言うように憲法二十条に当然ひつかかっている。特定の宗教法人靖国神社の依頼で国と自治体のお金を使っているわけでしょう。そして、全国的な調査をなさんと。その結果、個人の宗教の自由も侵していやだというのに祭るなんて言うんでしょう。こんなことが許されていいんですか。こ

れはまさに憲法上からいっても二重に私は間違つていらつしやるんじゃないかと、そう思うわけなんです。いかがでございますか。

○政府委員（高木玄君） 先ほどお答えしましたように、靖国神社以外の宗教法人からは私どものほう

うに調査の依頼がまだ来ておりません。参りましたならば、もし、靖国神社以外の宗教法人が参りましたら、内容が適当であれば、私どもは調査に応ずるということでございます。

○小笠原貞子君 それじゃ、内容が適当だったから、こういうふうな靖国神社の思惑によつて、こういうものは除去せいということについて内容が適当だったと御判断なすつたわけですね、いまの答弁では。

○政府委員（高木玄君） 内容と申しますか、その

調査の依頼がありましたときに、その調査の依頼に應ずることが戦没者の処遇上適當であると、こう判断した場合には、その調査に應ずるといふこととでございます。

○小笠原貞子君　戦没者の処遇に應ずると言うけれども、その戦没者自身がキリスト教で神社に入

りたくないと言っているんですよ。そして、その御家族もクリスチャンだからそんなところに入れてほしくないと言っているんです。戦没者を大事にするんだったら、そんなことを要求されたときにおかしいと思われるだろうし、また、敵前逃亡だ、平病死だ、これ差別するっていうことも、こ

れが適當だと思われたからこそ、これをうのみにして言いなりになすったんじゃないんですか。

○政府委員（高木玄吉） 合祀にあたつて遺族の同意を必要とするかどうかというようなことは祭神御自体に関することでございまして、それは靖国神社自身の問題でございます。私どものそれは関

知するところではございません。私どもは靖国神社から、戦没者についてこういうものを調査してほしいという依頼があり、それが適当だと思えますので調査に応じていると、こういうことでございます。

○小笠原貞子君　それでは押し問答、水かけ論に

なりますから確認しておきます。援護法では対象を拡大して、こういう平病死の人たちや、また敵前逃亡、自殺の方々もお国のために犠牲になられたんだからといって援護の対象にしている、しかし靖国神社は靖国神社の主観によってこれは神様

に値しないといふことで差別している。しかしそれは靖国神社の考え方だから、それは関知しないと、そして、これも適当な調査だということでは厚生省はこれに御協力なすつたということがはっきりするわけですね。

○政府委員(高木玄君) どういう方を祭神として合祀するか、これは靖国神社御自身がおきめになることだというふうにお答え申し上げているわけでございます。

○小笠原貞子君 幾らことばの上で美しくおっしゃってても実際の問題はやはり靖国神社の言いな

それで、この問題、もうここで終わりにしま
すけれども、じゃ、もう一つの問題、先ほど言
いたい事実だと思います。

ましたね。靖国神社で会合をしたと、そしてお酒やお料理の接待を靖国神社から出していただいていると、これはまさにちよつとおかしいとお思ひになりませんか。援護局長、大臣、靖国神社の申し出だからといってごちそうになって、それで当然だと、やつてやつたんだから当然だと思ひに

なるわけですか。

○政府委員(高木玄君) 靖国神社側は、おそらく合祀事務について調査に協力していただいているという趣旨から儀礼的な意味で謝意を表したんだと思いますが、このような靖国神社側から夕食を提供を受けたということは適当とは思いません。

したがが、まして、今後はそういうことは絶対ないように厳に戒めます。

○小笠原貞子君　大臣。

○国務大臣(齋藤邦吉君)　靖国神社側の好意による儀礼的なものであったと私は理解をいたしております。しかし、好ましいことかと言われれば、

私も好ましいことではないとはつきり申し上げることができると思っています。

○山下春江君　ちょっと関連。いま小笠原委員から敵前逃亡、敵前逃亡というおことばがたくさん

出ましたが、それが靖国神社に祭つてあるのはおかしいではないかということがございましたが、それは確かに小笠原……。

○小笠原貞子君 それは祭つてないんです。

○山下春江君 祭ってないのはおかしいではないかというお話がございましたが。
○小笠原貞子君 祭ってないのがおかしいというんじゃないくて、差別することがおかしいと、それのよしあしは……。
○山下春江君 そこで、それについては敵前逃亡

とみなされる方の中で、森林の中で猛獣に食われて死んだかあるいは餓死したか病死したかわかりませんが、それは全部戦死したということで、新たな法律をこしらえて、この人々を家庭裁判所の判決を経て靖国神社に祭るという法律をいまから十七年前につくりまして、だから、あなたが言

われる敵前逃亡のような方も、たとえば武装解除されて、戦列に並んでいた、隣の先輩が肩をたたいて、おまえは補助憲兵をしていたからつかまると二十年食うぞ、いまのうちにこの列を離れて何とかして帰れ、こう言われて、二十六の青年ですけれども、二十一から軍服を着ているからおとな

の気持ちでいたが、初めて子供に返って、おかあさん、ぼくは海を泳いででも帰るよ、と言って、そこら町にいたらかまるから、山の中に入ったりいろいろなことをしてそれは死にました。まあ死んだでしょう。それがそのような目にあつて死んでも、これは厚生省がつけた名前でしょうが、

現地復興という名前をつけたいんです。現地で復興したからもう一切日本の法律は関係なく、現地で一般市民になったという処遇をしたので、それは、そんなことはかわいそうじゃないか、二軒並んでいて一軒の家の子供は鉄砲のたまで死んだから靖国神社に祭られた、隣りの未亡人の家の子供

は、いまの鐵筋逃亡をしたという、そういうことは、恩給ももらえない、靖国神社でもない、何でもないということでは、同じ熱烈な気持ちで行った青年たちにそういう差別をつけてはかわいそうではないかというので、厚生省にちゃんと法律がある

ります。それも事情がわからないから、家庭裁判所の判決があったら、それは戦死として靖国神社に祭るといふ法律がちゃんと日本にあるんです。ですから、いまのあなたの差別して祭らないというのはいじやないかというの、祭られております、間違いないです。

○小笠原貞子君 たいへん詳しい具体的な御意見を承ったのですけれども、私が申し上げているのは、そういう人を差別しているから悪いということについての評価は全然してないわけなんです。ただ、いま先生はそういう人さえもお祭りしている、それは法律で、十七年前ですか、できた。そうおっしゃっていますけれども、そういう法律があるとして、こういうものを除いてくださという靖国神社からの依頼が出ておりますのは四十七年二月二十八日、去年のことなんです。もしも、そういう法律が先生のおっしゃったことを信頼してあるとすれば、そうするとまさに厚生省はそういう法律違反を要求している靖国神社の言いなりになっているという、また問題は大きい一つの重大な問題なんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) これは山下先生、思い違いじゃないかと思うのでございまして、靖国神社にどなたを祭れなという法律はございませぬ。靖国神社はすべて教義——独自の宗教法人でございまして、独自の教義に基づいてどなたを神として祭るかという事は靖国神社自身がおきめることとございまして、したがって、敵前逃亡の方々が援護法の改正等によりまして援護を受けるようになりまして、その方を祭るかどうか、それは靖国神社みずからがきめることとございまして、そんなことに対して国が、こういう援護法の適用を受けるようになったのでございまして、靖国神社のほうで差別しないでございまして、い、なんということをやたらたいへんなこととす、むしろ、それこそ、政教分離、これこそ政教分離というものだと思います。

○小笠原貞子君 そこまでわかつているんだつたら、そしたら、遺族の方々とか援護のためという名目で公金を使って全国的に調査してといううなどところまで手をお染めになるのは間違いないことにつながつていくんじゃないですか、大臣のいまの御趣旨は。

○国務大臣(齋藤邦吉君) これは援護局長からたびたび申し上げてありますように、靖国神社はなくなられた方々の霊を祭るといふ社会通念で出ておるわけとございまして、遺族の方々の処遇の上からいっても私は適当なものと考えておるわけとございまして。しかも、靖国神社だけじゃございませぬ。そのほかの団体等からも御要請がございまして、必要に応じて資料を提供する、こう私は申し上げておるだけでございまして。事実、そういうものはないというだけでございまして。

○小笠原貞子君 私は、未来のことを言っているのじゃなくて、現実靖国神社からの要求しかなという立場に立つて、こういうところに具体的にそういう援助を、公金を使いおして公の事務としてやっているとということについて、少しそのところはおかしいんじゃないかというのが私の言っている筋なんです。先ほどから何度も強調なさいますように、靖国神社が独自に靖国神社の立場でお祭りになるというようなこととあれば、それは私は靖国神社の立場として当然だと思ふんですね。そうすれば、独自に調査して、そして独自に遺族の方とお話し合いをなすって、そして祭神にするかしないかというのをきめなければいいのに、そこに厚生省が積極的に援助をするという名目で、具体的に靖国神社の問題に相当深入りしていらつしやるということを得ないわけなんです。だから私は、こういうような調査通知というものをだされて、そして全国的にこれを役所の立場ですというようなことは、当然やめていただきたいと思ひます。

それからまた、時間がないから続けて、重ねて言いますけれども、先ほどおっしゃっていた四十六年度に何回か接待を受けた、これはおかしいというふうにお認めになったわけですから、もうししたら、それは悪かったというんで済ますのか、それともそのことについてはけじめをつけて、当然そのときにはどれぐらいかかったとお私になるおつもりはあるのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(高木玄君) 先ほどお答えしましたように、おそれる靖国神社側の好意といひますが、それによる儀礼的なものだったと思ひます。しかし好ましいことではございせんので、今後そういったことが絶対ないように戒めま。

○小笠原貞子君 いままではいいいんですか。しよるが、い。御好意だったからという事であれば、幾らだつて御好意なんですね。御好意だからいただきます、といえ、いままでの汚職、腐敗みん御好意でやられていたのですよ。くれなん言つてもらつた人はいないのですよ。向こうから持つてきた。そういう姿勢がいままで大きな問題になつてきたし、このところ、やはり何と言われようと、靖国神社と厚生省の立場というものはものすごく癒着していることをはつきり私は言わざるを得ないわけですね。御好意だからいただきます、今後はやめま。それで済むものですか。こういうような、具体的に言へば全くひどい癒着ぶり、この靖国神社問題の背景として、そこに何があるかということが大きな問題になつて論議されるような状態になつたと私は考えざるを得ないわけなんです。全くそれについて何にも反省もないと、こうおっしゃるのですか。もし、それならそれでけつこうでございませぬ。また次の問題にいたします。

○政府委員(高木玄君) 先ほど申しましたように、この会議におきまして、夕食の提供を受けましたことは先方の好意による儀礼的なものと思ひますけれども、好ましくないもので、以後は絶対にそういうことがないように厳重に注意いたします。

○小笠原貞子君 おかしいと思ひないところに、

おかしいところがあるのですね。大臣どうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私も先ほど申し上げたとおりでございまして、好ましいことではございせんから、大いに反省をいたしまして、今後はさようなことのないように戒めてまいります。

○委員長(大橋和孝君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大橋和孝君) 御異議ないと認めま。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十六分散会

六月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、健康保険法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月九日)

一、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十五日)

一、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十日)

一、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十七日)

健康保険法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「及子」を「子、孫及弟妹」に改める。

第二条第二項中「価額」を「価額」に改める。

第三条第一項の表を次のように改める。

標準報酬額	月額	日額	報酬月額	
			報酬額	月額
第一級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	二二、〇〇〇円未満	二二、〇〇〇円未満
第二級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二二、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満
第三級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二二、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第四級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第五級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第六級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第七級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第八級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第九級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第一〇級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第二級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第三級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第五級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第七級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第九級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第一〇級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第一級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第五級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満

第六級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	四、一〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第一〇級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第一級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第四級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第五級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円未満

第三條の次に次の一条を加える。

第三條ノ二 前條第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ區別ハ被保険者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ變動アリタル場合ニ於テハ變動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ガ講ゼラルベキモノトス

第八條中「報酬等」を「報酬（第七十九條ノ第三項ニ規定スル賞与等ヲ含ム以下第九條第一項、第八十七條第一号及第八十八條ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ）等」に改める。

第十一條第一項ただし書中「第七十九條ノ二」の下に「（第七十九條ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第五十條第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第五十九條ノ二第二項中「百分ノ五十」を「百分ノ六十」に改める。

第五十九條ノ三「二万円」を「二万円」に改める。

第五十九條ノ四第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第六十七條中「被保険者又ハ被保険者タリシ者」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者（当該事故が被保険者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同

ジ」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ被保険者ノ受クル権利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ被保険者ハ其ノ額ノ限度ニ於テ被保険者ノ受クル権利ヲ免ル

第六十九條ノ二中「第六十五條並ニ第六十七條」を「並ニ第六十五條」に改める。

第七十條ノ三を次のように改める。

第七十條ノ三 国庫ハ第七十條ノ規定スル費用ノ外政府ノ管掌スル健康保険事業ノ執行ニ要スル費用ノ中療養ノ給付並ニ家族療養費 傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用（療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ百分ノ十ヲ補助ス 国庫ハ前項ノ規定ニ依ルモノノ外第七十一條ノ四第三項ノ規定ニ依リ被保険者ガ變更セラレタル場合ニ於テ其ノ變更後ノ被保険者ガ千分ノ七十三ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル被保険者率千分ノ一ニ付其ノ變更セラレタル日ヨリ變更後ノ被保険者率ガ變更セラレタル日ヨリ間ニ行ハル療養ノ給付、其ノ期間ニ行ハル療養ニ係ル家族療養費ノ支給並ニ其ノ期間ニ係ル傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用

(療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ千分ノ四ヲ補助ス第七十一条ノ四第一項中「千分ノ七十」を「千分ノ七十三」に改め、同条第二項中「千分ノ八十」を「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

社会保険庁長官ハ保険料及国庫補助ヲ以テ保険給付費及保健施設費ニ充ツル費用ニ不足若ハ剰余ヲ生ジ又ハ生ズルコト明トナリタルトキハ厚生大臣ニ対シ前項ノ保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

前項ノ申出ニシテ保険料率ノ引上ニ係ルモノハ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ニ伴フ場合ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キ千分ノ六十六乃至千分ノ八十ノ範囲内ニ於テ第一項ノ保険料率ヲ変更スルコトヲ得

政府ハ厚生大臣ガ前項ノ規定ニ依リ保険料率ヲ変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベシ

第七十五条ノ二中「千分ノ三十五」を「千分ノ四十」に改める。

第五章中第七十九条ノ二の次に次の四條を加える。

第七十九条ノ三 政府ハ当分ノ間其ノ管掌スル健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十一条乃至第七十二条及第七十七条乃至前条ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ノ外本条、次条及第七十九条ノ六ノ規定ニ依リ保険料(以下第七十九条ノ六迄ニ於テ特別保険料ト称ス)ヲ徴収スル特別保険料ノ額ハ被保険者(標準報酬ノ等級第一級乃至第十二級ナル被保険者)第二十条ノ規定ニ依リ被保険者及第七十一条ノ三ノ規定ニ依リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徴収セラレザル被保険者ヲ除ク)ガ賞与等(第二十一条第一項ニ規定スル賞金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超

ユル期間毎ニ受クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタル月ニ付其ノ額(其ノ額五十万円ヲ超ユルトキハ五十万円)ニ千分ノ十ヲ乗ジテ得タル額トス

賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二條第二項ノ規定ヲ準用ス

第七十二条本文ノ規定ハ特別保険料ニ付テハ準用ス

第七十九条ノ四 事業主ハ被保険者ニ対シ金銭ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ特別保険料ヲ賞与等ヨリ控除スルコトヲ得

第七十八条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十九条ノ五 健康保険組合ハ当分ノ間第七十一条及至第七十二条、第七十五条、第七十五条ノ二及第七十七条乃至第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ノ外其ノ規約ヲ以テ第七十九条ノ三第一項及第二項並ニ前条ノ規定ノ例ニ依リ特別保険料ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ第七十九条ノ三第二項中千分ノ十トアルハ千分ノ十ノ範囲内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十二条本文及第七十五条ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ特別保険料ニ付テハ準用ス

第七十九条ノ六 第七十七条、第七十九条及第七十九条ノ二ノ規定ハ第七十九条ノ三第一項又ハ前条第一項ノ規定ニ依リ特別保険料ニ付テハ準用ス

第八十七条第四号中「第七十七条本文」の下に「第七十九条ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」

を加える。
(船員保険法の一部改正)
第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項の表中

第三級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上
第三四級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上
第三五級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第三六級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第三七級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第三八級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第三九級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満

に改める。

第四条ノ二の次に次の一條を加える。

第四条ノ三 第四条第一項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ区分ハ被保険者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ変動アリタル場合ニ於テハ変動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ガ講ゼラルベキモノトス

第五条第一項中「又ハ家族葬祭料」を「家族葬祭料又ハ第二十七条ノ四ノ規定ニ依リ給付」に改める。

第二十五条中「保険給付ヲ受クベキ者」を「保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者(当該事故ガ被保険者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ)」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ政府ハ其ノ価額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

第三章第一節中第二十七条ノ三の次に次の一條を加える。

第二十七条ノ四 政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ

目次中「第二十七条ノ三」を「第二十七条ノ四」に改める。
第一条第二項第一号中「及子」を「子、孫及弟妹」に改める。

本章第二節及第三節並ニ第五十条ノ九及第五十条ノ十二ニ規定スル保険給付ニ併セテ保険給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ為スコトヲ得
第三十一条ノ二第三項中「百分ノ五十」を「百分ノ六十」に改める。
第三十二条第一項中「二万円」を「四万円」に改める。
第三十三条第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第五十条ノ十中「標準報酬月額ノ一分ニ相当スル金額」を「前条第一項ノ規定ニ依リ葬祭料ノ金額ノ百分ノ六十ニ相当スル金額(其ノ額二万円ニ滿タザルトキハ二万円)」に改める。
第五十六条ノ二中「第二十五条」を削る。
第五十八条第一項中「及家族葬祭料」を「家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依リ給付」に改める。

第五十九条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。
社会保険庁長官ハ療養ノ給付、療養費、家族

療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分擔費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七條ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用ノ額ガ保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ滿タザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ滿タザルコト明トナリタルトキハ厚生大臣ニ対シ前項第一号又ハ第二号ノ保険料率ノ變更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

前項ノ申出ニシテ保険料率ノ引上ニ係ルモノハ同項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴フ場合ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

第六項 厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保険審議會ノ意見ヲ聴キ第五項第一号又ハ第二号ノ掲グル率ニ千分ノ七ヲ増減シタル率ノ範圍内ニ於テ同項第一号又ハ第二号ノ保険料率ヲ變更スルコトヲ得

政府ハ厚生大臣ガ前項ノ規定ニ依リ保険料率ヲ變更シタルトキハ連ニ其ノ旨ヲ國會ニ報告スベシ

第六十條第一項第一号中「千分ノ七十四・五」の下に「第五十九條第七項ノ規定ニ依リ保険料率ガ變更セラレタルトキハ当該變更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率」を加え、同項第二号中「千分ノ六十九」の下に「第五十九條第七項ノ規定ニ依リ保険料率ガ變更セラレタルトキハ当該變更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率」を加える。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第六條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十八條ノ七の次に次の二條を加える。

第十八條ノ八 健康勘定ノ負担ニ於テ為ス借入金ニ付テハ昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十條ノ規定ニ拘ラズ次項第三項ノ定ムル所ニ依ル

政府ハ健康勘定ノ昭和四十八年度末ニ於ケル

借入金ニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一條ノ四第三項ノ規定ニ依リ保険料率ノ引上ニ拘ラズ引上ゲラレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ一年内ニ保険料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法第七十一條ノ四第三項ノ規定ニ依リ保険料率ノ引上ニ拘ラズ引上ゲラレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ一年内ニ保険料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入金ノ借換ノタメ政府ハ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得其ノ借換ニ付同項ノ規定ニ依リ借入金ノ借換ノタメ政府ハ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

第十八條ノ九 政府ハ昭和四十八年度以前ニ健康勘定ニ於テ生ジタル損失ノ額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ対応スル借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ財源ニ充ツルタメ当分ノ間一般會計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ限り同勘定ニ繰入ルルコトヲ得

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第二條及び第四條の規定並びに附則第三條中国公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十一條の改正規定、第六十條の次に一條を加える改正規定及び第二百二十條第一項の改正規定、附則第四條中国公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）第三十一條の改正規定及び第三十六條の次に一條を加える改正規定並びに附則第五條中地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第五百二十二号）第五十三條の改正規定、第六十二條の次に一條を加える改正規定及

び第三百三十六條第一項の改正規定は同年十月一日から、第五條の規定は昭和五十年十月一日から施行する。

（健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二條 昭和四十八年四月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者を除く）のうち、昭和四十八年三月の標準報酬月額が一万八千円以下である者又は十万四千円である者の同年四月一日から同年九月三十日（昭和四十七年七月一日から同年三月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、昭和四十九年九月三十日）までの標準報酬額については、その者が同年四月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の健康保険法第三條の規定を適用する。この場合において、その者の同年三月の標準報酬月額が一万八千円以下であるとき又はその者が厚生年金保険の被保険者であつてその者の同年四月における厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）による標準報酬月額が十万四千円以上十二万六千円以下であるときは、健康保険法第三條第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その者の同年三月の標準報酬額の基礎となつた報酬月額又はその者の同年四月における厚生年金保険法による標準報酬額の基礎となつた報酬月額を、この法律による改正後の健康保険法による標準報酬額の基礎となる報酬月額とみなす。

2 昭和四十八年八月一日から昭和四十九年九月三十日までの間においては、改正後の健康保険法第五十九條ノ二並びに改正後の船員保険法第三十一條ノ二及び第五十條ノ十中「百分ノ七十」とあるのは、「百分ノ六十」とする。

23 この法律による改正後の健康保険法第六十七條又はこの法律による改正後の船員保険法第二十五條の規定は、第三者の行為により昭和四十

八年四月一日以後に保険事故が生じた場合について適用し、同日前に保険事故が生じた場合については、なお従前の例による。

34 この法律による改正後の健康保険法第七十條ノ三第一項の規定は、昭和四十八年四月一日以前に行なわれた療養の給付、同日以前に行なわれた療養に係る家族療養費の支給並びに同日以前の期間に係る傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用については、適用しない。

45 この法律による改正後の健康保険法第七十一條ノ四第二項の規定による保険料率の變更についての申出は、昭和四十九年度以降の年度に係る保険料及び国庫補助をもつて当該年度に係る保険給付費、保健施設費その他政令で定める経費にあてて費用に不足若しくは剰余を生じ又は生ずることが明らかとなつたときに限り、行なうことができる。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三條 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十一條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高額療養費

第五十七條第二項及び第六十條中「百分ノ五十」を「百分ノ六十」に改める。

第六十條の次に次の一條を加える。

（高額療養費）

第六十條の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十一條第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「俸給の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の百分ノ六十」に、「二万円」を「四万円」に

第七部 社会労働委員会會議第十六号 昭和四十八年七月三日【参議院】

改める。

第六十三条第一項ただし書を削り、同条第三項中「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が二万円に満たない場合には、二万円とする。

第七十条中「俸給の半月分」を「当該金額の百分の六十」に改める。

第二百二十条第一項中「第五十九条まで」の下に「及び第六十条の二」を加え、「第三十一条及び第三十一条ノ二」を「及び第三十一条から第三十一条ノ三まで」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第四条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高額療養費

第三十四条中「半額」を「十分の六」に相当する金額」に改める。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)

第三十六条の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「俸給の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の十分の六」に、「二万円」を「四万円」に改める。

第三十九条第一項ただし書を削り、同条第三項中「二分の一」を「十分の六」に改める。
第四十二条中「俸給の半月分」を「当該金額の十分の六」に改める。
(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高額療養費

第五十九条第二項及び第六項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第六十二条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)

第六十二条の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条第一項ただし書中「三万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「給料の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の百分の六十」に、「二万円」を「四万円」に改める。

第六十五条第一項ただし書を削り、同条第三項中「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が二万円に満たない場合には、二万円とする。

第七十二条中「給料の半月分」を「当該金額の百分の六十」に改める。

第二百三十六条第一項中「第六十一条まで」の下に「及び第六十二条の二」を加え、「第三十一条及び第三十一条ノ二」を「及び第三十一条から第三十一条ノ三まで」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 昭和四十八年八月一日から昭和四十九年九月三十日までの間においては、改正後の国家公務員共済組合法第五十七条第二項及び第六項、第六十一条第三項、第六十三条第三項並びに第七十条並びに改正後の地方公務員等共済組合法第五十九条第二項及び第六項、第六十三条第三項、第六十五条第三項並びに第七十二条中「百分の七十」とあるのは「百分の六十」と、改正後の公共企業体職員等共済組合法第三十四条、第三十七条第

三項、第三十九条第三項及び第四十二条中「十分の七」とあるのは「十分の六」とする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第六条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第六十一条第一項及び第三項

の項中「及び第三項」を削る。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	二〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円未満
第二級	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上
第三級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上
第四級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上
第五級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上
第六級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上
第七級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上
第八級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上
第九級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上
第一〇級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上
第一級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上
第二級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上
第三級	五一、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上
第四級	五四、〇〇〇円	五三、〇〇〇円以上
第五級	五七、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上
第六級	六〇、〇〇〇円	五九、〇〇〇円以上
第七級	六三、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上
第八級	六六、〇〇〇円	六五、〇〇〇円以上
第九級	六九、〇〇〇円	六八、〇〇〇円以上
第一〇級	七二、〇〇〇円	七一、〇〇〇円以上
第一級	七五、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上
第二級	七八、〇〇〇円	七七、〇〇〇円以上
第三級	八一、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円以上

第六級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第七級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第八級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第九級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第一〇級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第一級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第二級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第三級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第四級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第五級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第六級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第七級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第八級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第九級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第一〇級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一六、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二二、〇〇〇円	四、一〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一二八、〇〇〇円未満
第七級	一二八、〇〇〇円	四、二七〇円	一二八、〇〇〇円以上	一三四、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三四、〇〇〇円以上	一四〇、〇〇〇円未満
第九級	一四〇、〇〇〇円	四、六七〇円	一四〇、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第一〇級	一四六、〇〇〇円	四、八七〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五二、〇〇〇円未満
第一級	一五二、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一五二、〇〇〇円以上	一五八、〇〇〇円未満
第二級	一五八、〇〇〇円	五、一三〇円	一五八、〇〇〇円以上	一六四、〇〇〇円未満
第三級	一六四、〇〇〇円	五、二七〇円	一六四、〇〇〇円以上	一七〇、〇〇〇円未満
第四級	一七〇、〇〇〇円	五、四〇〇円	一七〇、〇〇〇円以上	一七六、〇〇〇円未満
第五級	一七六、〇〇〇円	五、五三〇円	一七六、〇〇〇円以上	一八二、〇〇〇円未満
第六級	一八二、〇〇〇円	五、六七〇円	一八二、〇〇〇円以上	一八八、〇〇〇円未満
第七級	一八八、〇〇〇円	五、八〇〇円	一八八、〇〇〇円以上	一九四、〇〇〇円未満
第八級	一九四、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一九四、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第九級	一九五、〇〇〇円	六、一三〇円	一九五、〇〇〇円以上	一九六、〇〇〇円未満

第三級 二〇〇、〇〇〇円 六六七〇円

一九五、〇〇〇円以上

第二十三条ノ七第三項中「第四十一條第二項乃至第四項」を「第四十一條第三項乃至第五項」に改める。

第二十七條本文中「譲渡シ」の下に「担保ニ供シ」を加え、同条ただし書中「但シ」の下に「年金タル保険給付ヲ受クル権利ヲ別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ担保ニ供スル場合及」を加え、「権利ニ付テハ」を「権利ヲ」に改める。

第三十四條第四項中「第四級」を「第十級」に改める。

第三十五條第一号中「十一万四百万円」を「十二万八百万円」に、「七千三百六十円」を「一万四千七百二十円」に、「五万五千二百円」を「十二万四百万円」に改める。

第三十六條第一項中「一万二千元」を「二万八千八百円」に、「七千二百円」を「九千六百円」に、「子二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人」を「九千六百円、子二人アルトキハ一万九千二百円、子三人以上アルトキハ二万九千二百円ニ其ノ子ノ中二人」に改める。

第三十八條第一項中「第二級、第三級又ハ第四級」を「第三級乃至第五級ノ等級タル期間、第六級乃至第八級ノ等級タル期間又ハ第九級若ハ第十級ノ等級」に改め、同条第三項中「第四級」を「第十級」に改める。

第三十八條ノ二に次の一項を加える。

第三十四條第五項ノ規定ニ依リ老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ六十五歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タリシ期間ヲ其ノ老齢年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ老齢年金ノ額ヲ改定ス

第三十九條ノ二第二項中「第四級」を「第十級」に改める。

第三十九條ノ五第一項中「第二級、第三級又ハ第四級」を「第三級乃至第五級ノ等級タル期

間、第六級乃至第八級ノ等級タル期間又ハ第九級若ハ第十級ノ等級」に改め、同条第二項中「第四級」を「第十級」に改める。

第三十九條ノ六中「支給ヲ受クル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ」を「額ノ改定ニ付」に改める。

第四十一條第一号ロ中「五万五千二百円」を「十二万四百万円」に改め、同条第二号中「其ノ額ガ十萬五千六百円ニ滿タザルトキハ十萬五千六百円」を削り、同項の次に次の一項を加える。

障害年金ノ額ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル額ニ十二万八百万円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十万八千八百円トス

第四十一條ノ二第一項中「一万二千元」を「二万八千八百円」に、「七千二百円」を「九千六百円」に、「子二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人」を「九千六百円、子二人アルトキハ一万九千二百円、子三人以上アルトキハ二万九千二百円ニ其ノ子ノ中二人」に改める。

第四十二條第一項及び第四十四條中「至リタル」を「至リタル日ヨリ起算シ」障害年金ヲ受クル程度ノ廃疾ノ状態ニ該當セズシテ三年ヲ経過シタル」に改める。

第四十四條ノ二第三項中「第四十一條第三項」を「第四十一條第四項」に改める。

第四十四條ノ三第二項中「第四十一條第三項」を「第四十一條第四項」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

障害年金ハ其ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ障害年金ヲ受クル程度ノ廃疾ノ状態ニ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ廃疾ノ状態ニ該當セザル間其ノ支給ヲ停止ス

第五十條ノ二第一項第二号ロ中「一万三千八

百円」を「^三万七千六百円」に改め、同項第三号中「^六万七千六百円」を「^六万五千二百円」に改め、同条第三項中「^六万五千六百円」を「^四万八千八百円」に改める。

第五十條ノ三第一項中「七千二百円ヲ、二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人」を「九千六百円ヲ、二人アルトキハ一万九千二百円ヲ、三人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中二人」に改め、同条第二項中「七千二百円ヲ、三人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中二人」を「九千六百円ヲ、三人アルトキハ一万九千二百円ヲ、四人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中三人」に改める。

第五十條ノ四第五号中「又ハ孫」を「孫又ハ兄弟姉妹」に改め、同条第六号中「又ハ祖父母」を「祖父又ハ兄弟姉妹」に改める。

第五十條ノ六第三号中「第四十一條第三項」を「第四十一條第四項」に改める。

第五十九條第五項第一号中「千分ノ百五十八」を「千分ノ百七十七」に改め、同項第二号中「千分ノ百四十七」を「千分ノ百六十六」に改め、同項第三号中「千分ノ八十」を「千分ノ九十^五」に改める。

第六十條第一項第一号中「千分ノ七十四・五」を「千分ノ八十四^二」に改め、同項第二号中「千分ノ六十九」を「千分ノ七十八・五」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第三條 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條ただし書中「ただし、」の下に「年金給付(第五十六條第一項、第六十一條第一項、第六十四條第一項又は第七十九條の規定によつて支給されるものを除く。）」を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び」を加え、「権利については、」を「権利を」に改める。

第二十七條第一項中「三百二十円」を「八百円」に改め、同条第二項中「八百八十円」を「二百円」に改める。

第三十三條第一項ただし書中「十万五千六百円」を「^四万八千八百円」に改める。

第三十五條中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十八條中「十万八千八百円」を「^四万八千八百円」に改める。

第三十九條第一項中「子一人につき四千八百円」を「子につきそれぞれ四千八百円(そのうち一人については、九千六百円)」に改める。

第五十二條の二ただし書中「受給権者又は受給権者であつた」を「支給を受けた」に改める。

第五十二條の四第一項の表中

三年以上一〇年未満	一〇、〇〇〇円
一〇年以上一五年未満	一四、〇〇〇円
三年以上一五年未満	一七、〇〇〇円

改める。

第五十八條中「六万円」を「九万円」に改める。

第六十二條中「五万二千六百円」を「七万八千円」に改める。

第六十三條第一項中「子一人につき四千八百円」を「子につきそれぞれ四千八百円(そのうち一人については、九千六百円)」に改める。

第七十七條第一項ただし書中「三万九千六百円」を「六万円」に改める。

第七十七條第一項第一号中「百二十円」を「三百円」に改め、同項第二号中「三分の一」を

「^二分の一」に改め、同条第三項中「百八十円」を「二百円」に改める。

第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項中「三万九千六百円」を「六万円」に改める。

第八十五條第一項第三号中「百分の二十五」を「四分の一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「次号」を「第七十七條第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用(次号ハに掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）」並びに「第四号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 当該年度において第七十七條第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用(次に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）」の総額

イ 第二十七條第一項第一号に掲げる額

ロ 第七十七條第一項第一号に掲げる額に同号の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を当該被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額の四分の三に相当する額

ハ 二百円に第八十七條の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

第八十七條第三項中「四百五十円」を「九百円」に改める。

第八十七條の二第二項中「第八十九條各号又は第九十條第一項各号のいずれかに該当する被保険者で政令で定める者」を「第八十九條又は第九十條第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者」に、「三百五十円」を「四百円」に改める。

第九十三條第二項、第九十三條第一号及び第九十三條第一号中「百八十円」を「二百円」に改める。

二項並びに第五十七條第一項及び第二項中「一級に該当する」を削る。

第五十八條中「九万円」を「障害の程度が別表に定める一級に該当する者に支給するものにあつては九万円とし、障害の程度が同表に定める二級に該当する者に支給するものにあつては六万円」に改める。

第五十九條中「又は別表に定める一級に該当する程度の障害の状態に該当しなかつた日から起算して同表に定める一級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過したとき」を削る。

第五十九條の二を削る。

第六十條を次のように改める。

(障害者年金に於ける通則規定)

第六十條 第三十一條及び第三十二條の規定は、前條の障害のうち、その一が障害者年金を支給すべき事由に該当し、他が障害者年金以外の障害年金を支給すべき事由に該当するときは、適用しない。

第七十九條の三第一項から第四項まで中「二級に該当する」を削る。

第八十一條第三項から第五項まで中「二級に該当する」を削る。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第四條 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一号中「老人福祉施設、療養施設」を「保護のための総合施設」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 次に掲げる者に対し、それぞれ次に掲げる資金の貸付けを行なうこと。

イ 前号イからニまでに掲げる者で自ら居住するため住宅を必要とする厚生年金保険又は船員保険の被保険者に対して住宅の建設又は購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。以下「住宅資金」という。)の貸付けを行なうもの。当該貸付けに要する資金

ロ 自ら居住するため住宅を必要とする国民年金の被保険者 住宅資金

ハ 自ら居住するため住宅を必要とする厚生

生年金保険又は船員保険の被保険者で前号イからニまでに掲げる者から住宅資金の貸付けを受けることが著しく困難なものの住宅資金

第十八条第一項中「前条第二号」の下に「及び第三号」を加える。
第二十七條中「第十七條第二号」の下に「及び第三号」を加える。

附則
(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四條並びに附則第十八條、附則第十九條及び附則第二十九條から附則第三十一條までの規定 昭和四十八年七月一日
- 二 第三條中国民法第五十八條、第六十二條、第七十七條第一項ただし書、第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項の改正規定並びに附則第十二條第一項の規定 昭和四十八年十月一日
- 三 第一條及び第二條並びに次条から附則第十五條まで、附則第二十條から附則第二十五條まで、附則第三十二條及び附則第三十三條の規定 昭和四十八年十一月一日
- 四 前三号〇に掲げる規定以外の規定 昭和四十九年一月一日

五 第四條及び附則第十三條の規定 政令で定める日

第三条 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付の額(従前の加給金に相当する給付の額を除く)は、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者については三十三万六千円とし、その他の者については二十六万八千八百円とする。

2 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定に

よつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付の額(従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く)は、二十一万八千八百円とする。

3 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、配偶者については二万八千八百円とし、子については一人につき四千八百円とする。ただし、当該子のうち二人までについては、それぞれ九千六百円とする。

4 厚生年金保険法第五十二條の規定は、第一項に規定する保険給付の額の改定について準用する。この場合において、同条第一項中「その程度が従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて」とあるのは、「別表第一に定める一級の廃疾の状態にあつた受給権者が当該廃疾の状態に該当しないと認めるとき、又は同表に定める一級の廃疾の状態になつた受給権者が当該廃疾の状態に該当すると認めるときは」と読み替へるものとする。

第四條 昭和四十八年十一月一日前同日以後の期間に係る保険料を前納した厚生年金保険の第四種被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の厚生年金保険法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

2 前項の期間を有する者について、厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金につき同法第三十四條の規定により基本年金額を計算する場合において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同条第一項第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に規

定する額から四百六十円に当該保険料の納付が行なわれなかつた月に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数乗じて得た額を控除した額とする。

第八條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第十六号)附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付の額は、船員保険法第三十五條及び第三十六條第一項の規定の例により計算した額とする。

2 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)以下「法律第五号」という。附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金(昭和二十九年五月一日において職務外の事由による障害年金を受ける権利を有していた者であつて、引き続き昭和四十年五月一日まで当該障害年金を受ける権利を有していたものに支給するものに限る)の額(加給金の額を除く)は、二十七万八千四百円とし、その加給金の額は、船員保険法第四十一條ノ二第一項の規定により計算した額とする。

3 法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金(前項に規定する障害年金を除く)の額(加給金の額を除く)は、船員保険法第三十五條の規定の例により計算した額(被保険者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、百八十として計算した額とする)とし、その加給金の額は、同法第四十一條ノ二第一項の規定により計算した額とする。

4 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付の額(加給金又は増額金の額を除く)は、二十一万八千八百円とし、その加給金又は増額金の額は、船員保険法第五十

条ノ三の規定の例により計算した額とする。

5 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)附則第十四條に規定する障害年金又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七十二号)附則第二條第二項後段若しくは第三項後段に規定する遺族年金については、船員保険法第四十一條第一項第一号又は第五十條ノ二第一項第二号若しくは第三号の額は、平均標準報酬月額を二万四千円として計算した額とする。

第九條 昭和四十八年十一月一日前同日以後の期間に係る保険料を前納した船員保険法第二十条の規定による被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の同法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

2 前項の期間を有する者について、船員保険法第三十五條の規定により老齢年金の額を計算する場合(通算老齢年金の額の計算について同条の例による場合を含む)において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同条第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する額から六百十三円に当該保険料の納付が行なわれなかつた月に係る船員保険の被保険者であつた期間の月数乗じて得た額を控除した額とする。

(国民年金に関する経過措置等)

第十二條 昭和四十八年九月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

2 国民年金法第七十五條第一項の規定による被保険者であつた者に支給する同法による通算老

○及び同法第七十八條第一項の規定による老齢年金
齢年金〇の額の計算については、同法第二十九
條の四第一項の規定によりその例によることと
される同法第二十七條第一項中「八百円」とあ
るのを、「千二百円」とする。

3 昭和四十八年十二月以前の月分の国民年金法
による年金たる給付の額については、なお従前
の例による。

第十三条 第四條の規定の施行の日（以下この項において「施行
日」という。）において二十歳をこえて七十歳未満である者が、
療養認定日（国民年金法第三十條第一項に規定する療養認定日
をいう。以下この条において同じ。）が施行日前である傷病
（初診日において同法第七條第二項第一号から第四号までのい
ずれかに該当した者のその傷病を除く。）により、施行日にお
いて同法別表に定める程度の療養の状態にあるときは、第四條
の規定による改正後の同法第五十六條第一項本文の規定にか
かわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日（同日におい
て二十歳未満であった者にあつては、二十歳に達した日）以後
である傷病により同項に規定する療養の状態にある者について
は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用し、初診日
が同日以前である傷病による療養と初診日が同日以後である傷病
による療養とを併合して同項に規定する療養の状態にある者に
ついては、初診日が同日以後である傷病による療養に係る療養認
定日の前日において次の各号のいずれかに該当する場合に限り
適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者
（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については
は、この限りでない。

一 初診日において国民年金の被保険者であつた者について
は、国民年金法第五十六條第一項各号のいずれかに該当した
こと。

二 初診日において国民年金の被保険者でなかつた者について
は、国民年金法第七十九條の二第一項に規定する老齢福祉年
金の支給要件に該当したこと。

第十三条 国民年金法第八十五條第一項の規定に
よる国庫の負担については、当分の間、同項中
「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる
額及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律
（昭和四十八年法律第 号。以下「改正法」
という。）附則別表に掲げる額」と、同項第一
号中「総額」とあるのは「総額（改正法附則別
表第一号に掲げる額を除く。）」とする。

2 国民年金法第八十五條第一項の改正規定及び
前項の規定の施行に關して必要な経過措置は、
政令で定める。

第十四条 昭和四十九年一月一日前に同日以後の
期間について前納された国民年金の保険料（国
民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年
法律第八十六号。以下「法律第八十六号」とい
う。）附則第十五條第一項の規定による被保険
者に係る保険料を除く。）は、この法律による
改正後の国民年金法の規定により当該前納に係
る期間の各月につき納付すべきこととなる保険
料に、さきに到来する月の分から順次充当する
ものとする。

2 前項の前納に係る期間のうち、この法律によ
る改正後の国民年金法の規定により納付すべき
保険料の納付が行なわれなかつた国民年金の被
保険者期間は、同法の規定（第八十五條第一項
第二号の規定を除く。）の適用については、保
険料免除期間とみなす。

第十五条 昭和四十九年一月一日前に同日以後の
期間に係る国民年金の保険料を前納した法律第
八十六号附則第十五條第一項の規定による被保
険者が、当該前納に係る期間につき追加して納
付すべき国民年金の保険料の額は、一月につき
百五十円とする。

2 前項の期間を有する者について、同項の規定
による保険料の納付が行なわれなかつた月があ
るときは、法律第八十六号附則第十六條第二項
に規定する老齢年金の額は、同項の規定にか
かわらず、同項に定める額から千五百円に当該納付
が行なわれなかつた月数を乗じて得た額を控除
した額とする。

第十六条 国民年金法第八十七條第三項及び前条
第一項に定める保険料の額は、昭和五十年一月
以後においては、法律で定めるところにより引
き上げられるものとする。

第十七条 国民年金の被保険者又は被保険者で

あつた者（国民年金法による老齢年金及び通算
老齢年金の受給権者を除く。）は、都道府県知
事に申し出て、昭和四十八年四月一日前のその
者の国民年金の被保険者期間（同法第七十五條
第一項、附則第六條第一項及び附則第七條第一
項並びに法律第八十六号附則第十五條第一項の
規定による被保険者に係る被保険者期間を除
く。）のうち、国民年金の保険料納付済期間及
び保険料免除期間以外の期間（当該期間に係る
国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつ
て消滅している期間に限る。）について、一月
につき九百円を納付することができる。

2 前項の規定による納付は、昭和五十年十二月
三十一日（同日以前に六十五歳に達する者に
あつては、六十五歳に達する日の前日）まで
行なわれなければならない。

3 第一項の規定による納付は、さきに経過した
月の分から順次行なうものとする。

4 第一項の規定により納付が行なわれたとき
は、納付が行なわれた日に、納付に係る月の国
民年金の保険料が納付されたものとみなす。

第十八条 明治三十九年四月二日から明治四十四
年四月一日までの間に生まれた者（昭和三十六
年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳を
こえない者）であつて、国民年金法第七條第二
項第一号から第三号までのいずれにも該当しな
いもの（法律第八十六号附則第十五條第一項の
規定による被保険者を除く。）は、都道府県知
事に申し出て、国民年金の被保険者となること
ができる。ただし、その者が、次の各号のい
ずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 国民年金法による老齢年金若しくは通算老
齢年金を受けることができるとき、又はこれ
らの年金の受給資格要件たる期間を満たして
いるとき。

四 国民年金法第五條第一項に規定する被用者

年金各法による通算老齢年金若しくは通算退
職年金を受けることができるとき、又はこれ
らの年金の受給資格要件たる期間を満たして
いるとき。

2 前項の申出は、昭和四十九年三月三十一日ま
でに行なわれなければならない。ただし、同項の
規定による被保険者が、国民年金法第七條第二
項第一号に該当するに至つたため被保険者でな
くなつた後同号に該当しなくなつた場合におい
て行なう申出は、その者が同号に該当しなくな
つた日から起算して三月以内に行なわれなければ
ならない。

3 第一項の申出をした者は、その申出をした日
に被保険者の資格を取得するものとする。

4 国民年金法第十三條第一項の規定は、第一項
の申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、
都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪
失することができる。

6 第一項の規定による被保険者は、国民年金法
第九條各号（第四号を除く。）及び次の各号の
いずれかに該当するに至つた日の翌日（次の第
一号又は第四号に該当するに至つたときは、そ
の日）に被保険者の資格を喪失する。

一 国民年金法第七條第二項第一号に該当する
に至つたとき。

二 前項の申出が受理されたとき。

三 国民年金の保険料を滞納し、国民年金法第
九十六條第一項の規定による指定の期限まで
に、その保険料を納付しないとき。

四 国民年金法による老齢年金又は通算老齢年
金の受給資格要件たる期間を満たすに至つた
とき。

7 第一項の規定による被保険者の昭和四十八年
十二月までの月分の国民年金の保険料の額は、
国民年金法第八十七條第三項の規定にかかわ
らず、一月につき九百円とする。

8 第一項の申出をした者は、昭和四十五年六月
から当該申出をした日の属する月の前月までの

期間（国民年金の保険料納付済期間及び他の公的年金制度に係る通算対象期間を除く。）について、一月につき九百円を納付することができ

る。

9 前項の規定による納付は、昭和五十年六月三十日までにしなければならない。

10 第八項の規定により納付する金額は、国民年金法第八十五条第一項第一号の規定の適用については、保険料とみなす。

11 第一項の規定による被保険者については、国民年金法第八十七条の二、第八十九条、第九十条及び附則第七条の二の規定を適用しない。

第十九条 前条第一項の規定により被保険者となつた者が、その次の各号に掲げる期間を合算した期間が五年に達した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した後にその者の当該期間が五年に達したときは、国民年金法第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

一 昭和四十八年七月一日以後の国民年金の保険料納付済期間

二 前号の期間が二年以上である者の昭和四十八年七月一日前の国民年金の保険料納付済期間

三 前条第八項の規定による納付に係る期間

2 前項の規定により支給する老齢年金の額は、国民年金法第二十七条第一項の規定にかかわらず、九万六千円とする。

3 国民年金法第二十八条及び第二十八条の二の規定は、第一項の規定により支給する老齢年金に関する限り、適用しない。

4 第一項の規定により支給する老齢年金は、通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第五十五条の規定の適用については、国民年金法第七十八条第一項の規定により支給する老齢年金とみなす。

（老齢特別給付金）

第二十一条 明治三十九年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十五歳をこえた者）には、昭和四十九年一月から老齢特別給付金を支給する。ただし、その者が日本国民でないとき又は国民年金法による老齢福祉年金（以下この条において「老齢福祉年金」という。）の受給権者であるときは、この限りでない。

2 老齢特別給付金の額は、四万二千円とする。

3 老齢特別給付金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 老齢福祉年金の受給権者となつたとき。

三 日本国民でなくなつたとき。

老齢特別給付金は、国民年金法（第七十九条の二）第六項を除く。）及び第八十条を除く。）の規定の適用については、老齢福祉年金とみなす。

（年金額の自動的改定措置）

第二十条 厚生年金保険法による年金たる保険給付、船員保険法による年金たる保険給付（障害年金及び遺族年金については、職務外の事由によるものに限り）、及び国民年金法による年金たる給付（障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。以下同じ。）については、政府は、総理府において作成する年度平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が昭和四十七年度（この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度）の物価指数の百分の百五をこえ、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の十一月（国民年金法による年金たる給付にあつては、一月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

第二十一条 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（老齢年金の額の特例）

第十一条の二 第二項第一項又は第三項の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する厚生年金保険法による老齢年金の額は、同法第四十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額に加給年金額を加算した額とする。

一 厚生年金保険法第三十四条第一項第一号、第二項及び第三項の規定により計算した額

二 船員保険の被保険者であつた期間を除くとして厚生年金保険法第三十四条第二項第二号又は第四項本文の規定により計算した額。ただし、同法第六十六条に規定する厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員であつた期間（同法第四十四条の二第二項各号に掲げる期間を除く。以下同じ。）があるときは、その額から当該加入員であつた期間に係る同法第三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする。

三 船員保険の被保険者であつた期間について船員保険法第三十五条第二号の規定により計算した額

2 厚生年金保険法第四十四条の二第三項及び第四項の規定は、前項の老齢年金について準用する。

第十二条の見出しを削り、同条第一項第三号中「の規定により計算した額（厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、同条第四項本文の規定により計算した額）」を「又は第四項本文の規定により計算した額」とし、基金の加入員であつた期間があるときは、その額から当該加入員であつた期間に係る同法第三十二条第二項第二号又は第二号に規定する額を控除した額とする。」に改め、同条第二項を削り、同条

第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第十九条の三第二項中「第四級」を「第十二級」に改め、同条第二項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（遺族年金の特例）

第二十五条の二 第二項第一項又は第三項の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に厚生年金保険法第四十二条第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する同法による遺族年金の額は、同法第六十条第一項の規定にかかわらず、第十一号の二第二項各号（第二号ただし書を除く。）に掲げる額を合算した額の二分の一に相当する額（その額が二十万八千八百円に満たないときは、二十万八千八百円）とする。ただし、妻又は子に対する遺族年金の額は、その額に加給年金額を加算した額とする。

第二十六条の見出しを削り、同条中「第十二条第一項の例により計算した額」を「第十二条第一項各号（第三号ただし書を除く。）に掲げる額を合算した額」とし、「十万五千六百円」を「二十万八千八百円」に改める。

（厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条 厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項及び附則第二十三條第一項中「十一年」を「十三年」に改める。

（厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八

号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

附則第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「十三万七千二百八十円」を「二十七万八千四百円」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四條 法律第五五号の一部を次のように改正する。

附則第十六條第三項中「四百六十円」を「九百二十円」に改め、同條第四項第一号中「四百六十円」を「九百二十円」に、「十六万五千六百円」を「三十三万一千二百円」に改める。

附則第十七條第二項中「第四級」を「第十級」に改める。

附則第十九條第一項中「十一年」を「十三年」に改める。

第二十五條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條を次のように改める。

第三條 削除

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六條 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第二項を削る。

第二十七條 法律第八十六号の一部を次のように改正する。

第七部 社会労働委員会會議録第十六号 昭和四十八年七月三日【参議院】

る。

第十一條及び第十二條 削除

附則第十五條中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附則第十六條第二項中「三万円」を「九万六千円」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第五級」を「第十二級」に改める。

附則第十四條第三項中「第四級」を「第十級」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第二十九條 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第八項中「の規定により」を「又は年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)第十八條第一項の規定により」に改め、

「雇用促進事業団」の下に「又は年金福祉事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第三十條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 年金福祉事業団が年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)第十七條第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(印紙税法の一部改正)

第三十一條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)第十七條第二号」の下に

「及び第三号」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第三十二條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の六の項の第三欄を次のように改める。

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

二 厚生年金保険法第三十條第三項又は第五十九條第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

別表第三の二十五の項の第三欄及び第四欄を次のように改める。

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

二 年金福祉事業団法第十七條第一号(業務の範囲)の業務の用に供する建物で政令で定めるものの所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十條(公的医療機関)に規定する病院若しくは診療所の用に供する建物の所有権又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利を目的とする質権又は抵当権の設定の登記

第三欄の第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。

附則別表

一 当該年度において国民年金法による給付に要する費用(同法第八十五條第一項第四号及び第二項に規定する費用を除く)の総額から同條第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除した額に次のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除して得た数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

イ 当該年度において納付された国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者に係る保険料の総額に相当するものとして政令で定める額

ロ 当該年度において納付された保険料(国民年金法第八十七條の二第一項の規定による保険料を除く)の総額

二 当該年度において法律第八十六号附則第十六條第一項の規定により支給する老齢年金の

給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

三 当該年度において附則第十二條第二項の規定によつてその額が計算される通算老齢年金の給付に要する費用のうち三百二十円に当該通算老齢年金の額の計算の基礎となつた国民年金の保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用の総額の四分の一に相当する額

四 当該年度において附則第十九條第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(小字及び一は衆議院修正の部分)

1 この法律は、昭和四十八年^八四月一日から施行する。

一、戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願（第三一九九号）（第三三二三号）（第三三二二号）（第三四五一号）

一、「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願（第三二一四号）（第三三七九号）（第三三八〇号）（第三三八一号）（第三三八二号）（第三三九八号）（第三四〇八号）（第三四〇九号）（第三四一〇号）（第三四一一号）（第三四四五号）（第三四四六号）（第三四四七号）（第三四四八号）

二、生活できる年金制度の確立等に関する諸願
（第三三八号）（第三三〇号）（第三三一
号）（第三三三三号）（第三三七四号）（第
三三九四号）（第三四一二号）（第三四二三
号）（第三四三三三号）

一、国の負担による診療報酬の引上げ等医療の改善に関する請願（第三二四四号）

一、建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の法制化に関する請願（第三二七八号）（第三二七九号）（第三二八〇号）（第三二八

（第一号）（第三二八二号）（第三二八三号）（第三二八四号）（第三二八五号）（第三二八六号）（第三二八七号）（第三二八八号）（第三二八

九号) (第三一九〇号) (第三一九一号) (第三一九二号) (第三一九三号)

一、民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願(第三一九七号)(第

三三一二號)(第三三七七號)(第三三七八號)
(第三四〇七號)(第三四五二號)

一、健康保険法の改悪反対等に関する請願（第
三三九八号）

一、官公労働者のストライキ権に関する請願
(第三二九九号)(第三三二〇号)(第三三二二

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願
請願者 群馬県藤岡市上日野二、五三八
高橋正三
紹介議員 丸茂 重貞君

二、国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに関する請願（第三三一九号）（第三三四四号）

二、「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願（第三三二九号）

二、保育所事業振興に関する請願（第三三五三号）（第三三五四号）（第三三五五号）（第三

三五六号) (第三三五七号) (第三三五八号)
(第三三五九号) (第三三六〇号) (第三三六

(第一号) (第三三六二号) (第三三六三号) (第三三六四号) (第三四一三号) (第三四一四号) (第三四一五号) (第三四一六号)

第三一九九号 昭和四十八年六月十五日受理

傷病者特別援護法の一部改正に関する請願
請願者 和歌山県田辺市上屋敷町六四 楠

本安次
紹介議員 世耕 政隆君
の請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。

第三二一三号 昭和四十八年六月十五日受理
傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 群馬縣勢多郡宮城村大字大前田
一、二五八 高井銀五郎外七名
紹介議員 丸茂 重貞君

の請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。

第三三一二号 昭和四十八年六月十八日受理
傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 大分県大野郡三重町下鷲谷一〇〇
深田一外三名

紹介議員 後藤 義隆君
の請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。

第三四五一号 昭和四十八年六月二十一日受理

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。

二優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 愛知県蒲郡市三谷町七鋪三七 小笠原千鶴子外四名

この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。

第三四〇八号 昭和四十八年六月二十日受理

優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 愛知県一宮市千秋町屋東沼四七ノ

八畑利一外三名
紹介議員 須原昭二君
この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。

第三四〇九号 昭和四十八年六月二十日受理

「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 愛知県半田市岩滑東町一ノ八九

今村明子外二名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。

第三四一〇号 昭和四十八年六月二十日受理
「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願

請願者 愛知縣愛知郡長久手町大字岩作字
平子 田中友子
紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。

第三四二一号 昭和四十八年六月二十日受理
「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願

請願者 名古屋市西區白堀町一ノ四 森信子
子外四名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。

第三四四五号 昭和四十八年六月二十一日受理

「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 名古屋市昭和区高坂町二七二 辻
増雄外四名

この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。
紹介議員 須原 昭二君

第三四四六号 昭和四十八年六月二十一日受理
「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 名古屋市中区好本町三ノ三七
中村修外四名

この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。
紹介議員 田中寿美子君

第三四四七号 昭和四十八年六月二十一日受理
「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 名古屋市昭和区桜山町五ノ九二
近藤たみ子外二名

この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。
紹介議員 中村 英男君

第三四四八号 昭和四十八年六月二十一日受理
「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 名古屋市中央区外新町二ノ二六
鈴木規子外三名

この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。
紹介議員 成瀬 幡治君

第三三三八号 昭和四十八年六月十六日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 島根県松江市幸町八二八ノ四二
足立敏夫外八百十名

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。
紹介議員 佐々木静子君

第三三三〇号 昭和四十八年六月十八日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 広島県賀茂郡八本松町大字飯田字
磯松 猪島明外千九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。
紹介議員 野々山一三君

第三三三二号 昭和四十八年六月十八日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 福岡市西区有田六二ノ六 今福
仁臣外六千二百九十一名

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。
紹介議員 中村 英男君

第三三三三号 昭和四十八年六月十八日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 長野県上水内郡信濃町柏原 大川
欽一外三千十二名

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。
紹介議員 前川 且君

第三三七四号 昭和四十八年六月十九日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 福岡市西区飯倉三ノ九七ノ六 平
木時雄

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。
紹介議員 小野 明君

第三三九四号 昭和四十八年六月十九日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五 浅川
武治

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。
紹介議員 加瀬 完君

第三四二二号 昭和四十八年六月二十日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 埼玉県浦和市大門一、六六〇 浅
谷三緒

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。
紹介議員 野々山一三君

第三四二二号 昭和四十八年六月二十日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 埼玉県浦和市大門一、六六〇 浅
谷三緒

請願者 東京都三鷹市上連雀六ノ二三ノ一
五 尾崎恒雄

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。
紹介議員 野末 和彦君

第三四三三三号 昭和四十八年六月二十日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 山梨県大月市大月二ノ一ノ一 天
野力

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。
紹介議員 沢田 政治君

第三二四四号 昭和四十八年六月十六日受理
国の負担による診療報酬の引上げ等医療の改善に
関する請願
請願者 山梨県東八代郡石和町小石和三九
一 高野昇吉外千三百三十二名

この請願の趣旨は、第三一七三三号と同じである。
紹介議員 塚田 大願君

第三二七八号 昭和四十八年六月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願（二通）
請願者 横浜市戸塚区中田町四九一 横川
幸子外二名

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。
紹介議員 阿具根 登君

第三二七九号 昭和四十八年六月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願（五通）
請願者 東京都江東区深川二ノ一五ノ二〇
戸辺幸太郎外四名

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。
紹介議員 占部 秀男君

第三二八〇号 昭和四十八年六月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 東京都江東区深川二ノ一五ノ二〇
戸辺幸太郎外四名

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。
紹介議員 占部 秀男君

請願者 京都市右京区西院上今田町二六
堀池龜三郎

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。
紹介議員 大橋 和孝君

第三二八一号 昭和四十八年六月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 東京世田谷区奥沢七ノ二四ノ八
粕谷国雄

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。
紹介議員 加藤シヅエ君

第三二八二号 昭和四十八年六月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願（二通）
請願者 東京都荒川区町屋二ノ一七ノ七
安生万吉外一名

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。
紹介議員 小林 武君

第三二八三三号 昭和四十八年六月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 東京都北区上十条一ノ一九ノ八佐
久間荘内 高橋晃

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。
紹介議員 鈴木 力君

第三二八四号 昭和四十八年六月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願（六通）
請願者 埼玉県川口市仲町三ノ五九 橋本
保外五名

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。
紹介議員 瀬谷 英行君

第三二八五号 昭和四十八年六月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 埼玉県川口市仲町三ノ五九 橋本
保外五名

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。
紹介議員 瀬谷 英行君

法制化に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市山ノ内一、三九九河内富三

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第三二八六号 昭和四十八年六月十六日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の法制化に関する請願

請願者 東京都新宿区戸山町一、一五地 佐藤千代

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第三二八七号 昭和四十八年六月十六日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の法制化に関する請願

請願者 岐阜県山県郡高富町東深瀬 中村継夫

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第三二八八号 昭和四十八年六月十六日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の法制化に関する請願

請願者 東京都墨田区京島三ノ六ノ五 木村智次

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第三二八九号 昭和四十八年六月十六日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の法制化に関する請願(四通)

請願者 東京都中野区上高田三ノ九ノ一〇 笠井十一郎外三名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第三二九〇号 昭和四十八年六月十六日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の法制化に関する請願(八通)

請願者 東京都品川区東大井五ノ二四ノ一 九 藤谷辰二外七名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第三二九一号 昭和四十八年六月十六日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の法制化に関する請願(五通)

請願者 福島市宮下町一七ノ二六福島建設労働組合内 高橋康治外四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第三二九二号 昭和四十八年六月十六日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の法制化に関する請願

請願者 埼玉県川口市大字芝一、六三五 梶正幸

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第三二九三号 昭和四十八年六月十六日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の法制化に関する請願

請願者 東京都大田区東矢口三ノ二九ノ一 藤井実

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第三二九七号 昭和四十八年六月十六日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 名古屋市西区白菊町四ノ五五 森卓三外十名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三三一一号 昭和四十八年六月十八日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市南区森末町三ノ九八 河村タケ外四十一名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三三七七号 昭和四十八年六月十九日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区滝川町四七ノ三三 野口久子外十九名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三三七八号 昭和四十八年六月十九日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願(四通)

請願者 名古屋市北区上飯田北町一ノ三八 赤坂光雄外八十三名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三四〇七号 昭和四十八年六月二十日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区白金町一ノ九ノ八 酒井きく子外十九名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三四五二号 昭和四十八年六月二十一日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 名古屋市北区上飯田南町三ノ九四 新井好子外十九名

紹介議員 須原 昭二君

第三二九八号 昭和四十八年六月十六日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道函館市日吉町三ノ四二ノ二 一 安田義徳外六百三十名

紹介議員 足鹿 寛君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第三二九九号 昭和四十八年六月十六日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 北海道釧路市住吉町三ノ一三ノ六 佐藤勝仁外二百八十五名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第三三二〇号 昭和四十八年六月十八日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 福岡県行橋市高瀬引水道 大羽清治外九百五十一名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第三三二一号 昭和四十八年六月十八日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 川崎市高津区向ヶ丘一、一七八ノ五 藤森清外千三百六十一名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第三三三二号 昭和四十八年六月十八日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 東京都稲城市東長沼一、九二〇 大崎光外千七百二十七名

紹介議員 小谷 守君

第三三三三号 昭和四十八年六月十八日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 川崎市高津区諏訪三二五 矢吹正

次外千五十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第三三二四号 昭和四十八年六月十八日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢六ノ一一ノ三

磯崎正夫外千二百二十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第三三二五号 昭和四十八年六月十八日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 大阪府豊中市刀根山二ノ二ノ二七

吉田純吉外千九百十九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第三三二六号 昭和四十八年六月十八日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 山形県長井市成田一、四七七 金子隆一外千八百五十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第三三二七号 昭和四十八年六月十八日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 山形県長井市歌丸一、三七八 梅津敏寿外千六百五十七名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第三三二八号 昭和四十八年六月十八日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 東京都調布市飛田給一ノ二ノ一六

鈴木方 園田紀明外九百九十五名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第三三七五号 昭和四十八年六月十九日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願（七十一通）

請願者 福岡県朝倉郡宝珠山村山ノ神 大内田正幸外千六百五十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第三三七六号 昭和四十八年六月十九日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 神戸市東灘区本山町五ノ一ノ二

六 船瀬芳信外千二百二名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第三三四〇号 昭和四十八年六月二十日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 滋賀県高島郡安曇川町大字五番領

一〇四 小宮長茂外百三十四名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第三三一九号 昭和四十八年六月十八日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに関する請願

請願者 東京都渋谷区神宮前二ノ六ノ一 食品衛生センター内東京食品販売国

民健康保険組合理事長 外口茂三郎

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第三三四四号 昭和四十八年六月十八日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに関する請願（二通）

請願者 滋賀県大津市京町四ノ三ノ二八 滋賀県歯科医師国民健康保険組合理

事長 芦田佐仁外一名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第三三二九号 昭和四十八年六月十八日受理

「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願

請願者 島根県鹿足郡柿木村 向津光雄外千五百三十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第三三三三三号 昭和四十八年六月十九日受理

保育所事業振興に関する請願

請願者 東京都三鷹市井の頭四ノ二五ノ八

遠藤文三外五百三十名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二五九三三号と同じである。

第三三三四号 昭和四十八年六月十九日受理

保育所事業振興に関する請願

請願者 東京都江戸川区南小岩七ノ一四ノ二〇若松荘内 岡野静男外八百六十九名

紹介議員 伊部 真君

この請願の趣旨は、第二五九三三号と同じである。

第三三五五号 昭和四十八年六月十九日受理

保育所事業振興に関する請願

請願者 東京都江戸川区南小岩七ノ三四ノ一三 植村洋司外七百七十二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二五九三三号と同じである。

第三三五六号 昭和四十八年六月十九日受理

保育所事業振興に関する請願

請願者 名古屋市中区和区軍人町七ノ四 鈴木吉子外二千二百六十一名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第二五九三三号と同じである。

第三三五七号 昭和四十八年六月十九日受理

保育所事業振興に関する請願

請願者 東京都世田谷区中町三ノ二七ノ二

〇 長谷川肇外五千八百三十一名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第二五九三三号と同じである。

第三三五八号 昭和四十八年六月十九日受理

保育所事業振興に関する請願

請願者 名古屋市中区和区天神町一ノ一二

梨本政外九百九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二五九三三号と同じである。

第三三三九号 昭和四十八年六月十九日受理

保育所事業振興に関する請願

請願者 東京都杉並区下井草一ノ三二ノ一

六 丸山兼一外五百二十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二五九三三号と同じである。

第三三六〇号 昭和四十八年六月十九日受理

保育所事業振興に関する請願

請願者 東京都杉並区和田一ノ八ノ二〇

尾暮折子外八十四名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第二五九三三号と同じである。

第三三六一号 昭和四十八年六月十九日受理

保育所事業振興に関する請願

請願者 東京都世田谷区等々力四ノ一三ノ一〇 社会福祉法人ナオミ保育園内

菊田澄江外二千九百十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二五九三三号と同じである。

第三三六二号 昭和四十八年六月十九日受理

保育所事業振興に関する請願

請願者 静岡県清水市有東坂八五ノ二 渡

紹介議員 辺邦彦外四百三十四名
藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二五九三号と同じである。

第三三六三号 昭和四十八年六月十九日受理
保育所事業振興に関する請願
請願者 東京都板橋区仲町五ノ五 藤田実
外七百三十名

紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第二五九三号と同じである。

第三三六四号 昭和四十八年六月十九日受理
保育所事業振興に関する請願
請願者 茨城県石岡市四、九四七 永田道
春外五百五十七名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第二五九三号と同じである。

第三四一三三号 昭和四十八年六月二十日受理
保育所事業振興に関する請願
請願者 名古屋市西区白菊町二ノ二六 柴
田満外八百七十二名

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第二五九三号と同じである。

第三四一四四号 昭和四十八年六月二十日受理
保育所事業振興に関する請願
請願者 名古屋市港区稲木新田九、四八八
浦三郎外二千三百九十一名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二五九三号と同じである。

第三四一五五号 昭和四十八年六月二十日受理
保育所事業振興に関する請願
請願者 名古屋市東区大幸町三ノ二九 荒
木忍外七百四名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第二五九三号と同じである。

第三四一六六号 昭和四十八年六月二十日受理
保育所事業振興に関する請願
請願者 名古屋市港区港陽町六五九港陽荘
内 武藤慎宏外二千三百九十名
紹介議員 神沢 淨君
この請願の趣旨は、第二五九三号と同じである。

昭和四十八年七月二十六日印刷

昭和四十八年七月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局